ジェンダー研究

	2019.2 第 21 号
	GENDER STUDIES

ジェンダー研究

第**21**号 2019. 2 GENDER STUDIES

刊行のことば		西山	惠美	1
著書を語る				
Introduction to The Grand Domestic Rev	olution:			
A History of Feminist Designs for America	can Homes, Neighbo	orhood	ds,	
and Cities (Cambridge: MIT Press, 1981	.)	Dolore	es HAYDE	N 3
ドロレス・ハイデンとマティリアル	・フェミニズム			
		安川	悦子	21
論文				
「性的な取引」におけるエイジェンシ	ーと女性福祉			
セックスワーク論をめぐる議:	論の蓄積から			
		小川	裕子	31
近代「女医」による性的啓蒙		-A		
1920~30年代の婦人雑誌にお				
	•••••	黒目	西	55
研究ノート				
アメリカ・ヘッドスタートの描く「新	所しい」父親像			
		加野	泉	81
特集:現代イスラームにおける「伝統」の約	迷承とジェンダー			
現代イスラームにおける「伝統」の	 	: 序論	Ĥ	
		小野		
		後藤		
		澤井		109

「家族」概念と近代的ジェンダー規範				
――イブン・アーシュールの著作を	通して			
	小野 仁美	121		
伝統と現実の狭間で				
――現代アメリカのスンナ派新伝統	注義とジェンダー言説			
	高橋 圭	133		
男/女の解消				
――スーフィズムの人間観	澤井 真	145		
邦訳クルアーンとジェンダー				
無意識の伝統主義	後藤 絵美	157		
翻訳で読むジェンダーの名著:訳者が語るそ	の魅力			
サラ・S・リチャードソン著/渡部麻	 衣子訳			
『性そのもの―ヒトゲノムの中の男性。	と女性の探求』			
法政大学出版局、2018年				
	渡部(森) 麻衣子	171		
公益財団法人東海ジェンダー研究所・	報告			
平成29年度 事業報告 180				
2019年度 個人·団体研究助成 募集	長要項(第23回) 187			
2019年度 『ジェンダー研究』第22号	原稿募集要項 189			
年報審査・機関誌編集規程 190				

執筆者プロフィール 192

編集委員会・編集後記

刊行のことば

公益財団法人 東海ジェンダー研究所 代表理事 西山 惠美

2018年度の年報『ジェンダー研究』21号をお届けします。

当研究所は、今年度財団設立21年、公益財団法人として再出発して7年を経過しました。昨年度は、財団設立20周年を記念する諸事業、「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」(GRL)の設立、と多忙な一年でしたが、今年度は、個人助成受託者報告会(7月)、講演会(10月)、講座(11月)、賛助会員のつどい(新年1月)など、例年の行事を行い、それぞれ好評のうちに終えることができました。

GRL へは引き続き研究所から委員を派遣し、協議の上、ライブラリの趣旨 に沿って様々な事業が行われました。また、当研究所から寄贈する図書とアー カイブの整理作業もようやく目処が立ち、来年度初旬にかけて終了予定です。

21号の巻頭には、合衆国イエール大学名誉教授のドロレス・ハイデン(ヘイデン)氏の論考を、解説と合わせて掲載しています。氏は、フェミニスト建築学の権威で、数々の著書のうち邦訳も数点出版されています。かねて当研究所へお招きしたいと願っておりましたが果たせず、2018年春のGRL設立記念講演会にも招請しましたが、体調のご都合で果たせませんでした。この度、「著書を語る」として論考をいただくことができました。

当研究所は、この『ジェンダー研究』を事業の中心に位置づけ、内外のジェンダー研究者をはじめ、ジェンダーの問題に関心をお持ちの皆さまにお読みいただき、自由な議論の場となることを願って参りました。21号につきましても率直なご意見、ご批判、ご要望をお寄せくださいますよう、心よりお待ちしております。

Ι

《著書を語る》

Introduction to The Grand Domestic Revolution:

A History of Feminist Designs for American Homes, Neighborhoods, and Cities (Cambridge: MIT Press, 1981)

Dolores Hayden

Professor Emerita of Architecture, Urbanism, and American Studies, Yale University



A Lost Feminist Tradition

Cooking food, caring for children, and cleaning house, tasks often thought of as "woman's work" to be performed without pay in domestic environments, have always been a major part of the world's necessary labor. Yet no industrial society has ever solved the problems that a gendered division of this labor creates. Nor has any society overcome the problems that the isolated residential location of this work creates, both for housewives and for employed women who return from factories and offices to a second job at home. The first feminists in the United States to identify the exploitation of domestic labor by men as the most basic cause of women's inequality dared to demand a "grand domestic revolution" in women's material conditions. I call them material feminists because they wanted economic remuneration for women's unpaid household labor as well as the transformation of American homes, neighborhoods, and cities.

While many women campaigned for equal suffrage, jobs, and education, the material feminists concentrated on spatial issues as the basis of material life. Between the end of the Civil War and the beginning of the Great Depression, three generations of material feminists raised fundamental questions about what was called "woman's sphere" and "woman's work." They challenged two characteristics of industrial capitalism: the physical separation of household

space from public space, and the economic separation of the domestic economy from the political economy. In order to overcome divisions that isolated women and made their work invisible, they developed new neighborhood organizations, including housewives' cooperatives and dining clubs, as well as new building types, including the kitchenless house, the day care center, and the public kitchen. They also proposed ideal, feminist cities. For six decades the material feminists expounded one powerful idea: that women must create new kinds of homes and neighborhoods to support their emergence as truly equal members of society.

The utopian and pragmatic sources of material feminism, its broad popular appeal, and the practical experiments it inspired are not well known. Since the 1930s, very few scholars or activists have even suspected that there might be such an intellectual, political, and architectural tradition in the United States. In the early 1960s, when Betty Friedan searched for a way to describe the housewife's "problems that have no name," and settled on the "feminine mystique," Charlotte Perkins Gilman's *Women and Economics* had been out of print for decades.² Some male historians called her an extremist. No one recognized that she was part of a broad activist tradition that included Melusina Fay Peirce, Marie Stevens Howland, Mary Livermore, Ellen Swallow Richards, and Ethel Puffer Howes, all advocates of the feminist transformation of the home

The loss of the material feminist tradition has also led scholars to misunderstand feminist ideology as a whole. The overarching goal of the late nineteenth and early twentieth century movement was to overcome the split between domestic life and public life as it affected women. Yet scholars have tended to factionalize this struggle: labels such as suffragist, social feminist, and domestic feminist distinguish too sharply between women who worked on public, or social, issues from those who worked on private, or family, issues. Many feminists wished to increase women's rights in the home and, at the same time, bring homelike nurturing into public life. Frances Willard exhorted the members of the Women's Christian Temperance Union to undertake "municipal housekeeping"

and "make the whole world homelike." Other feminists demanded votes, higher education, jobs, and trade unions for women in the name of extending and protecting, rather than abolishing, woman's sphere. When they sought control over property, child custody, divorce, "voluntary motherhood" (birth control), temperance, prostitution, housing, refuse disposal, water supplies, schools, or work places, they wanted woman's sphere to be defined by women. "Away with your man-visions!" said suffragist Susan B. Anthony, "Women propose to reject them all and begin to dream dreams for themselves."

The material feminists located themselves and their campaigns at the ideological center of the feminist movement, defining control over woman's sphere as control over the reproduction of society. They held the intellectual ground between other feminists' campaigns directed at autonomy in domestic life or at autonomy in the urban community. Their insistence that all household labor and child care become social labor was a demand for homelike, nurturing neighborhoods. By that emphasis, they linked other aspects of feminist agitation into one continuous economic and spatial struggle undertaken at every scale from the home to the nation.

By daring to speak of domestic revolution, Peirce, Gilman, and other material feminists developed definitions of economic life and settlement design that many socialists in the United States also accepted, although they often relegated these issues to some future time, "after the revolution," just as some suffragists put them off to be dealt with after winning the suffrage. To win allies in Europe, including Alva Myrdal in Sweden and Lily Braun in Germany, material feminists promoted their program as an essential demand for economic justice for one-half of the population, and as a program for workers' control of the reproduction of society, an idea as exhilarating as workers' control of industrial production.⁴

However, the differences between socialists, feminists, and material feminists on workers' control of the socialization of domestic work was substantial. Engels and Lenin argued that women's equality would result from their involvement

in industrial production, which would be made possible by the provision of socialized childcare and food preparation. They did not consider domestic work to be meaningful and assumed that it would be done by low-status women. On the other hand, some American feminists such as Florence Kelley and Julia Lathrop looked to the state to provide services to help employed women and did not analyze the indirect benefits to capitalism such services would imply. Only the material feminists argued that women must control the important work they were already performing and reorganize it to obtain economic justice. They were not prepared to let men argue that equality would ultimately rest on a woman's ability to undertake "man's" work in a factory or an office. Nor were they prepared to describe the state as the agency of their liberation.

Feminism and Socialism

Although the material feminist tradition remains relatively unknown, its emphasis on reorganizing women's labor as the material basis of the reproduction of society is relevant to contemporary political struggles. Material feminism illuminates the schism between the two great social movements of the late nineteenth century, Marxian socialism and feminism, because it derives directly from a movement, communitarian socialism, which antedated and to some extent generated both. In the early nineteenth century, communitarian socialists such as Robert Owen and Charles Fourier criticized industrial capitalism for its effects on human life and offered programs for reorganized communities that gave equal weight to household labor and industrial labor. Their insights about the importance of domestic work were extended in the material feminist tradition, while Marxian socialists developed the communitarians' critique of industrial work.

Unfortunately, when Marx and Engels caricatured communitarian socialism as utopian and described their own strategy of organizing industrial workers as scientific socialism, they lost sight of the female half of the human race, whose household labor was essential to society and was also shaped by industrial capitalism. Having developed a much more incisive critique of capital and its

workings than the communitarians, Marxian socialists talked persuasively to male industrial workers about seizing the means of production while ignoring women's work and reproduction. Although Engels conceded that the family was based on "the open or disguised domestic enslavement of the woman," and stated that in the family, the man represented the bourgeois, and the wife, the proletarian, Marxists refused to espouse tactics aimed at liberating women from this enslavement. Some even opposed suffrage for women. Others used feminism as a derogatory term to criticize political deviation.

Meanwhile feminists, who were organizing both housewives and employed women, questioned the Marxists' so-called class analysis because no woman had the legal rights or economic advantages of a man of her class. Throughout the nineteenth century, employment for women was generally restricted to a narrow range of sex-stereotyped, low-paying jobs; it was difficult or impossible for women to earn enough to support themselves, let alone dependents. Women were largely excluded from trade unions as well as male trades, while unions campaigned for what they called a family wage for men. Women could not define their own struggles for economic and political autonomy in terms of class struggle organized around their husbands' or fathers' occupations. Instead they worked for equal female rights: suffrage, housing, education, jobs, and trade unions for women.

The split between Marxian socialists and feminists in the second half of the nineteenth century was a disastrous one for both movements. Each had a piece of the truth about class and gender, production and reproduction. The Marxists lost sight of the labor of one half of the population; the mainstream feminists lost sight of class structure under capitalism and addressed most of their demands to the state. Only the small group of material feminists led by Peirce, Gilman, Howes, and others carried on campaigns to end the economic exploitation of household labor, holding, ever so precariously, to the belief that women's labor in the household must be the key to women's autonomy. In order to struggle for control of their own labor, they used economic arguments about women's work similar to the Marxists' arguments about men's work, but they

saw gender, rather than class, as the unifying category.

Because material feminists worked in cities and towns, they expanded the communitarian socialist tradition. Arguing that the built environment must be redesigned to reflect equality for women corrected some of the earlier communitarians' tendencies to work only in experimental socialist villages. At the same time the material feminists accepted the communitarians' weakest argument: that after the reorganization of human work and the physical environment, there would be no capitalist production because the improved model of living would be widely reproduced. This belief in the peaceful evolution of a classless society left material feminists vulnerable to corporations with an interest in designing commercial products for mass consumption.

Urban Evolution

The decades when material feminists were most active, from the 1870s to the 1920s, span the rise and decline of the industrial capitalist city. This era was one of increased concentration of urban population and constant technological innovation, as compared to the subsequent period of monopoly capitalism, characterized by decreased residential densities and mass production of earlier technological inventions. The material feminists' campaigns were contemporary with architects' designs for collective urban residential space, including apartment houses built for upper-class and middle-class residents and model tenements for the poor. Eventually the Hoover Commission Report on *Home Building and Home Ownership* of 1931 led to the private development of millions of low-technology, single-family homes. It was a decisive defeat for feminists as well as for architects and urban planners interested in housing design. How did it happen?

As a national urban population of less than 10 million in 1870 became 54 million by 1920, factories came to dominate city centers. Alongside them sprawled vast, unsanitary tenement districts. At the same time, downtown shopping districts and exclusive hotels and apartments catered to the expanding

middle and upper classes. Cities increased in area as speculators constructed class-segregated residential suburbs for white-collar workers and managers at the circumference of the city, reached by new mass transit systems and served by new water and utility lines. Public space and urban infrastructure emphasized the new social and economic connectedness of urban life.

When Frederick Law Olmsted, the noted landscape architect and planner, analyzed American cities in 1870, he saw the evolving infrastructure as an instrument for the household's liberation. He concluded that more and more women would insist on living in cities, rather than in the country, because of the many advantages to housekeepers: "Consider what is done...by the butcher, baker, fish monger, grocer, by the provision venders of all sorts, by the iceman, dust-man, scavenger, by the postman, carrier, expressmen, and messengers, all serving you at your house when required; by the sewers, gutters, pavements, crossings, sidewalks, public conveyances, and gas and water works." He mused, "there is every reason to suppose that what we see is but a foretaste of what is yet to come." He speculated about the possibility of providing municipal hot-air heat to every home and suggested that public laundries, bakeries, and kitchens would promote "the economy which comes by systematizing and concentrating, by the application of a large apparatus, of processes which are otherwise conducted in a desultory way, wasteful of human strength."

That Olmsted made no distinction between public sidewalks, public central heating for every home, and public kitchens is revealing. He saw the era as a time when rural hamlets gave way to larger human communities. Rapid urban growth encouraged his belief in social interdependence and he overlooked the tendency of municipal infrastructure to reinforce existing economic inequalities. Many other socialists and feminists, including Edward Bellamy, August Bebel, Charlotte Perkins Gilman, Karl Marx, and Friedrich Engels substituted other theories of human evolution and concluded industrial capitalism would give way to an industrialized, socialist society utilizing collective technology for housework and child care at some future time.

Domestic Evolution

When material feminists argued that the role of the housewife and the design of the domestic workplace must evolve just as the city had, they suggested women must develop and control new types of urban infrastructure as their base of economic power. From a contemporary vantage point it seems that housework is an activity whose form has remained much the same during the last century—the unpaid housewife alone in the home—while its content has evolved. Material feminists believed both the form and the content of housework would undergo drastic change and domestic evolution would parallel urban evolution rather than contradict it.

In the preindustrial era, the majority of women worked alongside their husbands and children on subsistence farms, doing the hard work necessary for the family to survive—spinning wool and flax to make cloth, grinding grain into flour to make bread, cooking in an iron pot over an open fire, making soap and candles, tending kitchen gardens, raising animals. This round of activities contributed to their families' food, clothing, and shelter, and perhaps produced some surplus to barter with neighbors. With the beginning of industrialization in the United States, women began to be involved in the national economy as consumers of manufactured goods and as wage workers in factories, shops, and offices. Farm women started to purchase textiles, soap, candles, and canned foods; women, married and single, started to earn wages in textile mills, commercial laundries, and shops, as well as in the traditional female occupation, domestic service. Because domestic space was as much an economic product as public space, the farmhouse, with its storage and work spaces, gave way to urban and suburban dwellings devoted to the consumption and display of manufactured goods.

While the diffusion of new inventions was slow, industrialization had two effects on most housewives throughout the nineteenth and early twentieth centuries. Housewives were still encumbered with cooking, baking, cleaning, sewing, laundry, and child care, but they were newly conscious of their lack of cash in an economy increasingly depending upon cash rather than barter. The

growth of manufacturing meant that while the rest of the society appeared to be moving forward to socialized labor, the housewife, encased in woman's sphere, slowly became more isolated from her husband, who now worked away from home; her children, who attended school all day; and the rural social networks of kin and neighbors which were disrupted by migration to the growing urban centers.

Historian Nancy Cott has analyzed the importance of the idea of woman's sphere to the United States as a developing industrial society claiming to be a democracy: "By giving all women the same natural vocation, the canon of domesticity classed them all together. This definition had a dual function in the national culture. Understanding the rupture between home and the world in terms of gender did more than effect reconciliation to the changing organization of work. The demarcation of women's sphere from men's provided a secure, primary social classification for a population who refused to admit ascribed statuses, for the most part, but required determinants of social order. ... Sex, not class, was the basic category. On that basis an order consistent with democratic culture could be maintained." The private home was the spatial boundary of woman's sphere, and the unpaid domestic labor undertaken in that space by the isolated housewife was the economic boundary. "My wife doesn't work" became the male boast reflecting housewives' separation from the market economy and the resultant invisibility of their labor.

Charlotte Perkins Gilman criticized domestic backwardness in 1903: "By what art, what charm, what miracle, has the twentieth century preserved alive the prehistoric squaw!" She argued that the solitary housewife could never compete with the workers employed in well-equipped commercial laundries or hotel kitchens beginning in the 1870s. Neither could the isolated single-family home compete with the advantages offered by larger housing complexes introduced about the same time. Multistory housing minimized expensive utility lines for gas, water, and electricity. Improved gas stoves, gas refrigerators, electric suction vacuum cleaners, mechanical dishwashers, and steam washing machines were used in hotels, restaurants and commercial

laundries. Because this technology was developed at the scale suitable for fifty to five hundred people, any group interested in mechanizing domestic work had to plan for collective consumption by organizing households into larger groups inhabiting apartment hotels, apartment houses, model city blocks, tenements, model suburbs, or new towns. What was unique about the material feminists was not their interest in these questions, which also attracted inventors, architects, planners, speculators, and efficiency experts, but their insistence that these economic and spatial changes should take place under women's control.

First came demands for housewives' wages, Melusina Fay Peirce said in 1868: "It is one of the cherished dogmas of the modem lady, that she must not do anything for pay; and this miserable prejudice of senseless conventionality is at this moment the worst obstacle in the way of feminine talent and energy. Let the cooperative housekeepers demolish it forever, by declaring that it is just as necessary and just as honorable for a wife to earn money as it is for her husband. ..." Second, material feminists proposed transformation of the workplace, the private kitchen, in accordance with theories of evolution: "Shall the private kitchen be abolished? It has a revolutionary sound, just as once upon a time revolution sounded in such propositions as these: ... Shall home spinning, home weaving, home stitching of shirts, home soft-soap making be abolished?" Zona Gale concluded in 1919 that "the private kitchen must go the way of the spinning wheel, of which it is the contemporary." 11

Experiments were tried in many forms, Peirce started a housewives' cooperative in Harvard Square and the cooked food and clean laundry produced there were presented to husbands for cash on delivery. Howland planned a new city with courtyard houses sharing a common kitchen and dining room. Richards built public kitchens in Boston and Chicago to serve working families nutritious food while Livermore promoted dining clubs to support organizers in the suffrage cause. Gilman lectured on economics and wrote novels about ideal cities run by women. Howes organized the Institute for Coordination of Women's Interests at a women's college. Why so many different models? The producers' cooperative appealed to housewives, while the consumers' cooperative appealed to

professional women and political activists. Industrial workers were interested in services as workers' benefits, while women in urban reform movements looked for ways to introduce municipal services. Female entrepreneurs chose the small business; domestic economists, the nonprofit organization. Each of these tactics made point: housewives are workers; employed women are also housewives; production cannot exist without reproduction; the state must help to create good citizens through services to mothers and their children. Strategists also needed to relocate the domestic workplace. Should it be in the residential complex (an apartment house or an entire block), in the neighborhood, in the factory, or in the city? Proposals covered all these possibilities.

In the process of mounting experiments, material feminists had to tackle class and race as well as gender. While gender determined "woman's" work, economic class and race affected women's experience of the domestic sphere. The housewife-employer who hired domestic servants differed from the housewife who did all her own work and from the woman who performed domestic work for pay. The paid workers included cooks, maids, and laundresses, most of whom lived in another woman's home. Housewife-entrepreneurs who took in boarders, sewing, or laundry also earned cash. The relative importance of each of these categories (housewife-employer, housewife, housewife-entrepreneur, day worker, and live-in servant) shifted toward the housewife who did her own work during the era of industrial capitalism, as fewer women entered domestic service and more chose industrial work. Live-in servants were present in one United States household in ten in 1900, while seven out of ten housewives did their own work, and two out of ten were housewife-entrepreneurs who took in laundry or boarders.¹²

Early material feminist reformers took the stance that because servants were scarce, housewives would have to band together to socialize domestic work and organize both themselves and their former servants in the process. As their movement developed, the leaders came to a more complex understanding of the exploitation servants had endured and of the racism which prohibited black women from holding other jobs. A strike by African American laundresses

who preferred day-work to living-in was covered in feminist newspapers. Nevertheless, the gap between the servant and the feminist reformer was such that some reformers did not recognize the role privilege played as they tried to deal with the intersection of class, gender, and race while delivering message about economic independence for all women.

Suburban Retreat

During the years from 1870 to 1920, while material feminists (and the suffragists, socialists, architects, and urban planners who agreed with them) were planning and creating housing with facilities for socialized domestic work, an antithetical movement was beginning to gather momentum. Between 1920 and 1970, suburbanization reversed urban densities and deemphasized architectural and technological innovation. Corporations began to support suburban home ownership in the late teens for skilled, white, male workers as a way of "fostering a stable and conservative political habit." A national conference on *Home Building and Home Ownership*, convened in 1931 by Herbert Hoover to support home ownership for white men "of sound character and industrious habits," aimed to provide a long-term program for economic recovery from the Depression. Builders, bankers, and manufacturers agreed that the home they wished to promote was a single-family suburban house on its own lot. While its exterior might reflect changing styles, the interior spaces replicated the Victorian homes presented to Americans with moral messages about respectability, consumption, and female domesticity.

Campaigns for male home ownership launched in the 1920s contained the message (agreed to by employers and many male trade unionists), that men would be paid "family" wages, while women would be kept out of the paid work force to be full-time, unpaid housewives and mothers. To dislodge women from paid jobs in the 1920s and 1930s, advocates of home ownership attacked feminism, alleging "free-loveism," "unnatural motherhood," and "futurist baby-raising" as consequences of women's economic independence. They used the rhetoric of the 1880s to deplore the "social hot-beds" of apartment hotels

and boarding clubs where the family, "an institution of God," was undermined because women did not do their own housework in these environments.¹⁴

The development of suburban home ownership as national housing policy in the United States offered a post-World War I idea to a post-World War II society. Government-sponsored mortgages and tax deductions for home owners in the post-World War II era provided a great boom to speculative builders, appliance manufacturers, and automobile manufacturers. Builders created millions of single-family houses that did not involve careful site planning, provision of community space, or any design input from architects. These houses were to be filled up with mass-produced appliances. Beginning in the 1920s, appliance manufacturers miniaturized the large-scale technology developed earlier for hotels and restaurants and used by cooperative house-keeping societies. In its place came smaller refrigerators, freezers, vacuum cleaners, dishwashers, and clothes washers. Labor-saving devices such as refrigeration compartments or vacuum systems which had been built in to the walls of hotels and apartments were redesigned as appliances to be plugged in at tract houses. In miniaturization lay the seeds of a future energy crisis, because some appliance manufacturers sold generating equipment to municipalities, a relationship they could parlay into extra profits by designing appliances for maximum energy consumption.¹⁵ Suburban home ownership also increased the demand for private automobiles. Beginning in the 1920s, advertising promoted appliances, cars, and all sorts of other products in the setting of the suburban "dream house."

By 2000, the suburban rings of cities held a greater percentage of the national urban population than the old city centers and rural areas combined. A majority of households lived in single family homes. By the 1970s, over three quarters of AFL-CIO members owned their homes on long mortgages. ¹⁶ National policies supporting home mortgages and consumer credit for white men meant that women's access to housing had to be through their husbands, and people of color had difficulty obtaining mortgages at all. Women's paid employment was limited by suburban locations, because women were less likely than men to own cars and had difficulty arranging child care in tracts with no community

facilities. Although more and more married women in the United States entered paid employment, they continued to have a second job at home.

Entire urban regions had been transformed into miles and miles of suburban sprawl in defiance of earlier notions of urban evolution and progress. At the end of the nineteenth century, advocates of urban evolution had marveled at industrial society's progression "from the simple to the complex." In the 1920s, advanced capitalism turned this idea around, as the technically and spatially complex urban apartment house was replaced by a cruder single-family suburban dwelling. Increasingly hazardous power sources such as nuclear power plants and attenuated oil pipelines were introduced to meet the steadily rising demand for energy, and the term "dream house" began to have ironic overtones.

Over a century and a half, the content of housework changed until time spent in the consumption of manufactured products nearly equaled the time spent in hands-on cooking, cleaning, and child care. Still the housewife worked alone and her work was never done: time budget studies in the United States and other industrialized countries show that the housewife's hours of work increased rather than decreased after the 1920s, despite labor-saving devices and commercial services. Frozen food companies provided meals, television served to keep children quiet, and housewives had electric appliances, yet they were less in control of woman's sphere than they had been at the beginning of industrial capitalism. Capitalism had socialized only those aspects of household work that could be replaced by profitable commodities or services, and left rest. The home was not considered a work place but a retreat; the housewife's unpaid, isolated labor was still not considered work. Women at home were almost never called workers. For the housewife who rebelled, there was an increasing reliance on tranquilizers. Doctors prescribed Valium and Librium over 47 million times for United States women in 1978 and drug company advertisements often showed a frowning housewife with apron, broom, and child. One ad read: "You can't change her environment but you can change her mood."17

The Legacy of Material Feminism

Material feminists achieved their greatest influence when strategies for housing Americans in dense urban neighborhoods were popular; their influence waned as efficient consumption was defined, not as the careful use of scarce resources, but as the maximum demand for mass-produced commodities. Although the dense urban environments of industrial capitalism ultimately gave way to an artificial privatism in the United States, and workers' suburban habitations proved that Olmsted and Gilman had both misjudged the pace at which urban concentration was hastening socialism and women's liberation, the debates they began remain relevant. Many questions about women's nurturing work and the larger economy are once again being asked, but the importance of the design of housing and neighborhoods for these issues has largely been forgotten.

Most American families continue to inhabit single family housing designed around the ideal of woman as full-time homemaker. As women's participation in the paid labor force continues to rise, both women and men come to suspect the conflicts that outdated forms of housing and inadequate community services create for them and their families, yet it requires a spatial imagination to understand that suburban regions designed for inequality cannot be changed by new roles in the lives of individuals. Material feminists stimulated spatial imagination by providing visions of other ways to live. These reformers argued for female autonomy among socialists and for women's economic and spatial needs among suffragists. They recognized housewives as a major, potential, political force. Their ability to propose diverse residential landscapes set them apart from the more pragmatic, but less visionary reformers of their time.

When material feminists developed their battle plan for the grand domestic revolution, they established their significance not only as visionaries but also as social critics. They resisted the polite conventions of daily life more effectively than any other political group of their era—socialist, anarchist, or suffragist. By mocking domestic pieties and demanding remuneration for housework, they shocked both women and men into analyzing homes and neighborhoods with a critical consciousness that has not been matched since. When, at their

most militant, the material feminists demanded that paid workers perform all household tasks collectively in well-equipped neighborhood kitchens, laundries, and child care centers, they gave the design professions importance long since lost by those working for speculative builders or the zoning bureaucracy. When they argued for transformation at every level, from the household and the neighborhood to the municipality and the nation, they set an example for others who might wish to forge coalitions around housework, equal employment, housing policy, and energy policy.

An egalitarian approach to nurturing requires complex decisions about national standards versus local control, about general adult participation versus efficient specialization, and about individual choice versus social responsibility. Any socialist, feminist society of the future will find unpaid nurturing at the heart of its concerns, and, also with it, the problem of freedom versus control for the individual, the family, the community, and the nation. Material feminists dared to imagine a world where all women were valued workers and new kinds of infrastructure supported women's economic independence. Were these utopian imaginings? As Lawrence Goodwyn observes in his history of the American Populist movement, "If the population is politically resigned (believing the dogma of 'democracy' on a superficial public level but not believing it privately) it becomes quite difficult for people to grasp the scope of popular hopes that were alive in an earlier time when democratic expectations were larger than those people permit themselves to have today. ..."18 It is easy to dismiss the economic liberation envisioned by material feminists as foolish, much better to comprehend their dreams, study their manifestos and organizations, and attempt to understand those aspects of American culture that nourished their hopes for feminist homes, neighborhoods, and cities.

Notes

Published in English and Japanese by permission of the MIT Press.

Nineteenth-century terms were "woman movement" and "advancing" woman's position; I'm using the contemporary word feminist. The phrase "grand domestic revolution," appears in Stephen Pearl Andrews, *The Baby World*, 1855, reprinted in the feminist paper, *Woodhull and*

- Claflin's Weekly 3 (June 8, 1871): 10, and (October 28, 1871): 12.
- 2 Charlotte Perkins Gilman, Women and Economics: The Economic Factor Between Men and Women as a Factor in Social Evolution (1898; New York: Harper and Row, 1966), vi–xxxv.
- 3 Frances Willard, quoted in Sheila Rothman, Woman's Proper Place: A History of Changing Ideals and Practices, 1870 to the Present (New York: Basic Books, 1978), 67; Ida Husted Harper, The Life and Work of Susan B. Anthony, 2 vols. (Indianapolis: Bowen Merrill, 1899), I, 134.
- 4 Alva Myrdal worked with Sven Markelius, "Kollektivhuset som bostadsform," Form Svenska Slojdforeningens Tidskrijl Areang 31 (1935): 101–128; Lily Braun supported the "one-kitchen house" in Frauenarbeit und Hauswirtschaft, (Berlin, 1901).
- 5 Friedrich Engels, The Origin of the Family, Private Property, and the State (1884; Moscow: Progress Publishers, 1977), 74.
- 6 Frederick Law Olmsted, Public Parks and the Enlargement of Towns, speech given to the American Social Science Association (Cambridge, Mass., Riverside Press, 1870), 7–9.
- Susan T. Kleinberg, "Technology and Women's Work: The Lives of Working Class Women in Pittsburgh, 1870–1900," *Labor History*, 17 (Winter 1976): 58–72.
- 8 Nancy F. Cott, *The Bonds of Womanhood: "Woman's Sphere" in New England, 1780–1835* (New Haven: Yale University Press, 1977), 98.
- 9 Charlotte Perkins Gilman, The Home: Its Work and Influence (1903; Urbana: University of Illinois Press, 1972), 84.
- 10 Melusina Fay Peirce, "Cooperative Housekeeping II," Atlantic Monthly 22 (December 1868): 684.
- 11 Zona Gale, "Shall the Kitchen in Our Home Go?" Ladies' Home Journal 36 (March 1919): 35ff.
- 12 David M. Katzman, Seven Days A Week: Women and Domestic Service in Industrializing America (New York: Oxford, 1978); Susan Strasser, "Mistress and Maid," Marxist Perspectives 4 (Winter 1978): 52–67; Tera Hunter, To 'Joy My Freedom: Southern Black Women's Lives and Labor After the Civil War (Cambridge: Harvard University Press, 1997).
- 13 Industrial Housing Associates, Good Homes Make Contented Workers (Philadelphia: Industrial Housing Associates, 1919).
- 14 John Edgerton, speech as president of the National Association of Manufacturers, 1926, in Judith Papachristou, Women Together, A History in Documents of the Women's Movement in the United States (New York: Knopf, 1976), 201.
- 15 Ruth Schwartz Cowan, "Two Washes in the Morning and a Bridge Party at Night: The American Housewife Between the Wars," *Women's Studies* 3 (1976): 147–172.
- 16 Survey of AFL-CIO Members' Housing 1975 (Washington, D.C.; AFL-CIO, 1975), 16.
- 17 Anne S. Kasper, "Women Victimized by Valium," New Directions for Women 8 (Winter 1979–1980): 7.
- 18 Lawrence Goodwyn, The Populist Movement: A Short History of the Agrarian Revolt in America (Oxford: Oxford University Press, 1978), xiv-xv.

ドロレス・ハイデンと マティリアル・フェミニズム

Dolores Hayden and Material Feminism

安川悦子 YASUKAWA Etsuko

1

ドロレス・ハイデン* (Dolores Hayden) の著作、The Grand Domestic Revolution: A History of Feminist Designs for American Homes, Neighborhoods, and Cities (Mass., MIT Press, 1981) が、『家事大革命―アメリカの住宅、近隣、都市におけるフェミニスト・デザインの歴史』(野口美智子、藤原典子他訳)として勁草書房から翻訳出版されたのは、1985年のことであった。日本では、1979年に国連総会で決議されていた「女子差別撤廃条約」の批准をめぐって議論が高まっていたときである。批准を推し進めようとする女性やフェミニストたちと、それをおしとどめようとする保守派政治家たちの攻防が、マスコミを賑わせていた。女性の労働権と育児の男女平等責任・社会的責任を明記したこの「女子差別撤廃条約」は、人権宣言の長い歴史の中でも、画期的なものであった。さまざまな議論の末に、日本の国会はこの条約の批准を認めた。1985年6月のことである。これは法のもとでの男女平等を認めた「日本国憲法」(1946年11月公布)以来の画期的な出来事であった。

^{*} Dolores Hayden, Prof. Emerita of Architecture, Urbanism, and American Studies at Yale University の日本語表記は、ドロレス・ハイデンとされているが、ドロレス・ヘイデンと表記するほうが英語での発音にちかい。しかし彼女の日本語に翻訳された 3 冊の著作はいずれもドロレス・ハイデンと表記されているので、ここでも混乱を避けるために、ドロレス・ハイデンと表記する。

それを後押ししたのが、「ウーマン・リブ」と総称された女性たちの国際的な、そして日本での運動の高まりであった。女性が社会の中で働いて生きる権利と、育児の社会および男女平等責任という、女性の人権の根幹をなすといえる項目が、国際的な女性運動に後押しされたものであったとはいえ、国会で認められたのである。

ドロレス・ハイデンの『家事大革命』は、こうした空気のなかで日本語に翻訳され出版された。フェミニスト運動に共感を寄せ始めていた日本の女性たち、とりわけ1950年代中頃、『婦人公論』誌上で展開された「主婦論争」を知る女性や研究者たちにとって、この書のインパクトは大きかった。「家事労働」をめぐっての大熊信行ら経済学者と、石垣綾子をはじめとする「女性社会進出論者」との論争は、1950年代から60年代にかけての日本の論壇を賑わせた。女性は社会で働くべきか、幸福な「マイホーム主婦」になるべきか。おりしも高度経済成長時代をむかえていた日本の経済社会において、「マイホーム主婦」派に世論の天秤は大きく傾いていた。そしてまた明治時代いらいの「良妻賢母主義教育」の伝統は、1980年代になっても日本の女子教育や家政学研究を根強く支配していた」。こうした中でのドロレス・ハイデンの家事労働の社会化をめざしたアメリカのフェミニストについての研究は、日本のフェミニスト研究者たちに強烈なインパクトを与えるものであった。

2

ドロレス・ハイデンは、1966年にアメリカの名門女子大学であるマウント・ホリヨーク大学を卒業している。その後彼女は、ハーヴァード大学大学院に進学し建築および都市計画を専攻した。大学院を終えた後、カリフォルニア大学バークレー校、マサチューセッツ工科大学(MIT)、カリフォルニア大学ロサンゼルス校につとめた後、イェール大学で「建築、都市およびアメリカン・スタディズ」の教授をつとめ、現在はここの名誉教授である。

ドロレス・ハイデンが大学を卒業するころ、アメリカやイギリスでは新し

い形での女性たちの運動が盛り上がりをみせはじめていた。「ウーマン・リブ」と後になって総称されるこの運動の空気をたっぷり吸い込んで、彼女は、研究者としての自己形成をしたにちがいない。1963年、ベティ・フリーダン(Friedan, Betty)が The Feminine Mystique (New York, Norton)を出版して、アメリカの都市郊外住宅に暮らす女性たちの疎外状況を訴え、女性(主としてアメリカの白人中産階級の)たちから大きな共感と支持をえた。獣医の妻として暮らすフリーダン自身の自らの体験や、スミス女子大学の同窓生たちのインタビューをふまえて、彼女は、この住宅の中で暮らす専業主婦の女性たちが一様に、「名前のない問題」に悩み、家庭を「居心地の良い強制収容所」だと感じていると告発したのである。

白人中流階級の専業主婦たちの自己疎外状況についてのこのフリーダンの訴えは、多くのアメリカの女性たちの共感をよび、一つの大きな運動が生みだされた。1966年、フリーダンによって「全米女性組織」(NOW, National Organization for Women)が組織され、そうした動きがアメリカだけでなくイギリスをはじめとする世界各地に拡がった。いわゆるウーマン・リブ運動がはじまったのである。

イギリスでは1966年、ジュリエット・ミッチェル(Juliet Mitchell)が、「女性―もっとも長期にわたる革命」と題する論文をイギリス左翼の雑誌、『ニュー・レフト・リヴュウ(New Left Review)』に発表し、マルクスを含めて経済学者たちは、これまで、いわゆる「商品」の生産の場である資本主義について詳細な分析を行ってきたのに、そしてそこから「剰余価値」を搾取する資本主義システムを問題にしてきたのに、その労働力という「商品」を生産する「場」、つまり「労働者」を生み出す「家庭」についてはブラックボックスのままにしてきたと批判した。このブラックボックスの中では、妻としての女性が、専業的に「労働力商品」である夫をケアし、未来の「労働力」となるべき子どもを育てる仕事をしている。それなのに、これを経済学の問題として分析するどころか「女性の領域」として経済学の分析対象外とし、不問に付してきた。資本主義社会において「商品」の生産に欠くことのできない「労働力」の生産は、「女性の居場所」である「家庭」で行われる

ものであり、それは、科学的分析の対象とはなりえないとみなされていた。

ジュリエット・ミッチェルは、このことに異議申し立てをした。資本主義経済は、資本の生産を究極の目標としているが、そのためには資本を生産する労働力の生産と再生産が必要である。その労働力を生産し、再生産する場としての「家庭」が、つまりその「家庭」で行われる「家事労働」が、「女性の領域」としてブラックボックスのままにされていてよいはずがない。資本主義的生産のシステムの中に、ブラックボックスのまま「女性の領域」が抱え込まれている。この構造を、ミッチェルは「家父長制」と呼び、その解体こそフェミニストたちの運動目標だと主張した。フリーダンが問いかけた「女性の神話」を、ミッチェルが経済理論におけるセクシズムだとして批判し、その解体を訴えた²。

この新しいフェミニスト運動の空気は、ドロレス・ハイデンにも影響を与えたにちがいない。フリーダンが告発し、ミッチェルが解明して見せた「家父長制」、つまり性別役割分業「家族」は、解体され、「主婦」たちはそこから解放されなければならない。若いドロレス・ハイデンは彼女の専門である建築学の分野からこの問題に取り組んだ。都市郊外の孤立した「住宅」の中で、家事・育児を専業的に行っている女性たちは、どうしたらそこから解放されるか。性別役割分業の廃止というフェミニズム運動の根幹をなすこの問いに、ドロレス・ハイデンは、アメリカの女性たちの歴史の草むらに分け入り、そこから「マティリアル・フェミニスト (Material Feminist)」と彼女が名づける女性たちの運動や実践をひきだした。

それはどのような運動であったのか。1970年代の末から80年代のはじめにかけて、たてつづけに出版されたドロレス・ハイデンの3冊の著作は、家事労働を「女性の領域」から解放する、あるいは女性を「家事の領域」から解放するために多様な試みをした、アメリカの女性たちの歴史をテーマとしていた。その3冊のタイトルは以下のとおりである。

 Dolores Hayden, Seven American Utopias: The Architecture of Communitarian Socialism, 1790–1975, The MIT Press, Cambridge, Mass., 1979. (Copyright 1976 by MIT)

- ・Dolores Hayden, *The Grand Domestic Revolution: A History of Feminist Designs for American Homes, Neighborhoods and Cities*, The MIT Press, Cambridge, Mass, 1981. (『家事大革命―アメリカの住宅、近隣、都市におけるフェミニスト・デザインの歴史』野口美智子、藤原典子他訳、勁草書房、1985年)
- ・Dolores Hayden, *Redesigning the American Dream: The Future of Housing,* Work and Family Life, W. W. Norton, 1984. (『アメリカン・ドリームの再構築:住宅、仕事、家庭生活の未来』野口美智子、梅宮典子、桜井のり子、佐藤俊郎訳、勁草書房、1991年)

3

ドロレス・ハイデンは、『ジェンダー研究』編集委員会(東海ジェンダー研究所)からの依頼にこたえて寄稿した『家事大革命』についてのエッセイにおいて、アメリカにおける最初のフェミニストは、「マティリアル・フェミニスト」たちであったと述べている。日本語に訳せば、「物質的な」あるいは「実質的な」、あるいは「本質的な」といった意味をもつ「マティリアル」な「フェミニスト」とは一体、どういう人たちなのか。彼女の説明に従えば、「男性による家事労働の搾取を、女性の不平等のもっとも根源的な原因」だと認め、女性の置かれている「物質的な条件である家事の大革命」を要求し、かつその革命を実践しようとした人たちである。

この「マティリアル・フェミニスト」たちが取り組んだ「家事革命」とは どのようなものであったか。彼女によれば、革命の目的は、これまで「女性 の領域」として隔離され無視されてきた「家事空間」を、社会の場に引き出 すこと、つまり女性が家庭の中で孤独に担ってきた「家事労働」を社会にひ きだし「協働(共同、協同)の労働」にすることであった。それはまた「家 事労働」を社会的に評価することを意味した。

なぜ「家事労働」は、コミュニティや社会の中で共同して行われるのではなく、主婦としての女性が「家庭」のなかで密やかに行われなければならな

いのか。ドロレス・ハイデンの疑問はこうしたところにあったにちがいない。彼女は、協同・共同家事の手がかりを、アメリカにおいて歴史的に数多く存在してきた「コミューン」に求めた。

Seven American Utopias: The Architecture of Communitarian Socialism, 1790–1975. (『七つのアメリカのユートピア―コミュニタリアン社会主義の構造、1790~1975』) という表題の、彼女の最初の著作がその成果であった。彼女は、宗教的なセクトや、オーエンやフーリエを信奉する社会主義者たちが、アメリカに建設した共同社会(コミューン)に関心をもった。そこで実践された「協働(共同、協同)」の労働や消費や家事とは、どのようなものであったのか。膨大な資料にもとづいて書き上げられたこの『七つのアメリカのユートピア』は、そのすぐ後に発表された『家事大革命』や『アメリカン・ドリームの再構築』での彼女の議論の「通奏低音」となった。「協働(共同、協同)」の労働や消費への彼女のまなざしは、この研究で培われたと見ることができる。

『七つのアメリカのユートピア』が出版された二年後に、『家事大革命』が出版され、またその2年後には『アメリカン・ドリームの再構築』が公にされている。この2冊でドロレス・ハイデンは、人間の生命の生産と再生産に深くかかわる「家事・育児」が、なぜ「家庭」の檻の中に囲い込まれたのか、そしていかにしたらその「檻」から「社会」に解放されるのかを問題にした。そしてアメリカの歴史の草むらの中から、「家事労働」の社会化、共同化、協同化を実践した女性たちとその運動をひきだしたのである。

ドロレス・ハイデンは、この解放の役を演じた女性たちを「マティリアル・フェミニスト」と名づけた。これは女性たちの「革命」であった。19世紀をつうじてアメリカでは、さまざまな形の「家事革命」が実践されていた。「協同家事」、「公共キッチン」、「共同保育」そして「台所のない家」といった、家事の協働化の実践や運動が、アメリカの歴史の中で豊かに展開されていた。メルシナ・フェイ・パースやマリー・スティーヴンス・ハウランド、そしてメアリー・リヴモアやシャーロット・パーキンズ・ギルマンらが、家事の協働化のために活躍した。こうした「マティリアル・フェミニス

ト」たちの運動こそが、アメリカのフェミニズム運動の主流なのだとドロレス・ハイデンはいうのである。

中でも「マティリアル・フェミニスト」の理論的な支えをしたのは、シャーロット・パーキンズ・ギルマン(Charlotte Perkins Gilman)であったとして、この『家事大革命』のなかでドロレス・ハイデンは四章をさいて、ギルマンのフェミニスト思想やそれにもとづく活躍を説明している。ギルマンが1898年に発表した『女性と経済学』(Women and Economics: A Study of the Economic Relation between Men and Women as a Factor in Social Evolution)は、ギルマンの女性解放論であり、それこそが、「マティリアル・フェミニスト」宣言であったというのである。

この「マティリアル・フェミニスト」ギルマンの思想はまたドロレス・ハイデンの思想でもあった。女性は家庭の東縛から解放され、社会的な労働につき、すべての分野での家事労働は社会化される。住宅や近隣のデザイナーとしてのドロレス・ハイデンはそのための具体的な住居や近隣や、そして都市の設計に関心をよせていた。家事サービスのよい、ギルマンのいう保育施設も併設されたアパートメント・ハウスの提案は、いまもなお十分に現実味をもつデザインであると彼女はみていた。

4

それにもかかわらずギルマンのこの提案は、アメリカにおいてなぜ半世紀 以上にわたって無視されてきたのか。

19世紀末から20世紀はじめにかけての「マティリアル・フェミニスト」たちの活躍は、女性参政権運動(1920年にアメリカで女性参政権が実現する)とともにアメリカが誇るべき歴史であり伝統であった。しかしなぜこの「マティリアル・フェミニズム」の伝統が、1930年代のアメリカ経済の大不況をきっかけに、歴史の舞台から消えてしまったのか。ドロレス・ハイデンの3冊目の著作、『アメリカン・ドリームの再構築』(1983年)は、この問いに答えるものであった。

1929年、アメリカ経済は空前の大恐慌に見舞われた。景気浮揚策として大統領が展開した政策は、政府が介入した巨大なダムや住宅の建設をはじめとするニューディール政策であった。有効需要の創出は政府の政策の中心課題とされ、そのための巨額の公共投資が実施され、アメリカン・ドリームの実現の証として郊外一戸建て住宅の建設が積極的に推し進められた。それは、アメリカの中産階級だけではなく、労働者階級をも巻き込むものであった。そしてまたこの政策が女性たちを郊外住宅にますます縛りつけることになった。自動車の普及や道路網の整備と共に、ますます郊外に住宅建設は拡がったからである。しかしこれはあくまで「アメリカン・ドリーム」であった。1940年から50年代を通して、アメリカの多くの人たちがとらわれていた「夢」であったというのである。

しかし「アメリカン・ドリーム」の夢から覚めてみると、現実には何が起きていたか。ベティ・フリーダンの The Feminine Mystique(『女性の神話』)は、こうした環境の中にいる専業主婦たちの深刻な現実を訴えたものであった。この現実についての告発が、女性の側から発せられ、そしてウーマン・リブの運動と共に、世界に広がっていった。そしてあらたなフェミニズム運動の起点になったのである。

1983年に出版された『アメリカン・ドリームの再構築』は、こうした状況を敏感に反映したドロレス・ハイデンの「マティリアル・フェミニズム」宣言であり、女性たちが暮らし働く「都市」を、デザインし直すための宣言であったとみることができる。「都市空間を自分たちのものに」と「ジェンダーの建築を超えて」と題するこの書の最後の二つの章がそれである。ジェンダーによる差別も区別もない社会、男も女も働き、職場と住宅と交通と、そして子どものケアや高齢者のケアが、有機的に関連づけられデザインされた都市空間を作る。その提案で、この書は終わっている。

アメリカのコミューナルなユートピア共同体の研究からはじまったドロレス・ハイデンのマティリアル・フェミニズムは、21世紀になって新たな展開を見せ始めたジェンダー研究に大きなインパクトを与えた。このインパクトは今どのような実をつけているだろうか。

ドロレス・ハイデンの仕事で、もう1冊日本語に翻訳されている著作がある。

Dolores Hayden, *The Power of Place, Urban Landscapes as Public History*, The MIT Press, 1995. (『場所の力―パブリック・ヒストリーとしての都市景観』後藤春彦、篠田裕見、佐藤俊郎訳、学芸出版社、2002年) がそれである。

ここでは、先住民族や、アフリカをはじめとする多様な地域からの移住民や、労働者や女性や子どもや高齢者たち、こうした多様な人たちが暮らしている、あるいは暮らしてきた「場所」としてのロスアンジェルスを取り上げて、そこでの人々の暮らしや文化や生活のしるしを、公共の記憶として保存する。ドロレス・ハイデンはこうした目的をかかげた運動を起し、多くの人たちの共感を呼んだ。その経験を踏まえて書かれたこの書は、多くの人々が暮らしてきた「場」のもつ歴史的な力という観点が提起されている。この観点は、先に述べた彼女の「マティリアル・フェミニズム」とどう響き合うのか。それは彼女のマティリアル・フェミニズムの通奏低音になるのだろうか³。

注

- 1 日本における「主婦論争」や「良妻賢母主義教育」などの問題については、安川悦子 『フェミニズムの社会思想史』(明石書店、2000年)の「第3章日本型企業社会と家 族問題」、「第4章日本の近代化と家族イデオロギー―『イエ』から『マイホーム』 へ」を参照。
- 2 イギリスでは、このミッチェルの問いかけに応えて、経済学や社会学、あるいは心理学を研究する多くのフェミニスト研究者たちが「家父長制」を解体するための議論に参加した。例えば、Oakley, Ann, Women's Work: The Housewife, Past and Present, New York, 1974; Chodorow, N., The Reproduction of Mothering: Psychoanalysis and the Sociology of Gender, Berkley, 1978; Barrett, M. and Mary McIntosh, The Antisocial Family, London, 1982. などがある。
- 3 Dolores Hayden の建築・都市計画学は、ジェンダーの視点とマイノリティの視点という二つの視点に支えられていると、UCLAで彼女から学んだ佐藤俊郎は指摘している。(佐藤俊郎「21世紀のまちづくりとジェンダー―ドロレス・ハイデンのフェミニズム・都市デザインをてがかりに―」、『ジェンダー研究』15号、東海ジェンダー研究所、2013年2月、参照)

「性的な取引」におけるエイジェンシーと 女性福祉

――セックスワーク論をめぐる議論の蓄積から

Agency in Sexual Transactions and Social Work Practices for Women: A Study of the Discourse on Sex Work

小川裕子 OGAWA Yuko

This paper examines "sexual transactions," which were often debated upon in the 1990s with advances in the "discourse on sex work." This discourse developed further in the middle of the 2000s, through a controversy between the sociologist Aoyama Kaoru and the jurist Nakasatomi Hiroshi. Aoyama and Nakasatomi represent two contrasting perspectives. The former's view is simply a form of labor, a view that has been expressed by many sex workers; the latter, influenced by feminism, considers the sex industry to be a form of discrimination or violence against women. They agree that sexual transactions lie on a continuum, and that a guarantee of women's rights is necessary for empowerment. However, they differ in terms of what type of rights should be guaranteed and what sex means to human beings in the first place. After examining this debate, this paper makes proposals on social work practices that support women. The perspective on agency that Aoyama advocates is clearly important for promoting these practices.

はじめに

2010年代に入り、社会構造的な課題として取り上げられるようになった「女性の貧困」の文脈の中で、多様化する性風俗産業とそこで働く女性について語られる機会は少なくない。しかしこれまでも、公娼制の時代から家族

を養うために遊廓で働く女性や、敗戦直後、生活のために売春を行なう「闇の女」など、困窮状態にある女性と、「性的な取引」「は隣接した関係にあることが多かったのは歴史的な事実といえよう。そしてその結果、戦後、社会福祉が整備される中で、日本の女性福祉領域が「売春のおそれのある女子」を対象とした売春防止法や婦人保護事業を基盤に展開されてきた経緯が、何より、「性的な取引」と福祉的支援の関連性の強さを象徴している。そこでは、「性的な取引」は経済的な困窮状態か、個人の性行に起因するものとして認識されていた。

一方、1990年代に「性的な取引」について従来とは異なる角度から捉える、2つの新たな視点が、社会学や女性学(ジェンダー研究・女性史)の分野を中心に、欧米での議論を踏まえてもたらされた。1つは、フェミニズムの影響を受け、家族など親密な関係で生じる暴力被害やポルノグラフィなど性差別的とされる社会現象全般を「女性に対する暴力」(1993年国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」)とみる視点から、「売買春」をはじめとする「性的な取引」を「男性に対する女性の性的従属化のシステム―性奴隷制―」と位置づけるスタンス、もう1つは1993年の『セックス・ワーク』(デラコステ、アレクサンダー編、パンドラ監修)訳本の発行を機に、性風俗産業で働く女性たちを「犠牲者」や「被害者」ではなく「労働者」と捉える考え方が流入したことに刺激を受けてのセックスワーク論である。これらはいずれも「性的な取引」をどのように認識し、その中にいる人をどのような存在として見て、どのような権利を保障するのかといった点において、互いに相容れない様相を見せながら活発な議論が展開された。

現在、上述の女性福祉領域では、時代を経ても変わらない性差別構造と、女性を取り巻く状況の変化を摺り合わせるべく、売春防止法や、それに基づく婦人保護事業の見直しが検討されている。冒頭のような歴史的背景を踏まえるなら女性福祉の今後の展開を考える上で「性的な取引」をどのように捉え、関わっていくかは重要な課題と思われるが、現状としては、本稿でみるように上記2つの視点のうち前者「男性に対する女性の性的従属化のシステム一性奴隷制一」という見方で考えることが多い。しかし筆者自身、婦人保

護事業における入所施設である婦人保護施設と役割的に近い保護施設で、相談員としてソーシャルワークに携わる中で「性的な取引」に関わった女性の支援にあたることもあったが、利用者がその「取引」の経験を振り返る時に、「犠牲者」「被害者」というより、「仕事をしてきた」という意識や肯定的な経験として受け止めている、と感じることが少なからずあった。そこから、「性的な取引」に対して上記のような一面的な見方でよいのか、セックスワーク論を理解することで得られる視点もあるのでは、と考えるに至った。

そこで本稿では、2000年代半ばに、社会学者・青山薫と法学者・中里見 博によって展開された論争を中心に、90年代以降の「性的な取引」に関す る議論を振り返り、それらが福祉実践に示唆する点を検討したい。この二者 の論争に注目した理由は、それぞれ上記の2つの異なる視点に基づく実践に も取り組みながら発言していること2と、その議論の蓄積の中で「性的な取 引」は連続体であると確認し、その中にいる女性たちにどのような権利を保 障すべきか、当事者をどのような存在として捉えるべきか、そもそも人間に とって性とはどのようなものか、といった根本的な認識論が交わされたから である。そして、その議論の中で青山から提示された、「連続体」を生きる エイジェンシーとしてみる3という視点が、女性福祉の現場で出会う当事者 像を検討するうえで重要であると考えたこともある。ここでエイジェンシー とは、青山が批判的に継承するアンソニー・ギデンスの構造化理論における エイジェンシー概念に沿って、「人々の行動や認識は、社会構造との相互行 為のなかでのみ成立するが、それは決して受け身なものでなく、自らも社会 的行為体(エイジェント)として構造を変えていく可能性も必然的にもって いる」(青山、2007:40-41) 存在として理解することとする。

本稿の構成として、1節で90年代以降の「性的な取引」に関する議論の流れを振り返り、2節にてそれらを踏まえて青山と中里見が示した「性的な取引」やその中の当事者に関する認識論を検討する。その後、3節で女性福祉領域の「性的な取引」に関する現状をみて、最後に4節で、セックスワーク論をめぐっての議論を女性福祉施策や実践にどのように活かしていけばよいか、展望を示したい。

1 欧米と日本におけるセックスワーク論の展開

前述のとおり、「性的な取引」をどう捉えるかは、フェミニズム運動が展開するなかで、論点の1つであり続けた。特に1960~70年代に欧米で高揚した第二派フェミニズムにおいては、男性からの性暴力(レイプなど)や、夫や恋人など親密な関係における暴力を構造的な性差別として再定義し、女性たちによってレイプクライシスセンターやDVシェルターを立ち上げるBattered Women Movement が展開されたが、売買春やポルノグラフィといったセクシュアリティに関わる問題には議論や葛藤があった。その中で、1979年にキャスリン・バリーが『性の植民地』にまとめたように、「買売春=強制や搾取の伴う、性奴隷制とみる」視点が提示され、以降のマッキノンやドウォーキンなどラディカル・フェミニストが主張する反ポルノ・性産業廃絶の議論に繋がっていく。

一方で、この時代の労働者の権利意識の高まりを受けて、1975年にフランスの売春婦がストライキを行なうなど、売春に従事する女性の労働運動・権利闘争が多く見られるようになる。北米でもフェミニズムにおける「セックス戦争」の議論を経て、1980年ごろ当事者であるキャロル・リーが「セックスワーク」という概念を提唱し、「売春の権利」を求める当事者団体(COYOTE など)が複数設立される。80年代に国際的に展開し、85年に「売春婦の権利国際委員会(ICPR)」が設立。同年と翌年、「世界娼婦会議」が開催され、「売春婦の権利 世界憲章」「売春と人権に関する宣言」の制定といった動きもみられた。これらの運動に通底するのが、「売春につきまとうネガティブな要素を払拭するため、労働としての側面に注目する」スタンスであった。こうした声の集大成として1987年に Sex Work が刊行される。

セックスワーカーの当事者運動の中でも、女性を前者の"構造的な性差別の被害者"と見る立場もあり(WHISPER など)、「資本主義父権社会では自発的な売春など存在しない」という、女性の主体性を問う議論もあった。この間の流れを思想史的にまとめたシャノン・ベルは、前者の立場の問題は、「性的な取引」の主体の複数性を認めず、「性的搾取の被害者」としてのみ見

ることにあると指摘し、ICPR に代表される後者の立場が「売春は自発的か否かにかかわらず正当な労働として権利が認められるべきだ」と主張したにもかかわらず、研究者・フェミニストの多くは前者の立場に立ち、後者は主に当事者による運動によって担われ、その後も両者の間では対立的な議論が続いた、と解説している(ベル、2001: 150-193)。

同時期の日本においては、国際婦人年(1975~85)を機にフェミニズム運動が高揚し、民間のDVシェルターが各地で開設されるなど「女性に対する暴力」への意識が高まりを見せる。その結果、女性のみならず児童を含む社会的に抑圧された立場への暴力を罰し、その根絶を目指す法制度が整備される(1999年 児童買春・児童ポルノ禁止法、2001年 配偶者暴力防止法(DV法)、2005年 刑法改正による人身売買罪の新設など)。そうしたDVや人身取引被害者の保護の受け入れ先として活用されることとなった婦人保護事業においては、特に、長年、在所率(利用率)の低迷が目立っていた婦人保護施設を中心に、自らの存在意義をまとめ直そうとする機運が高まり、2006年には東京都の婦人保護施設が都社協に「あり方検討委員会」を設置し、「様々な抑圧を受けた女性たちの人権回復をめざす」「人としての尊厳を主張し、差別や暴力の根源を分析し、その問題に立ち向かう」ことを存在意義とする(須藤・宮本、2013: 56-57)など、この流れの中に自分たちの役割を置き、基本的に性売買を容認しないスタンスを取り続けた。

一方で、前述のとおり1993年に『セックス・ワーク』の訳本が刊行されたことに刺激され、社会学者やフェミニストなど、非当事者を中心に、「性の商品化は是か否か」「自発か強制か」といった問いのもと、セックスワーク論が展開される。しかし、当事者による活動(SWASH など)や発言が活性化する中で(松沢呉一・スタジオポット編、2000;要・水島、2005、など)、「『売春の権利派』対『買売春否定派』という対立構造の中で、従来の研究者や活動家といった非当事者による議論が、現場のセックスワーカーが抱えている問題の打開策を提示できておらず、硬直化している」と指摘された(水島、2008: 32)。こうした背景には、1999年の労働者派遣法の大幅改正や風営法の改正、また社会的にはインターネットの普及などにより、性風俗産

業の多様化(脱規制化)・派遣型・非店舗化が進み、セックスワーカーの労働環境が悪化する傾向がみられたことが考えられる。SWASHのメンバーであった水島は、セックスワーカーの環境改善に本当に必要な支援を、当事者と専門家が連携して実践することができていない状況を指摘し、海外のセックスワーカーによる運動も参照しながら、この行き詰まり感を打開するには、「非犯罪化によるスティグマの解消、その根拠となる『セックスワークはワーク(労働)である』という主張が受け入れられ、労働者としての『権利』が行使できるようになる必要がある」と訴えた(水島、2005: 149)。

もう1点、研究者やフェミニストと現場で乖離している点として、「買春する側への態度」を挙げ、「売春女性をセックスワーカーとしてみるならば、買春男性を顧客とし、全体をサービスとしてとらえる必要があり、顧客に対する処罰規定ではなく、理念や教育のプログラムを行なう必要がある」と主張した(水島、2005: 151)。

このように、セックスワーク論が行き詰まりを見せていた状況で、フィールドワークという実証的な形でセックスワーク論の有効性を論証しようとした青山と、それを批判する論旨を展開したジェンダー法学者の中里見の間での議論が展開された。ここでは、2007年に青山と中里見が論者となって行なわれたお茶の水女子大学の21世紀 COE プログラム『セックスワーク論の再検討』という公開研究会での議論を中心に、青山の著書『「セックスワーカー」とは誰か』(2007)、論文「セックスワーカーの人権・自由・安全一グローバルな連帯は可能か」(2011)、中里見の論文「性をめぐる権利と希望」(2009)などの論説を検討していく。

2 「性的な取引」と当事者に関する認識の差異

まず青山は、「性的な取引」に就くタイ人女性を対象に行なったフィールドワークの結果をまとめた著書、『「セックスワーカー」とは誰か』で、その後の議論の前提となる、3つの視座を示した。

1点目は、「性的な取引」は「労働」であるとするセックスワーク論者の

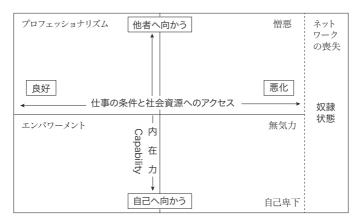


図1 連続体としての性取引と当事者の意識 (出所)青山2011 (p. 150)図1を引用

認識と、中里見らが主張するような「性差別・暴力の制度的実践―性奴隷制―」とみなされる状況とは、実はグレーゾーンでつながれており、連続体の両極である」(青山・中里見他、2008: 1)という見解である。これは、水島が問題提起したように、両者が対立していても何ら当事者のメリットにならないことも意識した考察と思われるが、それまでの対立軸が、性産業で働く女性を、「性奴隷制」ともいえる性差別構造の「被害者」と、他の職種と同様に資本主義社会における「労働者」としての意識をもつ女性とを、全く別の存在として静態的に捉えていたことに対し、その両者は可変的で、同じ女性が、ある時は前者で、ある時は後者になることもある、という視点を示した意義は大きい。そして、当事者がこの連続体のどこに位置づくかは、図1にあるように、誰もがそのどこかに位置づけられざるを得ないような社会経済システムに備わる外在的な力(横方向の力)と、これらシステムに呼応して発動する内在力(縦方向の力)の力関係による、と説明される。

2点目は、上記の連続体において、「性的な取引」が「一定の条件下」では、労働(ワーク)となることを認める重要性である。その「条件」とは、彼女が聞き取りをしたタイ人女性の例にならうと、「仕事の条件と、(人間関係のネットワークなど)社会資源にアクセスできるかどうか」という外的な

要因と、当事者に備わる内的な力のせめぎ合いによるが、その結果、対価を得るだけでなく、生き延びるための技術、場合によってはエンパワメントの道具にさえなるようなワーク(労働・仕事)として認識できれば、彼女たちは自ら権利と利益を主張できる、と説明する(青山・中里見他、2008: 3-4)。その前提となるのが、売買春が犯罪とされず(=非犯罪化)、セックスワークが労働として認められるという状況である(青山・中里見他、2008: 11-12)、と水島の議論を引き継いでいる。しかしこのことは同時に、今回の研究会のテーマでもあった人身売買との関係でいえば、移住労働者で、女性で、若年者……など、複合的な差別や不利益を受けやすい立場にある人々の場合に特に構造的な力に抗うことが困難になり、「社会的な死」4とも言われる「性奴隷制」の状態につながってしまう可能性があることも示唆する(青山、2007: 368)。

最後に、氏の基本的な当事者観となっているエイジェンシー概念の提示である。女性たちの「性的な取引」に関する判断は、社会構造との力関係によってしか成立しない(青山、2007: 40)ことを、上記の連続体の図における縦・横の力関係のせめぎ合い(青山・中里見他、2008: 4-5)として表現しているが、ここでエイジェンシー概念に基づいて縦方向の「内在力」の存在を正当に評価しようとするスタンスは、中里見あるいはその後のフェミニストとの論争の中でより明確になっていくため、後ほど詳述する。

一方、中里見は、青山が提示した点への反論も含みながら、ラディカル・フェミニズムの立場からセックスワーク論を否定し「性的な取引」の中にいる女性に、どのような権利を保障すべきか、という点を中心に議論を展開した。

まず、1点目の「性的な取引」を連続体として捉える視点について反論はないが、だからこそ、仮に売買春を合法化しても、違法かつ「性奴隷制」と言えるような状態である児童買春や人身売買と地続きであることを意味し、そこで生じる搾取や暴力などの被害を防ぐことはできない、とセックスワーク論を無効化する(青山・中里見他、2008: 16-17)。

また、2点目の労働(ワーク)として認める非処罰化の必要性について、

現在、風俗営業法で承認されている「性的な取引」においても搾取や暴力は 起きていることから、非処罰化しても労働環境の改善など、当事者の権利と 利益を守ることはできない、と指摘し、当事者の権利は、「労働者」とみな くても「性売買のサバイバー」=性的自己決定権の行使主体として尊重でき る、と主張する(青山・中里見他、2008: 14)。

そのうえで、「性の特殊性」について、「性的な取引」も他の労働と変わらず、労働力(性的サービス)を提供し対価を得る営みある、というセックスワーク論の考えに対し、「性的サービスを提供する《労働》」なのではなく、「セクシュアリティの売買」なのではないか、という根本的な問いを提起する。セックスワーク論は、「性」の特殊な重要性を認めないが、フェミニズムが(性犯罪の重罪化を勝ち取るなど)女性への強制や被害への視点を獲得してきたように、「性=人格」こそ「広義の性的自由の基礎におかれるべき理念」であり、「『身体=人格』や『精神=人格』に勝るとも劣らない、近代の重要な社会原則」(杉田、1999: 171)であることを強調する。そして「性的自由」は憲法十九条「思想・良心の自由」にも並ぶ強力な自由権であるが、その実現には「性的自己決定権=いつ、だれと、どのような性行為を行なうかの決定権で、本人にのみ帰属する」と「性的人格権=人の〈性〉は人の〈人格=尊厳〉と深いところで結びついている」が一体となっていることが必要であり、この〈性的人格権〉の重要性を強調した。

「性暴力の被害者や性的マイノリティの経験から〈性〉は〈人格〉と切り離されるべきではなく〈人格〉を構成するもので、労働よりも〈人格〉(身体的権利一身体の保全—と精神的権利—精神の自由—の両方をもつ)に近いところに位置しているので、労働と同視されてはならず」同時に、「性の市場取引—他人の性を使用する権利を金銭で売り買いする行為—を排除する権利でもあり、性売買の業者や買春者の行為は他者の性的人格権の侵害で、侵害された者は全面的な福祉・支援の権利主体として尊重される」(中里見、2009: 274)と主張し、セックスワーク論においてはこの性的人格権が(性的自己決定権から)引き離されていることが問題である、としている。

さらにこの点に関連して、セックスワーク論は男女の性的平等の実現への

見解を直接的に示していないことにも触れる。男女不平等の現況で「性的な取引」を「労働」として認めることは、ジェンダー不平等をさらに強化し、公娼制の時代に近い状況を作るのではないか、労働として位置づけることでセックスワークの現場においてどのように男女平等が実現していくのか、という問いを投げかけている(中里見、2009: 267-270)。

青山は、中里見によってなされた「性の特殊性をどう考えるのか」という 問いに関して、当事者の活動を中心にしたセックスワーク論の意義は「セッ クスワーカーが普遍的な認知や権利を要求していること、社会によって特殊 化されたアイデンティティを脱構築し、逸脱でも特殊なものでもなく誰にで も起こりえるものと伝えようとしたことにある」(青山、2011: 137)として いる。一方で、現状においては中里見あるいは氏の理論的支柱となっている マッキノンらラディカル・フェミニストが主張するように、女性に対する構 造的暴力が存在し、またセックスワークが定義上、性の商品化を止めないこ とも認めている(青山、2011: 138-141, 146)が、「社会規範の側からセック スワーカーへの逆転した責任転嫁がなされていることは間違っている」(青 山、2011: 143) とし、セックスワーカー自身から語られる性風俗産業の実態 は、「「性」はそもそも多様だということを、規範よりも市場がよく捉えてい る証左である、と返答している。こうした現実を考慮せず、廃止主義に立っ た施策を実施しても、性産業はなくならず、禁じられてこその取引に魅力を 感じる危険な客・業者が増える可能性がある」(青山、2011: 143-145) とも 指摘する。

また、男女の性的平等をいかに実現するか、という問いに対しては、「他にも男女不平等な労働は多々ある中でなぜセックスワークだけが女性の性的自己決定権を奪い続けることになるのか、性産業のみならず社会全体に蔓延している非対称で暴力的な性関係こそが問題なのであり、同じくヘテロセクシュアルな関係が基盤になっている結婚制度をはじめ、他の不平等な制度の問題も共に考えるべきである」(青山・中里見他、2008: 31)と主張した。

そして、先述の連続体の図における「仕事の条件」を「結婚生活の条件」 に言い換えれば、多くの婚姻関係の中の女性の状況を表すことを、「偶然で はない」一致とし、家父長制から近代家族へ続く婚姻規範の下で、女性が、再生産のための性を体現する女性(主婦・母)と、余興のための性を体現する女性(「売春婦」)に分断されてきたこと、それは裏を返せば女性は誰でもこの連続体の中で「売春婦」にされる可能性を表し、主婦の生活にも奴隷化の契機がありうることを示している。フェミニズムが揺らぎながらもセックスワーク論に反応するのは、こうした認識がどこかで「売春婦」への連帯の情動となって現れるからだ(青山、2011: 151)、と自身の問題意識も示しながら説明している。これは、後年にも何人かのセックスワーク論者によって議論される、フェミニズムへの根本的な疑問点の1つと言えよう(青山・中里見他、2008: 32)。

上の両者の議論を、主要な論点に沿って整理しながら振り返りたい。この議論は、中里見が最初に提示したように、「性的な取引」の中にいる女性のエンパワメントのための権利保障の問題であり、青山はセックスワーク論の立場から「労働として認められる権利」、中里見はフェミニズムの立場から「性的人格権」を保障する必要を論じた。しかし、その違いはそもそもの前提となる、「性的な取引」をどのように捉えるか、当事者をどのような存在として捉えるか(社会構造の被害者か、社会構造に働きかけるエイジェントか)、人間にとって性とはどのようなものか、という点で異なっており、その認識の差異が「性的な取引」を取り巻く現実を考えるうえで示唆を受ける点であると言えよう。

まず、「性的な取引」が連続体であること自体は両者とも同意しているが、中里見がその通底する部分だけに着目し一面的に捉えていることに対し、青山は、ワーカーが「仕事」と言える状態と「性奴隷制」とみなされる状態は(同じ力関係の延長線上にありながらも)区別される必要があり、「どこから奴隷状態といえる状況になるのか」を見極める必要があることを説く(青山・中里見他、2008:7)。ここで多様な当事者の状況を連続体として捉える意義を考えると、地続きだから同じなのではなく、青山が説明したように、外的・内的条件の違いによってその間の移行や往還を捉えることができることにあったのではないか。

改めてそのポイントを挙げると、1)性取引には労働と言える場合と、そこからかけ離れた奴隷状態と言える場合が存在する、2)この二極は相反するものではなく、なだらかに繋がっている、3)1人の人が時によってどちらに近づく場合もあり得る、4)その連続体のどこで(どのような条件になった時に)労働が奴隷状態に変わるのかを明らかにして注意を喚起することが必要であるとなっている(青山、2011: 149)。これらは、どこからが社会的な支援が必要なのか、どのような支援が求められるか、という社会福祉の観点に通じる。

そして、この連続体としての把握は、「当事者が現在の権力関係の中にいながら、その状況を改善していくことを想定した時に、自由で自発的な自己決定だけを強調するよりも、彼女たちがつねに被害者でしかないと考えるよりも、有効である」としている(青山、2011: 150)。これはエイジェンシー概念に重なる認識で、女性が構造との相互関係のなかで行為し、またその構造を変えていく可能性を持っていることを示唆する。

また、非処罰化を認めるか否か、という法的な位置づけをめぐる両者の議論が示唆するのは、「性的な取引」の中にある人の社会的な承認を考えるうえで、その取引が違法か合法か、という法的な位置づけは、確かに重要な条件ではあるが、それだけで成されるものではなく、「性を取引の対象にすること」に対する人々からのスティグマ、眼差しが潜在していることにあるように思われる。

両者ともに現に性産業の中で働いている女性の権利を強化する、という点では一致するものの、今後の方向性として、一方(セックスワーク論)においては非処罰化し現状維持する中で不利な状況を改善していくというあり方、もう一方は利用する側に関しては処罰化し性風俗産業そのものの縮小を目指す、という違いに繋がっている。この議論の根底にある論点として、私たちの社会が「性」やセクシュアリティにどのような意味を持たせているのか、その中で「性的な取引」においてサービスする側・受ける側の双方がどのように認識し行動するのか、というエイジェンシーの問題があることを確認した議論であったとまとめられるだろう。

3 「性的な取引」をめぐる女性福祉の理念と現実

こうして「性的な取引」をめぐる2つの視点の何が相容れないのか検討がなされている間に、新たな社会情勢のなかで当事者を取り巻く状況にも変化が見られ始める。2008年のリーマンショックによる世界同時不況を引き金に雇用状況が悪化、当面の収入源として性風俗産業に入っていく女性が増え、業種もさらに多様化する。JKビジネスやAV出演強要問題など社会問題として取り上げられる機会が増え、同時に、性風俗産業に従事する当事者の語りも多様化していった。

2012年には、鈴木大介や荻上チキらによって、貧困状態にある女性が「性的な取引」を通じてサバイブする姿を描くルポルタージュが出版され、世間の注目を集めた。彼らは、彼女たちをそうした状況に至らしめる社会構造に大きな疑問を呈し、学童期からの支援の必要とともに、セックスワークの社会化(非処罰化による可視化)や支援者の意識改革を提言している(鈴木・荻上、2012)。 また、以前より障がい者への性的サービスに取り組んできたホワイトハンズ(代表・坂爪真吾)が、「新しい性の公共を作る」という理念のもとで、性風俗産業で働く女性への相談支援活動(風テラス)を行なう、という動きも見られている。

このような変化が見られるなかで、本来こうした女性が利用する社会資源のはずである婦人保護事業においては、「性的な取引」に対してどのような議論がなされ、意識を持っていたのだろう。ここでは、いち早く社会福祉事業としての存続への危機意識をもって存在意義の見直しを行なった、入所施設である婦人保護施設での議論を中心に振り返る。

1節でも取り上げた、東京都の婦人保護施設「あり方検討委員会」では、検討の結果として、その理念を「人間としての尊厳を奪われ、人として生きる権利を奪われたすべての女性たちをあるがまま受け入れ、心と体の回復を支援する」とし、社会的使命として「性的人格権を侵害し、女性差別を助長する買売春を容認しない。…(略)…買売春を許容する社会こそが問題であることを明らかにするとともに、性買売禁止と法規制の強化に向けて取り組

む」(須藤・宮本、2013: 56-57) と明記されており、売買春=性差別の実践という理解をもとに、「性的な取引」を認めない姿勢を打ち出している。

2008年に出版された林編著『「婦人保護事業」五〇年』の中でも、セックスワーク論は意識されているが、「女性の性が生(活)を破壊する現実を直視しえなかった、という反省から、買売春の二つの立場を認めた上で、婦人保護事業から見える買売春をめぐる現実にこだわりたい」(堀、2008: 93-94)とされている。「そして、売春を半ば容認する風潮の中で積極性を持ちえなかったが、暴力的な性被害が拡大を見せると、対症的な対応に追われざるを得ず、権利擁護(アドボカシー)という考えは、婦人保護事業には根付いていない」(林、2008: 185-186)といった反省をもとに、性売買の問題に根本的に立ち向かうスタンスが明示される。

もともと婦人保護事業の理論的支柱となってきた論客(片居木英人や角田 由紀子ら)によって「〈性=人格〉という認識が支える〈性的尊厳・性的自 由〉は、近代が獲得した需要な人権原則である」という点は繰り返し言及さ れていたが、セックスワーク論との論争を経て、性的人格権を不可侵の権利 として復位させようと提唱し、実践においても協働することになった中里見 らの影響を大きく受けていることが考えられる。

さらに2010年代、上述のような時代背景の中で幅広い女性の支援ニーズが認められていながら、利用率が低迷したままの女性福祉施策は存在意義を問われ、婦人保護事業について国や自治体も見直しを始めた。実態調査を行い有識者による検討を行う中で、利用者の主訴の半数以上が DV、何らかの暴力被害を受けているというデータから「障害対応、暴力・虐待(性的被害含む)被害者支援、社会的スキルの獲得など、様々な支援ニーズへの対応が求められている」(厚生労働省「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書(平成30年3月))との認識に立ち、理念的に「女性に対する暴力」に対抗する立場を強めていく。また、施設関係者はそうした方向性の一環として、中里見も関わってきた「ポルノ・買春問題研究会」のメンバーと協同して、性の商品化に関する啓発活動に取り組む「ポルノ被害と性暴力を考える会(PAPS)」を2009年に発足させ、2012年頃からはアダル

トビデオ出演をめぐる相談支援活動も行ない、ホームページを立ち上げるなどで認知度を高め、2017年には NPO 法人化している⁵。

このように婦人保護事業の見直しの流れでは、根拠法である売春防止法が差別的なもので、実態に即していない、という意見がある一方で、「性的な取引」に対する態度としては、被害女性の保護、買春者(性的サービスの利用者)処罰など、一定の方向性で語られている現状がある。また国際的にも従来の北欧諸国に加え、2016年にフランスが、2017年にはカナダが、移民対策という側面を持ちながらも買春犯罪化を法制化したように、一向に改善の方向に変化が見られない性差別構造への焦燥も相まって、性取引の需要を抑制し最終的には売買春の廃絶を目的とする、「ノルディック・モデル」と言われる施策を取る国が増えているという現況も、そうしたスタンスを後押ししている(イ・ナヨン、2018)。

しかし、施設の現場において、多様な背景や価値観をもつ女性の支援にあ たる職員は、性風俗産業で働いた経験をもつ利用者が「風俗で働いていた時 の方が楽しかった」と語ったり、「窮屈な施設生活よりも風俗で働くほうが いい」と元の仕事に戻っていくといった状況に出会うことも少なくない。そ の際、職員は施設の理念に則り、性風俗で働くことの危険性や懸念を利用者 に伝えることはあっても、彼女らを無理矢理引き留めることはしない。女性 支援をはじめソーシャルワーク一般には、利用者の自己決定を尊重するとい う大原則があるためである。施設を退所していった利用者との関わりはそこ までになるが、「はじめに」で筆者の経験として述べたように、こうした利 用者の姿に接して「性風俗で働くことは直ちに暴力や搾取の被害に遭うこと を意味するのか」「彼女たちはすべて被害者であり、支援の対象と見るべき なのか」という疑問を持つこともあるのではないか。婦人保護事業の前提に ある「利用者=被害者」というスタンスのもとで、利用者に助言や支援をす ることにジレンマを覚える支援者もいるはずである。これは、2節で検討し たセックスワーク論あるいはそれに関する議論の核心となる、「性的な取引」 へのスティグマや、人間の性をどう捉えるか、という根本的な議論となるこ ともあって、正面から取り上げられることはない(厚労省の報告書などでも

触れられていない)。

このように、現場の支援者は、上記に書いたような疑問・ジレンマをどのように考えたらよいか、検討する場は持たれないまま、個別様々な生活課題を抱える利用者に対応せざるをえない日常の中で、看過されている現状がある、と推察される。この点に関しては、前述の「あり方委員会」のスーパーバイザーでもあった宮本節子が、婦人保護施設における支援者の当事者性として取り上げ、「利用者は性的な問題を契機に入ってくるが、売買春にせよDVにせよ、その問題そのものは職員自身も当事者であるため、問題を客観視できない」とあり、検討をはじめると職員個人の性規範や性経験などを晒さざるをえなくなるため「自分も傷つき同僚をも傷つける」ため、表面的に対応されている現状が説明されている(須藤・宮本、2013: 106)。

4 セックスワーク論と女性福祉実践

こうした女性福祉の現状を受けて セックスワーク論者から、自分たちの 主張の意図を再確認する言説が見られる。

青山は、上記の中里見との論争後、2014年の論文「グローバル化とセックスワーク一深化するリスク・拡大する運動一」で、国際的に、人身取引対策を含む「性的な取引」に関する規制・管理の強化が進み、その取引の中にある女性を守るどころか「被害を悪化させている」現状を描いた。そして、彼女たちを守るためには、「セックスワーカー当事者の経験に根ざしたエイジェンシーを中心に性産業を理解し、法とその社会への影響を当事者中心のものに変化させよう」と提案し、その核が「労働者としての主張と権利運動=非犯罪化である」(青山、2014: 232-233)ということを、危険な労働環境の危害低下(ハームリダクション)やスティグマの軽減といった効果があることとともに、改めて確認している。そして、「その経験を生きているセックスワーカーこそが、毎日の仕事や活動やネットワークをとおして現状を実際に変えつつあり、家族規範や性の二重基準、階級とエスニシティのバイアスをふくむ法など、グローバル化に特徴づけられるセックスワーカーの社

会的立場が変わることは、長期的にはこれら全ての変化につながっている」 (青山、2014: 235) と論じた。ここから、セックスワーカーがエイジェント として社会構造を変え得るという可能性を改めて強調している。

同様の立場から、前述の当事者団体・SWASHの代表である要友紀子は、2017~2018年にかけて複数の論文を通じて、セックスワーカーが社会の中で「貧困問題=福祉的支援の対象」として把握されること、また女性運動の中などで「女性差別を象徴する存在」と位置づけられることを批判している。前者の貧困問題としての位置づけに対しては、まず国際的にも国内でもその支援策を考えるうえで、当事者であるはずの、現に性風俗産業で働いている人々の声が公的にヒアリングされることなく無視されがちであることを問題視し、また性風俗産業で働く人を福祉に繋ごうという動きも、福祉か風俗か、二者択一を迫るもので、どちらか一方を選べない、または両方を選びたい状況にありがちな当事者にとっては、現実的ではないと指摘している(要、2017: 118–119)。そして、現実に求められるのは、セックスワーカーを特別視し、そこから脱することを目標とする「有徴化・課題解決型支援」ではなく、同じ社会を構成するメンバーとして共に様々な不平等な問題に取り組む「脱有徴化・課題解決・アドボカシー型の支援」であることも強調する(要、2017: 121–122)。

後者に関しては、婦人保護(女性自立)を目指す言論・活動に内在する、セックスワーカーとの連帯を難しくさせる論理を挙げている。まず、「「セックスワーカーからの解放」ばかりが求められるが、妻の社会的立場やケア労働などに「女としての解放」が求められてきたように「セックスワーカーとしての解放」が認められることがないのは何故なのか?」と問い、さらに「女性の性的な対象は男性」という男女二分法な考えで、「女」カテゴリーを定義することで、「正しい女性」と「正しくない(規格外の)女性」を常に生み出し、分断していることを問題視する(要、2018: 34-35)。同時に、「セックスワーカーは女性の問題を代表する、女性であればセックスワーカーと同様の当事者性がある」と言われるが、常に自分たちが社会的抑圧を受ける存在とされることに異議を唱え、連帯のためには、セックスワー

カーではない女性たちが、まず自分たちの「女であることで得られる優遇」 (結婚制度に組み込まれた)を相対化することが必要なのではないか(要、 2018: 37-38)、と問題提起している。

これらの点は、要が2017年の論文で、売春防止法見直しの動きに対し、「〈保護更生〉の対象から見直されるようになることは評価できるが、〈社会の犠牲者〉では変革の主体としての観点が損なわれがち。自立/社会復帰はどのように判断されるのか」と疑問を呈している部分に重なる。そして、「ジェンダー課題やトラウマへの取り組み方、社会や不条理との闘い方、自分を大切にする仕方、在り方の多様性が平等に尊重され得るのか、価値共有の中身が性規範や社会規範に囚われずにいてもらいたい。困難を抱える当事者が、社会の価値システムから見て自分が〈規格外〉であることや、自分を軸にして生きられないことで、更に苦しみが増すことがないように」(要、2017: 120-121)と記しているが、2018年9月に SWASH 編で発行された『セックスワーク・スタディーズ』でも、そうした支援に幅を持たせる必要性が、要以外の論者・当事者からも随所で提言されている。

このような提起を受け、「性的な取引」に関する理念と現実との狭間で悩む女性福祉関係者が、セックスワーク論とそれをめぐる議論から活かせる点があるのではないか、と、改めて整理したい。

それは何より、当事者を、社会構造に働きかけることのできるエイジェンシーとして捉えるという視点である。前節で見たように、ソーシャルワークの実践では、既に利用者を援助過程の行為主体として尊重することが原則となっているが、さらに「社会構造に働きかけ、変革する」という利用者の力を引き出すことまで意識できている領域は、障害福祉の領域など限られている。

青山は2007年、自身の経験をもとに「私の聞き取り相手の女性たちの行為する力(エイジェンシー)を考慮すれば、非当事者としての調査者ができることは、彼女たちのその力が奪われないように、発揮できるように、支援することだろうと思う。具体的に何ができるかは、コンテクストによって違ってくるが、いずれにしても中心となるアクターは、実際に性産業の中で

の移住労働者としての経験をし、そこから派生するアイデンティティを生きるその人々以外にはない。彼女たちに何が必要かを知っているのは彼女たちなのだ」(青山、2007: 364)と言い切った。ソーシャルワークの現場に来る状況になった女性たちは、疾病や障害、あるいは社会関係の喪失など、その困難の大きさから、自らがエイジェントとして構造の中で生き、構造を変える可能性のある力を有していることを意識できない状態にあるかもしれない。しかし、だからこそ、支援者はじめ周囲の関わり方によって、女性たちは自らの回復と共に「自分を軸にして」仕事や生き方を選び、「性的な取引」を続けるにせよ離れるにせよ、暴力・搾取・差別を受けないで済む労働環境を作ったり、画一化されがちな性規範やスティグマを切り崩すこともできるのではないか。さらに言えば、そうしたエイジェンシーの社会構造への働きかけを重視することは、ミクロな対人援助で終始してしまいマクロな構造変革へのアプローチが弱い日本の社会福祉実践の課題に挑む概念でもある。

そうした当事者のエイジェンシーを重んじる実践には、具体的には、青山が意図したような連続体としての把握も重要となってくる。氏が言うように、「仕事」といえる状態から奴隷状態に変わっていくポイントを見極めることこそ、当事者がエイジェンシーを発揮できるようにするために、ソーシャルワークが果たすべき役割だからである。現在の婦人保護事業の理念に盛り込まれている、中里見の「性的人格権という、不可侵の権利を護らなければならない」という規範論をベースにした支援は、ややもするとパターナリスティックになり、連続体を生きるエイジェンシーの微妙な変化や有り様を捉えることができないのではないか。前述のように「性風俗で働く=尊厳が損なわれる」とは考えない女性たちと出会うことの多い女性福祉の現場では、「(中里見が) 具体的な1人の人の人格をかける行為からあらかじめ引き離されたものとして、抽象的に保障を目指している性的人格権は、いったい誰のものか、誰のためにあるのか」(青山、2011: 156) という問いが実感されることも多い。価値判断せずに、彼女達の「仕事」の現実を知ることが何より重要なのである。

また、上記のようにエイジェンシーの作用を重んじる一環として、これま

で、女性を中心とした「性的な取引」の供給側ほどは顧みてこられなかった、需要(利用)側となる男性(あるいは女性はじめ他のセクシュアリティも含む)エイジェンシーに着目した研究も進められる必要があると思われる⁶。それは、「性取引連続体」を構造的に理解するためにも不可欠な視点であり、利用するにあたって相手のエイジェンシーを大事にする教育・モラルの向上などを通じて、「セックスワーク」を「労働」として認めながらも、女性が多い供給側の健康や安全を脅かすことなく、男女の不平等を改善していく動きにつながる可能性も秘めているのではないか。

そして、このエイジェンシーを重視する姿勢は、セックスワーク論が欧米でも日本でも、「買売春=性奴隷制で、女性はその犠牲者」と主張するフェミニストや研究者に疑問を投げかけてきた、「主体の複数性を認めよ」という考えが前提になる。「あくまで現にセックスワーカーとして働いている多様な当事者の声を聴き、そこで困っていることを解決しようとするスタンス」、そしてこれもソーシャルワークの基本であるが、「自身の価値観(性規範や生き方など)の押し付けはしない」という原則を、全ての利用者に向けても徹底することも重要だろう。

婦人保護事業の見直しの中では、利用者の属性やニーズの多様性や対応の困難さから、相談員の(女性支援に関する)専門性の向上という課題が提示されている。それは目標としては確かにそうだが、限りある人材や財政の中で限界もあろう。しかし上記のようにエイジェントである当事者の力を活かすという発想も併せもつことで、過度の保護や支援をせずとも回復し、さらに近しい経験をしている存在として、時には支援者より有効に他の利用者にも働きかける可能性が出てくる。その中には、たとえば女性福祉施策の一環として、海外で試行的に取り組まれているセックスワーカー間の再分配や相互扶助といった活動(SWASH、2018: 44)を位置づける、といった視点も検討されるべきではとも考える⁷。同時に、相談員(支援者)のスーパーバイズの中で、本稿でも幾度か取り上げた、支援者の「セックスワーク」に対するジレンマや性規範の揺らぎについてどう扱うか、率直に話し合える場を設けることも、支援の柔軟性・幅を保つ上で役立つのではないだろうか。

最後に、「性的な取引」をめぐる議論と切り離せない、フェミニズムとの関係について、青山や要が指摘しているように、女性同士が分断されている、スティグマを温存した状況もまた、当事者のエイジェンシーがもつ潜在的な力の発揮を妨げることを意味する。この状況を変えていくことが今後のフェミニズムには期待され、たとえば性差別システムの中にあるという意味では、「性的な取引」と同様の結婚制度をどのように捉えるかなど、検討すべき課題は多い。女性福祉を再検討するうえでも、そもそも社会福祉制度や実践がセクシュアリティーやジェンダーに関する社会規範を無自覚に内包しがちであるという反省から、こうしたフェミニズムの課題を共有するアプローチ(フェミニスト・ソーシャルワーク)も提唱されている。が、その中で「性的な取引」や「当事者のエイジェンシー」をどう捉えるかは、理論的にも実践においても今後の課題となっている。

このように、セックスワーク論が女性福祉施策・実践に提起する視点や課題は少なくないが、それはまた、青山と中里見が議論した、当事者にどのような権利を保障すべきなのか、という点を考えるうえでも、本来、セクシュアリティに関する権利はそうした形で一元化できるものではなく、個別性・多様性が重視されるものではないかという問題提起にも繋がっている。

おわりに

以上、90年代以降のセックスワーク論をめぐる議論と、女性福祉施策や実践に与えた影響を概観してきた。青山と中里見による議論にみられた、「性的な取引」に関する2つの異なる立場――「女性に対する差別・暴力の制度的実践」(性奴隷制)と捉える立場、実際に働いている当事者の声から「労働」と捉えるセックスワーク論の立場――は、多様化を続ける「性的な取引」は連続体であり、その中にいる女性たちの権利保障が必要という点では一致したが、どのような権利を保障すべきか、当事者をどのような存在として捉えるべきか(社会構造の被害者か、社会構造に働きかけるエイジェントか)、そもそも人間にとって性とはどのようなものか、といった点で意見

を異にしていた。

その中で、女性福祉領域は、奴隷状態に近い経験をした女性たちの支援にあたる役割にあることから、「性的な取引」を「女性に対する差別・暴力」と捉える立場をとっているが、青山が提唱した、当事者のエイジェンシーを重視するスタンスをはじめ、セックスワーク論の中に女性福祉施策の見直しや実践に活かすことができる視点も多いことを確認した。それはまた同時に、「性的な取引」の中にある人の権利保障の問題を考えるうえで個別性・多様性を尊重する必要を示し、当事者を中心にしながら構造に働きかけるソーシャルワークの役割と繋がる点も多いことを示唆している。この点は、今後の研究課題としていきたい。

注

- 1 性行為に金銭が介す関係には、性売買や各種風俗産業など、多様な業種や形態があるが、本稿ではそれらを全て含む概念として「性的な取引」という用語を用いる。
- 2 青山は性風俗産業に従事するタイ人女性を対象にフィールドワークを行なった立場から1999年にセックスワーカー当事者団体として始まった SWASH にも調査を共にするなどの形で関わり、一方の中里見はジェンダー法学の視点から米国のラディカル・フェミニスト、キャサリン・マッキノンらの主張を日本に紹介し、ポルノ・風俗産業の規制を目指す研究会の立ち上げに関わるなどの活動を行なっている。
- 3 これに関連して、近年、戦争という状況下における生存戦略として女性のエイジェンシーに着目し、性暴力当事者間の関係性のグラデーション(敵味方/同盟国/占領地/植民地、強姦/売買春/取引/恋愛/結婚)を、2001年にリズ・ケリーが提唱した「性暴力連続体」概念に沿って理解するジェンダー史研究の流れ(上野、蘭、平井編、2018など)もある。
- 4 青山は本論また2007年の著書にて、ジュリア・オコンネル=ディビッドソンの1998年の著書『売春、力、そして自由』(Prostitution, Power and Freedom)で提示される、この「社会的な死」の概念を批判的に展開している。オコンネル=ディビッドソンは、奴隷制研究者のパターソンの「力と、出自の関係性と、名誉を奪われた人=社会的に死んでいる人」という概念を、売春を行なう女性の状況を表すものとして引用した。
- 5 設立メンバーの一人で婦人保護施設の施設長の経験ももつ田口道子は、PAPSでの相談支援について、「問題が起こった時に、相談者の方に信頼してもらえばそれでいい」ので「『忘れられてもいい』という覚悟をどこかで抱えないといけない」といった点が、婦人保護施設でのソーシャルワークとは異なる、と語っている(田口、2018:78-79)。そうしたスタンスを象徴しているのが、同会のホームページで女性たちに相談を呼びかける次のような言葉である。「相談される方の多くは、誰からも自分の

- 人生を否定されたくないし、「被害者」とか決め付けけ(ママ)られたくないし、"同情"もされたくない。…(略)…PAPS は、あなたの生き方を大切にしつつ、いま困て(ママ)いることをどうしていけばよいか一緒に考えていきませんか?(PAPS ホームページ https://www.paps.jp/av 最終アクセス 2019.2.5)
- 6 90年代より、この点を論じる文献は出されていたが(福島瑞穂・中野理恵 1990『買う男・買わない男』パンドラ/現代書館、いのうえせつこ 1996『買春する男たち』新評論など)、研究として取り組まれたものとしては、多田良子「「性風俗サービス業」利用男性の意識とパートナーとの関係性」『F-GENS ジャーナル』No. 9、お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」、また坂爪真吾の『見えない買春の現場「JK ビジネス」のリアル』(2017、KK ベストセラーズ)など、まだまだ希少である。
- 7 要は、現在進みつつある婦人保護事業の見直しの中で、窓口となる婦人相談員の増員が予算化されれば、セックスワーカーを相談員として育成するセカンドキャリア支援もあり得ると、海外での前例を引きながら提案している(要、2017:123)。
- 8 欧米では70年代より、社会福祉領域においてフェミニストによる福祉国家論あるいは社会福祉におけるセクシズムの批判を通じてソーシャルワークの再検討がなされてきた。日本においても後年(2000年前後)、フェミニズムの視点から福祉国家論を見直す議論は散見されたが、ソーシャルワークそのもの、'クライエント'とソーシャルワーカー、またそれを取り巻く社会構造の関係性を捉え直すパースペクティブとしてのフェミニスト・ソーシャルワークはほとんど発展してこなかった。そうしたなか、2015年に、欧米の代表的な論者であるレナ・ドミネリの著書『フェミニスト・ソーシャルワーク:福祉国家・グローバリゼーション・脱専門職主義』(訳:須藤八千代、明石書店)が訳されて以降、ようやくそれらの点にも焦点が当たり始めている。

参考文献

- 青山薫 2007『「セックスワーカー」とは誰か―移住・性労働・人身取引の構造と経験―』 大月書店
- ----- 2010「「性」をめぐる自由について―親密「権」を用いた検討―」加藤秀―編『自 由への問い8 生―生存・生き方・生命―』岩波書店
- ----- 2011「セックスワーカーの人権・自由・安全―グローバルな連帯は可能か―」辻 村みよ子編『かけがえのない個から―人権と家族をめぐる法と制度―』岩波書店
- 青山薫・中里見博他 2008『公開研究会記録 セックスワーク論の再検討』お茶の水女子 大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」
- イ・ナヨン 2015「性販売者の非犯罪化のための試論―「性売買特別法」をめぐる争点とフェミニズム代案の模索―」林貞和訳『現代思想 特集:性暴力=セクハラ―フェミニズムと MeToo ―』2018年7月号、青土社
- 上野千鶴子・蘭信三・平井和子編 2018『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店

- 荻上チキ 2012『彼女たちの売春(ワリキリ)―社会からの斥力、出会い系の引力―』扶 桑社
- 要友紀子 2017「性風俗で働く人々と"女性自立支援"」『立教大学ジェンダーフォーラム 年報』19号
- 2018「セックスワーカーの人権を考える―「女からの解放」か「女としての解放か一」『福音と世界』2018年6月号、新教出版社
- 要友紀子・水島希 2005『風俗嬢意識調査―126人の職業意識―』ポット出版
- SWASH編 2018『セックスワーク・スタディーズ―当事者視点で考える性と労働―』日本評論社
- 杉田聡 1999『男権主義的セクシュアリティ ポルノ・買売春擁護論批判』青木書店 鈴木大介 2012『援デリの少女たち』宝島社
- ——— 2014『最貧困女子』幻冬舎新書
- 須藤八千代・宮本節子編著 2013 『婦人保護施設と売春・貧困・DV 問題―女性支援の変遷と新たな展開―』明石書店
- 田口道子「「忘れられる権利」とソーシャルワーク―「ポルノ被害と性暴力を考える会」 (PAPS) が考える支援のかたち―」『現代思想 特集:性暴力=セクハラ―フェミニ ズムと MeToo ―』 2018年 7 月号、青土社
- 中里見博 2009「第10章 性をめぐる権利と希望」東大社研・玄田有史・宇野重規編『希望学 4 希望のはじまり一流動化する世界で一』東京大学出版会
- 林千代 2008「第四章 第二節 婦人保護事業の弱体化とその要因」林千代編著『「婦人保護事業」五○年』ドメス出版
- 堀千鶴子 2008「第二章 第四節 現代の買売春と婦人保護事業」林千代編著『「婦人保護 事業」五〇年』ドメス出版
- 松沢呉一・スタジオポット編 2000『売る売らないはワタシが決める 売春肯定宣言』 ポット出版
- 水島希 2005「セックスワーカーの運動―それでも現場はまわっている―」姫岡とし子・中川成美・池内靖子・岡野八代編『労働のジェンダー化 ゆらぐ労働とアイデンティティ』平凡社
- ------ 2008「日本の売春政策とセックスワーカーの現状」『女性・戦争・人権』第9 号、行路社
- Bell, Shannon. 1994. *Reading, Writing, and Rewriting the Prostitute Body*, Indiana University Press. (シャノン・ベル 2001『売春という思想』山本民雄他訳、青弓社)
- Delacoste, Frederique and Pricilla Alexander eds. 1987. Sex Work: Writings by Women in the Sex Industry, Cleis Press. (フレデリック・デラコステ, プリシラ・アレクサンダー編 1993 『セックス・ワーク―性産業に携わる女性たちの声―』パンドラ監修、山中登美子他訳、パンドラ/現代書館)

近代「女医」による性的啓蒙

----1920〜30年代の婦人雑誌における 竹内茂代の言論に着目して

The Role of Modern Women Doctors in Sexual Enlightenment in Japan: An Analysis of Shigeyo Takeuchi's Articles in Women's Magazines in the 1920s to 1930s

目黒 茜 MEGURO Akane

As modernization led the Japanese society into "Sexual Anomy", the lack of sexual norms was one of society's biggest problems. This paper examines the sexual enlightenment promoted by modern women Japanese doctors from the 1920s to the 1930s; focusing on Shigeyo Takeuchi's articles which tried to educate married couples.

問題の所在

日本の近代化の過程において、人びとの性的規範に大きな変化が生じた。古川誠は、日本における性的規範の変遷において、近代社会では、前近代まで階級ごとに機能していた性的規範が機能しなくなり「『性的アノミー』状態」(古川、1993: 119)に陥ったことを指摘した¹。とくに第一次世界大戦後に急増することとなった新中間層においては、「性的アノミー」が顕著であった²。大都市中心部の新興住宅地では、村(ムラ)単位での性的な共同体はもはや存在せず、儒教的な性的規範も、享楽的な性的規範もあてはまらない。こうして新中間層は、新たに出現した「性的規範の真空状態」(前掲論文、119)に突入した³。橋本紀子と田中秀家の社会史的な性意識の整理によると、日本は近代国家成立にあたり、西欧近代の性的観念を基盤に、それまでの日本における野蛮な習俗を禁止し、風紀是正のため、武士階級における

儒教的な性的規範を全国に拡大しようとしていた(橋本・田中、1983: 128)。このような性的規範を普及するにあたって重要な概念となったのが、牟田和恵も指摘するように、西欧から導入された家族形態、家庭(ホーム)であった(牟田、1996: 181)。一夫一婦制にもとづいた禁欲的で清浄な家庭が理想とされ、武家社会における家(イエ)制度とも共通する点がうかがえる。家庭における夫婦のあり方として、女性に対する婚前性交渉の禁止や、処女性を重視する純潔規範が主張される一方、男性に対しては、性欲を満たす遊郭が社会制度上認められたかたちで、前近代の文化が引き継がれた(橋本・田中、1983: 128)。新中間層は、近代日本が理想とした性的規範を体現する理想的な家庭として位置づけられていたのだ4。川村邦光は、このような新しい性的規範の普及に対して、「性家族の誕生」(川村、1994: 259-300)を指摘している。1920年代以降、父親によるセクシュアリティの専制支配のもとに、母親によるセクシュアリティ管理が行われ、子どもたちのセクシュアリティが監視されるという体制が確立された(前掲書、259)。

こうした性的規範は、太田恭子が指摘したように「母親にしかできない『母親による性教育モデル』」(太田、2012: 52)として、通俗性欲学者らによる性雑誌や、その他大衆的なメディアを通して広く流布していった(太田、2013: 12)。小山静子の指摘にもあるように、新中間層の妻たちは、生活のあり方、それに対する知識といった、従来であれば姑から受け継いできたものを、雑誌や書物、当時流行していた博覧会、あるいは教育から得るようになっていった(小山、1999: 40-41)。母親たちは、妻であること、女であることにおいて自らを家庭における性教育者として位置づけていった。当時の言説では、男性は性に対して能動的であるのに対し、女性は受動的であるとされていた。また、このような言説に加え、男性の性欲は抑制しきれないものであるとされ、性に受動的といわれる女性に性教育を行うことによって、純潔規範を浸透させようとしたのである。この純潔規範や、当時の良妻賢母規範にうまく適合するかたちで、母親たちは家庭における性教育者としてのアイデンティティを確立していった。また、当時、子どもの性欲も言及されるようになり、性欲の管理と貞操の維持においても母親たちの担う役割

は大きかった。こうして、セクシュアリティと性別アイデンティティを関連 させることで、近代的な性差を基盤とする身体観が登場したのだ。

このように、日本では近代国家成立にあたって、性的規範の再編が不可欠な課題となった。とくに、新中間層が出現したことにより、性的知識の需要が広まっていった。新中間層は、伝統的な社会から切り離され核家族として生活し、西欧社会に追いつくべく推進されていた家庭という家族形態を最も体現する存在であった。新中間層の家庭は、夫と妻、場合によっては女中、そして子どもという家族形態となっており、それまでの伝統的な社会で共有され、伝達されてきた生活や教育の知恵は、雑誌や書籍、博覧会などのメディア、または教育によって得らえるものとなっていった。性的知識についても例外でなく、メディアや教育から得るものとなっていったのだ。

本稿では、こうした歴史的、社会的状況に置かれた近代「女医」たちが、当時の性的規範再編においていかなる役割を果たしたのかを明らかにしていく。太田恭子(2012、2013)は、女性知識人たちが積極的に「母親による性教育」の重要性を唱え、学校教育でも女学生に対して性教育を行うべきだと主張したことを明らかにした。この主要なアクターとなった女性知識人のなかには、「女医」も存在し、太田は「女医」の言説もとりあげている(太田、2013: 15)。女性知識人のなかでも、「性的知識獲得」において積極的な主張をしていたのが「女医」たちであったことがうかがえるが、太田はその点について詳しい分析を行っていない。そこで本稿では、「女医」が性的規範再編においていかなる役割を果たしたのかを、当時の性的規範の流通において主要な情報源であったメディア、とりわけ1920~30年代に流行した婦人雑誌における「女医」の言論を分析することで検討していきたい。

以下では、まず第1章にて近代「女医」の先行研究を整理し、本研究の位置づけと意義を確認する。第2章では、本稿が分析対象とする1920~30年代における婦人雑誌という空間について議論し、そこにおける近代「女医」の関わりを検討する。これらの議論を受け、第3章では、『主婦之友』と『婦人倶楽部』における竹内茂代の言論を近代日本における性的規範再編に着目しながら記述、分析していく。

1. これまでの近代「女医」研究

現代社会でも女医という呼称は見受けられるが、本稿が着目する「女医」とは、近代社会における女性たちをめぐる歴史的、社会的状況に規定された存在として、「女医」という表現を用いている。近代「女医」に関する研究は、(1)医学史や科学史、ジェンダー史など歴史的な記述としての研究と、(2)社会科学的な視座からの「女医」の制度的、社会的な承認と戦略に関する研究という大きく2つの潮流のなかで検討されてきた。本稿は(2)の潮流に位置づけられる研究といえる。

(1)医学史や科学史、ジェンダー史などの歴史的な記述としての研究を確認していきたい。医学史としては、これまでおもに『日本医史学雑誌』において多くのことが明らかにされてきた。「明治女医」については三崎裕子による研究、「大正女医」については福嶋正和と藤田慧子による研究が挙げられる。また、佐藤ゆかりによる個別の近代「女医」に着目した研究も多くの示唆を与えてくれる。科学史やジェンダー史においては、小川眞里子らによる研究を中心に、近代「女医」の誕生をテーマに研究が進められてきた。

(2)社会科学的な視座からの「女医」の制度的、社会的な承認と戦略に関する研究として、山本起世子(1995、1997)による近代「女医」のジェンダー的な生き残り戦略に関する研究と、渡邊洋子(2014)による日本女子医学専門学校の創設者吉岡獺生に着目した女性専門職という視座からの「女医」研究が挙げられる。山本、渡邊の研究で共通する近代「女医」の特徴として、開業医としての医療現場での位置づけや、産科や婦人科などの専門領域、そして当時国家との関連でも重要視された衛生思想の普及に、「家庭との親和性」から介入していったことが挙げられる。

近代「女医」たちは、男性と対となる女性医師ではなく、あくまで「女医」として自らのアイデンティティを確立していったという(渡邊、2014: 206)。「女医」たちは医師として男性と同等であることを目指しつつも、「女性であること」の職業的・社会的な不利益や差別、偏見に直面せざるを得なかった。そのため、「女医」というレッテルを、社会的に意義のある存在

として逆に提示していく必要があった(前掲書)。そこで重要になったのが、担当領域における男女の「棲み分け」論である(前掲書、133)。吉岡彌生は「女医」の就職先の確保と拡大のため、男性医師が苦手とする子どもの診療や、女性が不安や戸惑いを感じる産科や婦人科での診療、「微細なる細菌」研究に適すること、家庭生活に衛生思想を普及しやすいという点を「女医」の担当すべき領域として見出していった(前掲書、134)。このような「女医」の担当すべき領域として、山本は、近代「女医」たちがアイデンティティ構築の戦略として家庭を拠点とし、子どもや、妊産婦、女学校生徒を中心とした女性身体との関連性を用いたことを明らかにしている(山本、1997:80)。

これまでの研究で明らかにされた近代「女医」における「家庭との親和性」については、医療的な実践の場として、医科学的な知識の普及先としていかに家庭に「介入していくか」ということが検討されてきた。しかし、「介入していく」具体的な内容や方法については詳しく検討されていない。本稿では、近代「女医」が見出した「家庭との親和性」を、婦人雑誌における性的啓蒙という実践の記述、分析から、大きく(2)の先行研究に位置づけつつ、社会における「女医」の位置づけを明らかにするという、近代「女医」研究の新たな射程を提示したい。

2. 婦人雑誌と近代「女医」

2.1 1920~30年代における婦人雑誌という空間

本稿は1920~30年代における婦人雑誌という空間を分析対象とする。北田暁大は、日本の1920~30年代を「『家庭』の成立と相俟って『消費領域/生産領域』の境界が明確になっていく時期」(北田、1998: 173)とし、「女性を、消費=私的領域の主体として、『うっとり』させつつ、馴致する物理的装置として婦人雑誌や百貨店は存在していた」(前掲雑誌)と指摘した。この時期は、家庭概念を体現する新中間層の出現、発展期としてとらえることができる。またこの時期は、消費社会としての発展期でもあり、家庭を中

心とする消費領域と生産領域が明確に区別され、そのなかで女性たちは家庭 という私的領域の主体として、消費の主体にもなっていった。婦人雑誌はこ うした時代背景のなか、女性たちに消費されるものとして発展を遂げていっ た。

本稿では、『主婦之友』と『婦人倶楽部』を分析対象として設定する。佐藤卓己も指摘しているように、昭和期に入ると、明治期に創刊された『婦人世界』と『婦女界』が誌面の大衆化に失敗し、大正期に創刊された『主婦之友』と『婦人倶楽部』がデットヒートを演じる二大雑誌寡占体制が確立した(佐藤、2002: 28-9)。婦人雑誌は明治期に誕生し、おもに「『家庭』概念の私化の装置/媒体」(北田、1998: 160)として「啓蒙の媒体」(前掲論文、161)として機能していたが、男性雑誌との明確なジェンダー的な差異化はされていなかった。しかし大正期になると、女性が読み手として想定され、雑誌読書の文法に変化が生じたという。そこで特徴的だったのが、家庭という私的な領域の担い手として女性を読み手に想定し、読者層を中流家庭の主婦に設定した「実用派婦人雑誌」の登場であった。

これら「実用派婦人雑誌」という空間を、北田は〈私的な公共圏(intimate public sphere)〉として提示した。「実用派婦人雑誌」では、結婚生活や恋愛、避妊、「婦人病」などについての相談や体験談的な投書が増えていったことを北田は指摘しており、清原悠による北田理論の解釈によると「私的なものをオープンに語ることの/による生まれる『公共性』=〈私的な公共圏〉」(清原、2014: 81)という空間が生じていた。ユルゲン・ハーバーマスは、結婚などの私的とされるものごとがメディアにおいて「どのように」語られるかという、情報の内容に着目し、〈公/私〉という概念から検討した 5 。それに対して北田は、情報の内容だけでなく、「情報の伝達形式(メディア性)」(清原、2014: 81)に着目することよって「実用派婦人雑誌」という空間を〈私的な公共圏〉として説明した。

本稿は婦人雑誌という〈私的な公共圏〉としてのメディア性を持つ媒体に おいて、近代「女医」の言論を、情報の内容だけでなく「書き手」としての 特性も加味することで分析を行っていきたい。

2.2 科学啓蒙家としての近代「女医」

婦人雑誌研究のなかで、近代「女医」はしばしば言及されてきた。成田龍一によると、近代日本の女性たちにとって、医療的な知識、いわば衛生知識の流通は、(1)地域、とくに学校、(2)婦人雑誌や新聞などのメディア、(3)妊娠・出産など自らの身体や育児を通して、という主に3つの回路があったという(成田、1990:93)。そのなかでもとくに、(2)のようなメディアを通した衛生知識の普及が、1920年前後以降に進展していった(成田、1993:66)。衛生知識の普及によって、医師たちの権力が絶対化されただけでなく、そこに家庭の責任を追及し、実現していくことが理想とされた。そこで衛生の担い手として想定されたのが女性たちであった。また成田は、当時の衛生知識定着の背景として、「婦人病」の浮上と、「職業婦人」の病気が注目されるようになったことを説明している(成田、1993:67)。そこで特徴的だったのが、「『女医』が女性雑誌上で『婦人病』を論ずること」(成田、1993:68)であり、これに対して成田は、「ひとりで悩むことが多い『婦人病』が一般的にとりあげられ、共通の病いの悩みをもつ女性がいることの確認は、女性たちにとって福音であったろう」(成田、1993:68)と指摘している。

近代「女医」が雑誌などのメディアを通して衛生知識を普及していった背景として、当時の科学啓蒙の流行を考えておく必要がある。横山尊は、大正期における大学教授や科学者たちによる雑誌などでの言論活動を、科学啓蒙としてとらえた。横山は、科学雑誌や一般雑誌における科学啓蒙言論は、科学者の大衆化現象、ジャーナリスティックな現象とみなすべきでなく、彼らの「名士」、文化人としての啓蒙活動の一環であったと指摘している(横山、2009: 89-93)。このような科学啓蒙は、「単に科学を社会に普及させるに留まらない多彩な活動を伴うものだった」(前掲雑誌、93)。また、横山は、科学啓蒙には、「科学者の個人的知見と国家的観点の齟齬が見出せる」(前掲雑誌、92)ことを指摘しており、読者が啓蒙論説を内面化するために科学者としてだけでなく、一個人としての視座を用いていたことを明らかにしている(前掲雑誌)。この点に関して横山は、啓蒙する科学者たちにおける読者との距離を縮める努力があったことを考察しており(前掲雑誌、89)、読者と科

学者たちの関心の齟齬を埋めるために、個人的な、言い換えれば私的な経験 を織り交ぜるなどして対応したといえる。

近代「女医」たちによる衛生知識の普及も、この科学啓蒙のひとつとしてとらえることができるだろう。「女医」たちは、科学的知識を修めていることを国家が承認した医師であり、なかには医学博士になったものもいる。また、横山は科学啓蒙と国家的観点のつながりについて言及しているが、近代「女医」も医師として国家との接続があったことを意識しながら議論を進めていく必要がある。「女医」たちは男性中心の医学教育システムから排除され、医学世界、言い換えれば国家から医師として追放された存在であった。しかし「女医」たちは自ら女子医学教育をつくりあげ、制度的にも社会的にも「女医」として承認されていった。「女医」たちが自らの生き残り戦略として国家と接続せざるを得なかったことはいうまでもない。

2.3 竹内茂代に着目する意義

木村涼子は、婦人雑誌と婦人たちの近代についての研究を行い、「女医」の竹内茂代が当時の婦人雑誌において、女性の身体や病気に関する記事で頻繁に登場したことを指摘した(木村、2010: 220)。竹内茂代は、性生活について女性たちの知識が欠けていることや、性に対して消極的過ぎることに問題があるとして、何でも心配なときはすぐに婦人科へ行くようにと促していたことが明らかとなっている(前掲書)。

竹内茂代はどのような「女医」だったのだろうか。以下では竹内茂代の経歴を「睡眠四時間で通した苦学奮闘の女医竹内茂代女史」(辻村、1927: 156-63)という『婦人倶楽部』の記事を参考に確認しておきたい。

竹内茂代は、1881年に長野県に生まれた。父は元教育者であり、地元の村長や郵便局長を務めた有力者であった。竹内の医学に対する想いは、実家井出家と、母親と弟の病気と大きく関連している。村で数少ない有識者であった井出家には医療機器が備えられており、村に訪れる医師は井出家にて診療したという。また、竹内が15歳の時に、母が流産し、産褥熱にかかり生死をさまよい、看病にあたったのが竹内であった。また、同時期に弟が悪

性の骨髄炎を患い、東京の赤十字病院に入院していた。竹内は、母の様態が 安定すると、弟の付き添いとして上京した。

竹内は赤十字病院で多くの時間を過ごすなかで、女性も医師になれることを知った。実家に戻ってから高等女学校卒業の資格がとれる大日本女学会による通信教育を受け、医学を学ぶ準備をしている間に東京女子医学校が創設された。竹内は1908年に東京女子医専に入学し、第一期生として卒業した。竹内は吉岡彌生の教え子ということになる。当時の東京女子医専は、医術開業試験に合格しなければ卒業できなかったのだが、その試験合格の最初の人物が竹内であった。その後竹内は、東京女子医専の医局長となった一方、貧しい人びとへの診療を自ら率先して行い、臨床と研究に勤しんだ。1919年に東京にて井出医院を開業し、地域の医療に従事した。研究活動も行っており、1933年には「日本女子の體質に関する研究」を博士論文として東京帝国大学に提出し、医学博士となった。

医師としてのキャリアを積む一方、竹内は女性として、妻として、母としての問題意識も持つようになっていった。花柳病予防法案改正など、竹内は女性をめぐる社会的状況にも関心を持ち、市川房江らとともに、婦人参政権運動にも参加していた。私生活では1916年に医師の竹内甲平と結婚し、子どもをもうけた。

先に確認してきたように、竹内茂代は吉岡彌生の一番弟子として、近代「女医」教育を受けた「女医」第一号として様々な場面で活躍していった。しかし、斉藤美穂が指摘するように、「(竹内茂代は) 吉岡彌生の陰に隠れて、今までその功績に光が当てられたことはなかった。(中略) 当時、社会的には最高の職業婦人であり、政治家であったのと同時に、個人的には妻であり、母であった。竹内茂代は、そのどれをも全うした独立した婦人の一人であった」(斉藤、2003: 182)6。個人としての伝記も『吉岡先生と私』だけが唯一のもので、婦人雑誌などでの言論から竹内茂代の全体像を明らかにしていくことが課題として残されている(前掲雑誌)。

本稿は竹内茂代研究のひとつとして、婦人雑誌における竹内茂代の言論の収集という意味でも貢献するものであるが、こうした婦人雑誌での言論活動

の背景として、社会における「女医」の役割を考えておく必要がある。竹内 茂代は日本女医会のなかでも、とくに啓蒙意識が強く、「女醫の街頭進出」 と題し、以下のように「女医」の役割を提示した。

近時社会情勢の変遷と共に医学も治療医学から予防医学に移り、時局の影響は人口問題の重要性を増し、乳幼児保護・母性保護・結核予防・性病予防・栄養問題はめまぐるしきまでに重要な社会問題になった。

従つて此方面に向かつては女医は良き指導者であり先達にあらねばならぬ。諸般の指導が難解の文字の羅列や抽象的な言葉では決して大衆に理解させることは出来ない。難解な学理を平易に説きて了解させ実行せしめるは女医の役目である。(竹内、1939: 1-2)

竹内は、啓蒙の実践者として、読者が理解できる内容を心がけることを具体的な課題として提示した。これは、科学啓蒙的な側面を考慮した戦略だったといえる。社会に科学的知識、本稿のテーマからいうと、性的知識に関する医学的な知識の普及は、単に知識を伝えるのではなくさまざまな工夫が必要であった。次章では、婦人雑誌における竹内茂代の言論を記述、分析していく。

3. 近代「女医」の性的啓蒙

3.1 婦人雑誌における竹内茂代の言論の概要

まずは婦人雑誌における竹内茂代の言論の数的なデータをみていきたい。 表1は、国立国会図書館デジタルコレクションを用いて検索した1920~30

		女性雑誌全体	婦人倶楽部	主婦之友	婦人之友	婦女界	愛国婦人
	1920~1929	20	10	5		5	
Ì	1930~1939	95	32	16	15	29	3

表1 婦人雑誌における竹内茂代の言論数の変遷(1920~30年代)

国立国会図書館デジタルコレクションを参考に筆者作成

年代の竹内茂代の言論数とその変遷である。1920年代は全体で20件、30年代は95件とその数は約5倍に増加している。掲載雑誌についてみてみると、1920年代、30年代ともに『婦人倶楽部』における記事が最も多く、1920年代は『主婦之友』が2番目に多い。1930年代は『婦女界』における記事が2番目に多く、1920年代と比べるとその約6倍と大きく増加している7。

次に記事のテーマについて確認していきたい。第2章第3節でも既述のように、竹内茂代の言論の特徴として性が最も大きなテーマであることが、本稿の婦人雑誌の調査からも明らかとなった。そのなかでも、子どもの思春期をテーマとした、(1)「子どもの『性の監視』」について、結婚初夜や新婚旅行などを中心とする、(2)「結婚における『女性身体の保護』」、不感症や、性の快楽、性生活、性病、無毛症®をはじめとする、(3)「『夫婦関係/生活』における『性愛』」を中心とした大きく3つの内容に分類することができる。他にも、月経に対する対処法や、冷え性、「婦人病」、妊娠や出産、栄養学的な知識、子育てなど、女性の身体や子どもを対象とした「家庭の医学的な」知識伝達が行われていたことが分かった。

以下ではそれぞれ(1)~(3)の具体的な例をみていきたい。

3.2 竹内茂代による性的啓蒙

3.2.1 子どもの「性の監視」

当時の社会では、思春期をテーマに、子どもの「性の監視」が重要なテーマのひとつとなっていた。これは問題の所在においても確認した川村邦光による「性家族の誕生」とも大きく関わっており、母親が性の監視役としていかに振舞うべきかが書かれている。

例えば、「不用意がもたらす秘密」(1926) と題された記事では、「性に目醒める頃の若い娘」(竹内、1926: 34) の男女交際について「保護者としてどういふ態度をとるべきか」(前掲論文、35) が書かれている。そのなかでも注目すべきは、竹内の男女交際観だ。

世間では性に関しては口にするものでない如く秘密にしてあるのが多

いのですが、自然の芽生えを制することは出来ません、それよりも先づその芽の開きかけ時にひと通り教えて置き、それを自然のものとして知って居ったならば、年頃になって、かうした場合にも容易に打ち明けて話すことができるであらうと思ひます。(前掲論文)

竹内はこのように、「性の目覚め」に対して、それを「自然のもの」としてとらえる必要があると考えていた。とくに思春期の娘に対しては、「常に異性の友人に接しさせることも或程度までは必要」(前掲雑誌、36)とし、「男子を観るときに批判すること」(前掲雑誌)が大切だと指摘した。「今日の娘は、異性に対する批判の目が少ないため、大抵の人間にすぐ感心してしまう」(前掲雑誌)傾向があり、「あまりに旧式な箱入り娘でも困ります」(前掲雑誌)と述べた。こうした若い娘をめぐる状況に対して、「母親が相談監督しながら広く異性の中に出して充分に知識と素養をつけてやるやうにしなければなりません」(前掲雑誌)と指摘し、母親の監督のもと男女交際を推進するという姿勢をとっていた。

この事例から、子どもの「性の監視」といっても、禁止するというより母親が見守るということの重要性と、男女交際を経験することによって結婚相手を見る目を養うという点に重きが置かれていることに特徴があるといえる。自ら結婚相手を選ぶ際、「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」を基盤とする家庭生活を営むのに相応しい相手、すなわち愛情というものを重視する男女交際が可能な相手を見つける能力を養うための「知識と教養」を身につけることが当時の女性たちに必要とされていた、または必要であると竹内は考えていたのだろう。

3.2.2 結婚における「女性身体の保護」

次に、結婚前の娘に対する性的知識の普及についてみていこう。竹内は、1931年に『婦人倶楽部』において「親も娘も知らねばならぬ結婚衛生 結婚生活を円満にする性知識はどうして知るか」というものを書いた。「心の準備」、「体の準備」、「新婚当初の性生活」、「結婚後の病気」、「誤り易い月経閉止」という順に、話が進んでいく。とくに性問題については、「新婚当初

の性生活」、「結婚後の病気」において詳しく書かれている。

結婚前二三日になりましたら、懇意の婦人科医なり、女医なりを尋ねて、性生活に関する知識の指導を受けることが大切で、これからその場合にお話する事柄を申上げてみます。(竹内、1931: 298)

上記は「新婚当初の性生活」の冒頭である。結婚前の娘は、産婦人科や「女医」のもとで、性生活について指導を受けることを勧めている。以下では、結婚式後と新婚旅行という順に、詳しく何が起こるのかが説明されていく。

全ての準備が整ひ、式が挙げられ完全に夫の手に渡された時、非常に 恐怖する人があります。恐怖のあまり性交不能にをはり、新婚旅行の途 中から失望のどん底に、意気消沈して帰る人があります。それが自身不 具者でもあるのかの如く悲嘆にくれ却つて破綻に導かれることがありま す。(前掲雑誌)

竹内によると、性行為への恐怖心より、新婚旅行から意気消沈して帰って くる新妻がおり、しかもこのような状況は、「私共はさういう出来事に合う ことは少ゝあり」(前掲雑誌)と説明していることから、これは実際の相談 内容がもとになっているということが分かる。そこで、このような状況に陥 らないように、以下のような助言を述べている。

それですから結婚当初、余り恐怖せずに夫に打ちまかせ、心から肉体も精神も夫と溶け合ふやうな気持ちが必要です。それでも万一性交不能なときは、決して失望することなく婦人科医の手にかゝれば、必ず目的を達するやうになります。(前掲雑誌)

基本的には夫に任せよ、委ねよということを教えているが、それでも無理

な場合は婦人科医に相談することを促した。夫婦という二人の私的な関係には踏み込まず、女性に対する心構えだけを提示するという形をとっている。 もより詳しい説明が必要であれば、直接婦人科医や「女医」に聞くべしということだ。ここで新婚旅行の話題に戻る。

困難なく目的が達せられたにせよ、新婚二三日の間は、されも必ず大小の局部の痛みも感ずるものです。若し新婚旅行に出たら余り歩き廻らない方がよいのです。男性には何等苦痛がないから、変つた場所へ行きたがりますが、一週間位は同じところに滞在して静な生活をした方がよろしいのです。(前掲雑誌)

初めての性行為を終えた女性に対するかなり私的な助言である。また、痛みという点に着目し、新婚旅行での心得も提示している。ここまでの内容は、恐怖や痛みがあれど、新婚という幸せな生活というニュアンスが感じられる文体となっている。しかし、「結婚後の病気」になると話は別だ。

夫が淋病を患った経験がある場合は、注意せよということを、医学用語を使って教え、また、実際に感染した場合にどのような症状が生じるかも詳しく書かれている。そして特徴的なのが、夫に病気がある場合の対処法を紹介していることだ。

結婚後万一夫に病気のある場合、最も伝染し易いのは月経中と月経直 後です。月経中の性交は禁じていますが、月経後二三日は月経の傷が癒 えないで、そこからばい菌が入り肝炎、卵巣炎等を起こします。ですか らこの時期を過ぎれば余り伝染いたしません。(前掲雑誌)

夫が性病を持っている場合の対処法は、当時の女性たちにとってかなり重要な知識であっただろう。当時開催されていた「婦人衛生展覧会」(1932)の展示物によると、性病の感染率は、男性と女性では、未婚と既婚で真逆となっていた。結婚前に感染した経験のある男性は約7割であるのに対し、女

性の場合は未婚の感染は重大な課題であり、とくに純潔規範をアイデンティティ化した「処女」たちが、結婚後性病に感染するという「悲劇的な」状況に対して事前に介入することが必要とされていた。本来であれば婦人科医や「女医」などに個人的に聞く内容であったものにも関わらず、公的に語ることが難しい性問題を、〈私的な公共圏〉という婦人雑誌の特徴を活用して、知識を拡散していったのだ。また、「女医」による診療の経験を共有することによって、新婚旅行や新婚初夜といったライフイベントの具体例の提示と、その際に身体に生じることの医学的な説明を通して、得体のしれない経験に対する「恐怖」を取り除くという装置としても働いていたのではないかと推測できる。

3.2.3 「夫婦関係/生活」における「性愛」

最後に「夫婦関係/生活」についての言論をみていきたい。他2つの論点と比べると、記事の量も多いだけでなく、座談会や相談コーナーとして記事がつくられている場合もあり、婦人雑誌において「夫婦関係/生活」が非常に重要なトピックであったことが示唆される。当時の婦人雑誌において「夫婦関係/生活」というのは、「性交」を表す語として用いられていたことをまずは確認しておく必要があるだろう。決して「性交」という言葉は使われない。あくまで「夫婦関係/生活」なのだ。内容については、おもに不感症や、性の快楽、性生活、性病、無毛症などについて竹内茂代が多く語っていたことが分かった。

まずは竹内個人の記事から「夫婦関係/生活」がいかなるものか確認していこう。竹内は『婦人倶楽部』において「夫婦衛生につき若婦人の疑問に答って」(1933)という記事を書いており、「夫婦関係に感じのないのは不感症か」というテーマに対して「結婚して暫く経つても少しも夫婦関係に快い感じを持てないが不感症ではないかという不安を抱く方が可なり多い」(前掲雑誌、415)が、気にすることはないとアドバイスしている。その説明として以下の内容を提示した。

快楽などといふものは、多くはある一定の時期を経過してから初めて 感じ始めるやうになり、相当時期を経て次第に最高潮に達するものであ ります。従つて結婚当初から快い感じを持つことが出来ぬからといつて も一概に不感症と言い切るやうなことはまだ早過ぎるのが普通でありま す。(前掲雑誌)

「夫婦関係/生活」において「快楽」を感じられるようになるには、時間がかかることを指摘している。「快楽」を感じられるようになるためには、どのような過程を要するのだろうか。以下では『婦人倶楽部』「夫婦生活の危機と切り抜け方座談会」(1933)と『主婦之友』「夫婦生活の悩みを語る匿名打明け相談会」(1934)の内容から、竹内の考える理想的な「夫婦関係/生活」をみていきたい。

『婦人倶楽部』「夫婦生活の危機と切り抜け方座談会」(1933) では、竹内の他に著名な知識人の妻 2 名と男性知識人 4 名が出席した。いくつかテーマがあるうち、竹内は「性生活の不満から」というテーマにおいて「専門家の立場から」語るよう記者から促される。

性生活に満足を得られない夫婦だつたらよほど我慢強い人でなくちや 続いて行かない、必ず三角関係が起こるか、何か問題が起こつてしまひ ます。(竹内ら 1933: 148)

この説明から、「夫婦関係/生活」は非常に重要なものとしてとらえていることが分かる。続けて竹内は、「快楽」に対する欲求は、男性だけでなく女性にもあり、診察の経験も通してそれを実感していることを説明した。例えば、「閉経期の前に婦人は非常に旺盛になる時期があります。(中略)ご主人が余り年が違ひすぎていて六十近いと、その要求に応じきれない。そこで紛糾が起こる。」(前掲雑誌)という中年から高齢の夫婦における「夫婦関係/生活」についても言及している。

もうひとつ着目したいのが、若い夫婦における「性生活への幻滅」につい

てだ。竹内は以下のように語っている。

(こういった問題についても)婦人科に尋ねて来る人には此頃特に多いやうです、昔は女はこういふものだと思つて我慢して居りましたが、此頃はさふいふことに目醒めたといひますか、兎に角ズンズンさふいふことを訴へて、私は満足しませんといふ。(前掲雑誌)

若い女性における「快楽」への欲求について、診療を通して「発見」していったことがうかがえる。さらに、「方法がヘタなために満足できない人」(前掲雑誌)については、「直ちに解決して上げることもできます」(前掲雑誌)とも述べている。この発言より、実際の診療の現場では「方法」についての詳しい説明もしていることが示唆される。

さて次に、小説家の中村武羅夫と竹内のやりとりに注目していきたい⁹。中村は竹内の「医療的な」「夫婦関係/生活」への介入に対してその重要性も理解しつつも、以下のように続けた。

しかし夫婦生活をやる者は、何といひますか、性愛の技術といひますか、兎に角技巧といふやうなものを可なり重要に考へて、性の満足を得ることを自分本位だけでしないで、相手も満足を与へるといふことを重要に考へなければならない。性愛の技術のやうなものは或程度までは、釣合はない夫婦間の性欲の調和も取つて行かれると思ふのです。(前掲雑誌、149)

中村が指摘した「性愛の技巧」という点について、竹内はひと言「確かにさうです。」(前掲雑誌)と答え、それ以上詳しい内容については口にしなかった。さてこの「性愛の技巧」については、『主婦之友』「夫婦生活の悩みを語る匿名打明け相談会」(1934)の内容もみてみたい。この相談会は、竹内の他、サラリーマンの妻4名、サラリーマン2名、男性知識人1名が参加している。ここでも竹内は「相談を受ける側」として登場している。

サラリーマンのうちのひとりが結婚 4 年目になるがまったく妻に興味を持てず、表面上は円満な家庭を演じているが「家内の他だと、これまた以上に興味がある」(竹内ら、1934: 170) と告白し、「こんなのは、竹内先生、病的なのでせうか。」(前掲雑誌) と尋ねた。それに対して竹内は、以下のように質問を返した。

あなたもご病気でもなく、奥様も無神経ではないのでせう。今仰るや うな実例は、世間には非常に多いのですが、あなたは、初めに、奥様 を、おいぢめになつたのではありませんか。(前掲雑誌)

「初めに、奥様を、おいぢめになつた」というのは、新婚初夜についてということが予想される。以後の会話もみていこう。

サラリーマン男性:別に、…いぢめもしなかつたのです。が、家内は、ゝゝゝゝゝ、実際、心配しました。

この会話からも分かるように、具体的な「性愛の技巧」は誌面上語らないという方針がとられていたようだ。竹内によると、結婚初夜において受けた「夫婦関係/生活」の第一印象が心理的に邪魔をすることも多々みられるという。それに対して、「予備知識を与へるのは、男性の方にも必要なのです。無智な旦那様にあつてはかなひません。」(前掲雑誌、170-171)と述べ、続けて参加している妻たちが「無知で野蛮ですわ! どこまでも人をお人形の

やうに扱つて…」(前掲雑誌、171)、「まつたくですわ、横暴ですわ!」(前掲雑誌)と気持ちをあらわにした。

実は竹内個人による記事もあるように、婦人雑誌における性的啓蒙の宛先は必ずしも妻だけでなく、「この記事を新妻の方々から新郎の方々にも是非一読していただくやうにおすすめ願ひたい」(竹内、1933: 415) とあるように、夫たちにも宛てられていた。先にみてきたように『主婦之友』と『婦人倶楽部』のどちらにおいても類似したテーマが設定され、男性と女性を交えた座談会や相談会形式がとられているのも重要な点であろう。そしてそこにおいて竹内茂代が果たした役割を考えてみると、「夫婦関係/生活」についての専門家として、とりわけ女性の性について語るという役割を負っていた。それは日々の診療の経験から得た妻たちの声であり、それを代弁するという役割も担っている。さらには、「夫婦関係/生活」の実態を医学的な観点からアドバイスするということによって、あえて「夫婦関係/生活」を語りやすくする、「語りやすい環境をつくる」ということを目指していたともいえるだろう。

最後に近代「女医」による「夫婦関係/生活」の性的啓蒙として、竹内茂代と他の「女医」たちを比較していきたい。以下では『主婦之友』「妻と医学博士の立場から夫婦生活の煩悶を解決する会 新婚から更年期までの人妻の性愛読本」(1936)の内容を検討していく。ここでは竹内の他に、竹内の義理の妹で医学博士の井出ひろ、同じく医学博士の大橋りゆうの3名で「煩悶相談」に答えるという形式になっている。タイトルにもあるように、妻と医師という立場から「夫婦関係/生活」にアドバイスを行っていく。

はじめに竹内から「新婚の大橋さん、中婚のひろさん、それに私が旧婚、三通り揃つて、ちようどよかつたですね」(竹内ら、1936: 380) と説明がはいる。相談のひとつに、「研究に夢中で、妻の存在を忘れたやうな良人に、自分から強要はできず、徒に煩悶の日を送るばかりです」(前掲雑誌、386)というものがあった。それに対して竹内は自身の経験を語りはじめる。

私自身もさうでした。でも、私は医者であり、仕事を持つています。

そして、それに没頭する傍ら、謡曲や盆石もやり、婦人運動にも飛込んで紛らせました。こんな良人に限つて、妻を喜ばせようという気持ちはてんでなく、とにかく夫婦生活も機械的で、さつぱりしたものです。 (前掲雑誌)

このように竹内は、他の「女医」と比べると自己開示が多いことが指摘できる。自らの「夫婦関係/生活」についても語るという方針をとっていたのだ。さらに夫婦円満の秘訣について聞かれると、自らの失敗談も交え以下のように話した。

職業婦人は我儘だと、言はれるのが辛さに、まるで貞淑の見本のやうに やりました。(中略)病院が出来て私が忙しくなり、少しでも仕へ方が 悪いと、大変な剣幕です。これでは到底一緒に生活できないと思つたの で、ガッチリ談判しました。(前掲雑誌、389)

井出と大橋も自らの結婚生活については話すが、そこまで開示はせず、一般的な意見を述べることが多かった。しかし、竹内は自ら生活を開示することも必要であれば行うだけでなく、うまく行かなかったことや、失敗談も交えるという実践も婦人雑誌において行っていた。

おわりに

本稿では、近代「女医」が性的規範再編においていかなる役割を果たしたのかを、当時の性的規範の流通において主要な情報源であったメディア、とりわけ1920~30年代に流行した婦人雑誌における「女医」の言論を対象に、記述、分析を行ってきた。

まず、本稿の問いに対して考察を行っていきたい。性的規範再編という 近代日本の社会状況のなか、「女医」たちは自らを、ノッター・デヴィッド の表現を用いるならば「愛一性一結婚の三位一体」という「ロマンティッ ク・ラブ・イデオロギー」を体現する性的規範の代弁者であり説明者であったということができるだろう。近代「女医」たちは、診療という職業的経験を通してみえてくる「近代家庭像」、とりわけ「夫婦関係/生活」の「専門家」として位置づけられるようになっていった。男性医師にももちろん「夫婦関係/生活」の「専門家」としての役割が求められていったが、「女医」たちは「家庭の妻たち」に親和性を持つことによって、その専門性を強固なものにしていった。Mara Pastessio and Mariko Ogawa(2005)が明らかにした、近代「女医」誕生期に医学を志した女性たちは、女性のための医学の必要性を痛感し、「女性のための『女医』」(women doctors working for women)」(Patessio and Ogawa,2005: 172)を目指していた。本稿が着目した性的規範再編の近代日本では、まさに「女性の領域(feminine sphere)」(ibid.)における医療活動のひとつとして、婦人雑誌における性的啓蒙が行われていたといえる。

さらに、婦人雑誌という〈私的な公共圏〉としてのメディア性を持つ媒体での、性的啓蒙については、「書き手」としての「女医」の特性も大きく作用していると考えらえる。とくに竹内茂代の場合は、社会における「女医」の役割を重要視し、啓蒙の実践者として、読者が理解できる内容に心がることを具体的な課題として見出していった。このような姿勢、そして竹内の婦人雑誌における言論というのは、当時の科学啓蒙の潮流とも強い親和性があるように思われる。とくに、自らの私生活についての開示や、難しいことばを使わないようにするなど、知識を単なる知識として伝えるのではなく、効果的に伝えようとしていたことがうかがえる。

また、〈私的な公共圏〉の外部に井出医院という実際に足を運ぶことができる場所があったことも検討しておく必要がある。北田暁大の指摘した〈私的な公共圏〉では、「読む」ことだけでなく、読者交流会という「集う」ことが場の形成要因として提示されていた。本稿で扱った性的啓蒙は、具体的な「夫婦関係/生活」の技法など、誌面だけでは伝えられない内容も含むことで、実際に医院に訪れるという誌面の外の世界への連続性も有していたことが指摘できる。婦人雑誌と「女医」の医院という空間は、家庭という親密

圏の問題を、〈私的な公共圏〉において問題化することで、「The personal is political」という第2派フェミニズム的な問題のある種先駆け的なものとして機能していたことも示唆される。

竹内茂代研究として若干の補足と展望を述べておきたい。本稿では性的啓蒙の実践者として竹内茂代に着目し、分析してきた。佐藤ゆかり(2014)の研究にもあるように、竹内茂代は近代日本における優生保護に「加担」した存在として言及されることもしばしばある。本稿の分析では用いなかったが、妊娠に対して体力的な疲弊と恐怖を訴えた妻の産児制限への要望に対して反対の立場をとり、「一夫婦に五人は産んで頂きたい」(竹内ら、1934:174)という人口の量と質の確保という国民国家的課題への「加担」も確認できた。「女性のための『女医』」だけでなく、国家のエージェントとしての「女医」という観点からの検討が課題として残された。

最後になるが、本研究が検討してきた社会における「女医」の位置づけというのは、近代社会を分析対象として設定する一方、極めて現代的な課題とも通ずるものがある。女性理系知識人として、女性専門職として「女医」を問うことの近代的、現代的意義を別稿にて検討していく課題としたい。

凡例

引用にさいしては、原文の旧字体を新字体に変更した。

謝辞

本稿は、以下の研究助成の成果である。深く感謝申し上げます。 「『産む身体』の歴史社会学的考察―1920~1930年代の医療的啓蒙言説に注目して―」 『東海ジェンダー研究所 2017年度(第21回)個人研究助成』

注

1 明治以前の性的規範は、それまでの封建社会という社会構造に関連していた。古川誠の整理によると、「儒教的規範によって家を単位とした性的規範が確立していた武士階級、若者組や娘組を中心とした村落単位での性的規範が成立していた農民階級、そうして井原西鶴の好色物によって代表される個人的・享楽的活動が可能であった町

人階級(もちろんそのような享楽的=消費的性活動は一部の富裕層が中心であって それ以外は武士階級と農村部の性的規範の混沌状態であったと推測される)」(古川、 1993:118) の3つの性的規範が存在したという。

- 2 新中間層は、農村部から排出され大都会に職をもとめて集まってきた人びとによって 形成された。寺出浩司によると、新中間層とは、頭脳労働すなわちホワイトカラー 労働者であり、サラリーという所得形態、資本家と労働者の中間的に位置し、中位 の生活水準を有するという4つの特徴を持っていた(寺出、1982: 32-36)。1920年 代の全人口に対する新中間層の割合は、伊東壮の整理によると、5から8パーセン トであり、大正初期から約3パーセント増加したと推定されている(伊東、1965: 183-87)。都市部では、より大きな割合の新中間層が存在し、東京市の場合は、全就 業者に占める新中間層の割合が、1920年時点で21.4パーセントとなっていた(前掲 書、183-187)。
- 3 しかし、「性的規範の真空状態」にあったのは新中間層だけでなく、工場労働者階級 も含まれるだろう。この点については今後検討が必要であるが、本稿の焦点からそれ るため、今後の課題としたい。
- 4 近代日本における家庭と買売春の関係については、本多真隆 (2018) が詳しい分析を 行っている。妻と娼婦という単なる二項対立でなく、娼婦のなかでも公娼と私娼の存 在が当時の社会でいかなる意味を持っていたかを議論している点は非常に興味深い。
- 5 詳しい内容については、ハーバーマス (1973、1988) を参照のこと。
- 6 括弧内は筆者による加筆である。
- 7 本稿の分析対象は「実用派婦人雑誌」における竹内茂代の言論に限定し、『婦女界』 についての検討は今後の課題とする。
- 8 ここでいう無毛症とは、陰毛が生えない症状を指す。竹内茂代は無毛症についての専門的な治療も行っており、婦人雑誌においても度々言及されていた。この点については別稿にて詳しく検討していきたい。
- 9 中村武羅夫(なかむらむらお1886-1949年)は、日本の編集者、小説家、評論家である。小説家としては、大正末期から、婦女子向け通俗小説を多く執筆した。
- 10 ここでいう「良人」は、「おっと」と読み、「夫」を表す。この表現は当時の婦人雑誌 においてよくみられる表現である。

参考文献

- 太田恭子「学位(博士)論文要旨 明治・大正・昭和前期における性教育の女性化 近代日本における女性の主体化の一局面」首都大学東京・都立大学社会学研究会『社会学論考』No. 33、2012年、49-52ページ。
- -----「大正期の「母親による性教育」モデルの形成」首都大学東京人文科学研究科 『人文学報』No. 467、2013年、1-25ページ。
- 小川眞里子・三浦有紀子「アジアにおける女医の誕生と日本の女医の現状」『三重大学人文学部文化学科研究紀要』No. 25、2008年、181-191ページ。
- 川村邦光(1994)『オトメの身体―女の近代とセクシュアリティ―』紀伊國屋書店。

- 北田暁大「〈私的な公共圏〉をめぐって──九二○~三○年代「婦人雑誌」の読書空間─」 『東京大学社会情報研究所紀要』No. 56、1998年、155-181ページ。
- 木村涼子 (2010)『〈主婦〉の誕生 婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館。
- 清原悠「〈私的な公共圏〉における政治性のパラドックス―女性団体「草の実会」における書く実践を事例に―」『ジェンダー研究』No. 16、2014年3月、79-114ページ。
- 小山静子 (1991)『良妻賢母という規範』勁草書房。
- ---- (1999)『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房。
- 斉藤美穂「竹内茂代著作目録」文献探索研究会編『文献探索』金沢文圃閣、2003年、 181-186ページ。
- 佐藤卓己 (2002)『『キング』の時代―国民大衆雑誌の公共性―』岩波書店。
- 佐藤ゆかり「竹内茂代と日本優生結婚普及会」『日本医史学雑誌』No. 60-2、2014年6月、 188ページ。
- 寺出浩司 (1982)「大正期における職員生活層の生活の展開」日本生活学会編『生活学 第七冊』ドメス出版、34-37ページ。
- 成田龍一 (1990)「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」女性史総合研究会編『日本女性生活史 4 近代』東京大学出版会、89-124ページ。
- ------「衛生意識の定着と「美のくさり」―1920年代、女性の身体をめぐる―局面―」 『日本史研究』No. 366、1993年 2 月、65-89ページ。
- ノッター・デビット (2007)『純潔の近代―近代家族と親密性の比較社会学―』慶應義塾 大学出版会。
- 橋本紀子・田中秀家 (1989)「性意識と性教材の社会史」「産育と教育の社会史」編集委員会編『叢書・産育と教育の社会史2』新評論、115-37ページ。
- ハーバーマス・ユルゲン (1973) 『公共性の構造転換』細谷貞雄訳、未來社。Habermas, Jürgen, Strukturwandel der Öffentlichkeit, Neuwied, 1962.
- 「結婚市場の幻想」大貫敦子訳『現代思想』No. 16-7、1988年6月、82-94ページ。Habermas, Jürgen, "Illusionen auf dem Heiratsmarkt", *Merkur*, Oct, 1956.
- 福嶋正和・藤田慧子「大正女医の動向」『日本医史学雑誌』No. 62-4、2016年12月、363-394 ページ。
- -----「関東大震災と明治大正女医-大正12年『日本女医会雑誌第21号』より-」『日本医史学雑誌』No. 63-3、2017年9月、301-314ページ。
- 古川誠「恋愛と性欲の第三帝国 通俗的性欲学の時代」『現代思想』No. 21-7、1993年7月、110-125ページ。
- 本多真隆 (2018)『家族情緒の歴史社会学―「家」と「近代家族」のはざまを読む―』晃 洋書房。
- 三崎裕子「明治女医史の基礎的研究」『日本医史学雑誌』No. 42-2、1996年 5 月、116-117 ページ。
- 「明治女医史の基礎的研究(二)「女医論」について」『日本医史学雑誌』No. 43-3、1997年9月、84-85ページ。
- -----「明治女医史の基礎的研究(三)婦人共立育児会病院」『日本医史学雑誌』No. 45-2、1999年4月、290-291ページ。

- -----「明治女医の基礎資料」『日本医史学雑誌』No. 54-3、2008年 9 月、281-292ページ。
- -----「「近代的明治女医」誕生の経緯と背景―『吾園叢書』所収の1881 (明治14) 年「中央衛生会臨時会議事録」と内務省衛生局史料より―」『日本医史学雑誌』No. 61-2、2015年6月、145-162ページ。
- 牟田和恵(1996)『戦略としての家族 近代日本の国民形成と女性』新曜社。
- 山本起世子「近代「女医」をめぐる言説戦略」『園田学園女子大学論文集』No. 30-I、1995 年12月、169-195ページ。
- -----「女医と戦争、1940~1944年」『園田学園女子大学論文集』No. 32-I、1997年12 月、65-83ページ。
- 横山尊「『文化生活』の優生学―大正期の科学啓蒙と雑誌メディア―」『日本歴史』No. 730、2009年3月、75-95ページ。
- ----- (2015)『日本が優生社会になるまで 科学啓蒙、メディア、生殖の政治』勁草書 房。
- 渡邊洋子 (2014) 『近代日本の女性専門職教育―生涯教育から見た東京女子医科大学創立者・吉岡爾生―』明石書店。
- Patessio, Mara, and Ogawa, Mariko, "To Become a Woman Doctor in Early Meiji Japan (1868–1890): Women's Struggles and Ambitions", *Historia Scientiarum*, No. 15–2, 2005, pp. 159–176.

史料

『日本女醫會雜誌』

竹内茂代「女医の街頭進出」『日本女醫會雑誌』No. 93、1939年、1-2ページ。

『婦人倶楽部』

- 竹内茂代「不用意がもたらす秘密」『婦人倶楽部』No. 7-12、1926年12月、34-36ページ。 --------------「親も娘も知らねばならぬ結婚衛生 結婚生活を円満にする性知識はどうして知
 - るか」『婦人倶楽部』No. 12-1、1931年1月、296-298ページ。
- ------「夫婦衛生につき若婦人の疑問に答へて」『婦人倶楽部』No. 14-5、1933年 5 月、 408-415ページ。
- 竹内茂代ら「夫婦生活の危機と切抜け方座談会」『婦人倶楽部』No. 14-11、1933年11月、142-151ページ。
- 辻村健作「睡眠四時間で通した苦学奮闘の女醫竹内茂代女史」『婦人倶楽部』No. 8-11、1927年11月、156-63ページ。
- 吉岡彌生・竹内茂代・井出ひろ子「女醫さんばかりで結婚する娘に教える秘密相談會」 『婦人倶楽部』No. 18-12、1937年、298-309ページ。

『主婦之友』

竹内茂代ら「夫婦生活の悩みを語る匿名打明け相談会」『主婦之友』No. 18-1、1933年1

ジェンダー研究 第21号 2019.2

月、168-179ページ。

竹内茂代ら「妻と医学博士の立場から夫婦生活の煩悶を解決する会 新婚から更年期までの人妻の性愛読本」『主婦之友』No. 21-7、1936年7月、380-390ページ。

その他

長島譲(1937)『女博士列伝』科学知識普及会。

日本赤十字社「婦人衛生展覽會陳列品目録」『日本赤十字社参考館報』No. 8、1932年、1-6ページ。

アメリカ・ヘッドスタートの描く 「新しい」 父親像

The "New" Father Image of a Father Portrayed in the U.S. Head Start Program

加野 泉 KANO Izumi

This paper aims to clarify the parental roles in the family support program of the U.S. Head Start. Focusing on the program concerning fathers, we examined government-released guidelines and discovered that although they are based on a policy of accepting diverse parental images regardless of gender, they portray gender-biased parent roles in practice.

1 はじめに

本稿は、アメリカの貧困層対象の就学前教育ヘッドスタートにおいて、1990年代半ばから新たに導入された父親支援に着目し、支援の名のもとに提示され、構築される父親の役割を、公刊文書の記述から解明することを目的とする。

ヘッドスタートは、1965年に「貧困との戦い」政策の一環としてリンドン・ジョンソン政権下で開始されたアメリカ連邦政府による施策であり、収入が貧困線以下の世帯の子どもを対象とする就学前教育である。理念の上では、子どもの知的好奇心や安定した情緒を支える存在として開始当初から家族が重視されながらも、評価の上で、数値で測定される認知能力の向上が優先され、実質的な家族支援の取組は、1990年代以降に急速に重点化されるようになった。

家族支援重点化の背景には1990年代の福祉改革があり、ヘッドスタートの家族支援は、1996年に成立した「個人責任と就労機会調停法 (Personal

Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act: PRWORA)」の下で創設された「貧困家族への一時扶助(Temporary Assistance for Needy Families: 以下 TANF)と、父親への責任追及を強化するよう変更された「児童養育強制履行制度(Child Support Enforcement: CSE)」との緊密な連携が見られる。これらの法整備のもとに、午前中のみの半日が主流であったヘッドスタートの保育時間が、TANFによる母親の就労増加を見込んで16時まで拡大された。さらに、妊婦と0-2歳児に対する保育「早期ヘッドスタート(Early Head Start: EHS)が開始され、その中で、新たにヘッドスタートに導入されたのが父親支援プログラムである。

ヘッドスタートの開始時の1960年代は、政府側にとって貧困は人種との結びつきで論じられる問題であり、ジェンダーとの関連については注目されていなかった。その理由として、ヘッドスタートにおける「親(parent)」はすなわち「母(mother)」であったことが、たびたび指摘されている(Ames & Ellsworth 1997: 17、Kuntz 1998: 17)。プログラム開始当初、ヘッドスタートを運営した経済機会局(OEO)が発行する文書では、「親」と「母」が混同して用いられていたし、保育の現場でスタッフが「親」を語るときの代名詞は「She」であったという。ただし、開始当初のこの表現は、ヘッドスタート参加者が母子世帯であったことを意味するわけではない。ヘッドスタート計画委員や経済機会局の職員たちにとっては、二人親の家庭であっても、子どものケアをするのは母親であり、それを見守るのが父であるというジェンダー観が前提となっていたのがその要因であったという(Kuntz 1998: 17)。

このように元来ジェンダー単一的であった親役割の中に、福祉改革上の要請から父親役割を導入し、その上で家族の役割を再構築してきたことが、1990年代以降のヘッドスタートの大きな流れとして確認できる。では、そこで提示される父親像とはどのようなものであるのか。

ヘッドスタートは、多文化主義の理念を掲げ、参加者家族の持つ文化や言語の尊重を目指している (OHS 2010)。その一方で、ヘッドスタートの一番の目的は、貧困層の子どもたちが「他の子どもたちと学校生活で肩をならべ

る」ための就学準備であるため、それを支えるための親役割を支援によって 親に教育し、アメリカ社会への統合を目指すという方針を併せ持っている。 一見矛盾する二つの方針の間で、ヘッドスタートは多様な文化的背景を持つ 父親たちをどのように支援し、どのような役割に導いているのか。

父親を文化的文脈から国際比較したマクファデンらによると、アメリカの父親役割は、経済的事情や文化的背景によって異なり、極めて多様であることが特徴とされている。また、自由と平等を最も重視する憲法上の権利を背景に、男女間の役割交渉が実現され、家事・育児・家計の負担を共有する文化が根付いているため、他国で見られるような伝統的、単一的な父親イデオロギーに支配されることはないと説明される(Mcfadden & Tamis-LeMonda 2012: 5686)。

一方で、アメリカの父性の「近代化」の過程を分析したラロッサによれば、アメリカは、社会階層や文化的背景によって異なる多様な父親役割、父親像が混在していたが、1930年代に、白人中流家庭の「標準的な北米家庭」の近代的父親像が確立し、科学的育児法の普及とともに広められたという。その父親像とは、男らしい家庭性であり、男性としてのロールモデルを子どもに示す存在である。子育て役割はジェンダー分業的に規定され、母親が子どもの身の回りの世話をし、子どもに共感的な存在であるのに対して、ブレッドウィナーとして社会的役割を持つ父親は、罰と報酬によって子どもの社会化を導く教育者であった(LaRossa 1997: 23, 31, 195)。

このように、アメリカの親役割についての言説は、一方で多様性を尊重しながらも、他方では、単一的な規範を強調するという二つの方向性を併せ持っている。それでは、多様性の尊重とアメリカ社会への統合という両者の方向性を併せ持つヘッドスタートにおいて、父親に焦点をあてると、その役割、規範にどのような方向性が見られるのか。

これを明らかにするために、本稿は、まず第2節でヘッドスタートの家族 支援の変遷を追い、プログラムにおける家族支援の意義と位置づけを明確に 把握する。次に、第3節では、現在のプログラムで求められる親役割を解明 する。その上で、第4節ではその親役割の中に父親を導入する実践の経緯 を、続く第5節では、政府の統括的な方針がまとめられていく経緯を検討する。以上の検討から、結論部では、それまで親をすなわち母親と自明視していたヘッドスタートが、1990年代以降に導入した新しい主体「父親」の役割と規範を明らかにする。

2. ヘッドスタートにおける家族支援の位置づけ

家族支援は1964年の $^{\circ}$ のッドスタート計画当初から構想されており、その内容として次の $^{\circ}$ 4項目が法律で定められた(Public Law 90–222、Sec. 222)。

- (1)保育プログラムの作成、運営に関する意思決定プロセスに親が参加する
- (2)職員、ボランティア、観察者として親が教室に参加する
- (3)ヘッドスタートスタッフの家庭訪問を受け入れる
- (4)両親対象の教育活動に出席する機会を持つ

当時は、貧困層の支援プログラムでは、親と子どもは全く別々に考えられるか、もしくは親が子どもに悪影響を与えるという懸念から対象から外されるかどちらかであるのが当然であった中、プログラムに両親を取り込むヘッドスタートの方針は急進的なものであった(Ellsworth & Ames, Eds 1998:xiii)。参加児童の家族のプログラムへの積極的な関与を促進する根底には、子どもの教室に参加することによって、保育者の子どもとの接し方や教育方法を両親に学ばせるという目的と、両親の意見をプログラムに取り入れる機会を作り、親子が持つ文化的、民族的背景への自尊感情を強めるという計画立案者の期待があった。さらに、1974年には、プログラムでの家族支援を確実に行うため、補助金獲得の要件として、両親が直接プログラムに関われるように取り組みを設けることがコミュニティ・サービス法(Community Service Act of 1974)に明文化された。しかし、実際には1990年代に入るまでは、予算不足という理由に加えて、プログラム評価の範囲が子どもの達成評価に限られ、家族支援の内容や質は評価対象外であったため、活発な支援を実施しにくい状況が続いていた(同上書:xiii)。

クリントン政権下でのヘッドスタートの改革は、福祉改革を背景にプログ

ラムの質的向上を志向し、家族支援についても理念にとどめるのではなく、それぞれのプログラムでの実行を求める方向へと舵を切った。まず、1993年に連邦政府ヘッドスタート事務局は「親の参加のための展望(Head Start Vision for Parent Involvement)」と題し、親の関与の促進についてヘッドスタートの全員が責任を持つ方針と、その目標として「子どもにとって最初の教育者、養育者、擁護者として親をサポートする」、「すべての親にヘッドスタートにおいて意義ある経験をする機会を提供する」、「属するヘッドスタートの方針やプログラムの決定についての意志決定への親の参加を保証する」ことを宣言した。

1996年には、この方針を具体化した内容が、プログラム効果の測定指標「パフォーマンススタンダード」(Head Start Performance Standard)に盛り込まれた。さらに、ヘッドスタートを運営する各事業体が、家族支援として、次の内容を実施することが義務付けられ、その内容が次年度の助成金獲得とプログラム継続の評価対象になることが定められた(Office of Head Start 2015: Head Start Program Performance Standards, 45CFR Chapter XIII, 1304.40.)。

- ・プログラム意思決定、運営への親の参加
- ・各家族のニーズに則した両親教育
- ・早期ヘッドスタート(EHS)の教室活動への親の参加
- ・ボランティアまたは雇用スタッフとしての親の参加
- ・プログラム内外で親の学びを支援すること
- ・地域の他の組織と協働して家族の読み書きの力を向上させるサポート
- ・栄養、衛生、安全、応急処置に関する教育
- ・メンタルヘルスについて地域の他の社会サービスと接続する機会の提供この改変によって、学術的根拠に基づくプログラム構築と統一的な効果測定、評価システムが求められ、1998年には、「ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会」(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation)が招集されることとなった。27人の委員のうち、21人は子どもの発達、早期児童教育、発達プログラム、調査法、評価法、方法論の研究者および専門家であり、6人は保健福祉省、教育省所属の連邦政府職員で

ある。諮問委員会は、1998年から2010年にわたり継続され、この間、各プログラムが達成基準を満たすことを確保するための厳格な監査プロセスの確立、プログラムの質的是正を行うトレーニング技術の提供、補助金交付対象の事業体を選別するための実施者の説明責任が強化されてきた(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation 2012: 2)。

家族支援についても、プログラムにおける研究成果の活用が目指されており、Early Head Start Research and Evaluation Project 1996-2010 (EHSREP)、Head Start Impact Study 2000-2015 (HSIS) という20年のヘッドスタートの効果測定の結果を根拠に、ヘッドスタートの家族支援の有効性が説かれている。そこでは、3歳児の時点で、ヘッドスタートの親は対照群に比してより多く読み聞かせをする傾向にあり、それは、ヘッドスタート終了1年後の良好な親子関係と正の相関がみられることが指摘されている。また、ヘッドスタートの親は、対照群に比して、職業トレーニングや教育活動への参加率が高いこと、プログラム終了後に職を得ている率が高いことが明らかになっている。また、人口統計上のリスク因子である、ひとり親、公的扶助の受給、無職で就学も職業訓練もしていない、10代の親、高校中退という条件を持つ家族の生活の安定に対して、早期ヘッドスタート (EHS) が有効な働きをしていることが示されている (EHSREP) (同上書:64)。

研究成果を根拠に、2011年には「PFCE フレームワーク(The Head Start Parent, Family and Community Engagement Framework)」が発行され、基準に則したプログラム内容を確実に実施するためのファミリーエンゲージメントの枠組みが提示された。

ファミリーエンゲージメントとは、スタッフと親とのコミュニケーションによって子どもの目標を設定し、双方がその達成のために責任を負い、良好な関係性を維持するというアプローチである¹。保健福祉省児童局は、ファミリーエンゲージメントは、子どもの知的、身体、社会、情緒面において健全な発達を促し、就学と小学校以降の学力の向上を支える基盤となると説明する。2016年5月には保健福祉省と教育省の連名で、すべての幼児教育、初等教育でファミリーエンゲージメントのシステムを促進するための政策綱

領が発表された2。

ヘッドスタートにおいてファミリーエンゲージメントは、プログラム評価 指標に沿った家族支援を実現するための実践的な方策と位置づけられてい る。つまり、ヘッドスタートとして適切であるというプログラム評価を受け るため、確実に親をヘッドスタートに巻き込む基盤となるのがエンゲージ メントである。そのため、ファミリーエンゲージメントのガイドラインは、 ヘッドスタートの親役割を実践に近いレベルで最も端的に示している資料で あるといえよう。

3. ヘッドスタートが提示する親役割

本節では、児童家庭局発行のファミリーエンゲージメントのガイドライン「PFCE フレームワーク」(OHS2011) に示される親の役割を検討する。「PFCE フレームワーク(The Head Start Parent, Family, and Community Engagement Framework)」は、2011年に保健福祉省児童家庭局ヘッドスタート事務局 (OHS) によって発行された。就学前教育プログラムの評価指標である「パフォーマンススタンダード」に則してプログラムを実施するための体系的なガイドである。ヘッドスタートプログラムと家族、専門家、米国親・家族・地域協働センター(National Center on Parent, Family, and Community Engagement)によって開発されており、子どもの発達と学習の促進について各分野の研究に基づくアプローチ法が提示されている。それぞれのヘッドスタートを実施する事業体で提供されるプログラムをベースに、子どもの就学準備と小学3年生までの継続的な発達と学びを目標として、環境と学習内容、指導、家族、地域のすべてが連携することが基本的な枠組みとして示されている。そして、その実践によって期待される家族の成果として表1の7項目が挙げられている。

「PFCE フレームワーク」では、親と家族(Parent and Family)が主語として併記されており、親のみに役割遂行を限定せず、家族の中で可能な誰か、もしくは家族の何人かが協力しながら、ヘッドスタートや地域と連携して目

1. 家族の幸福	両親と家族が安全、健康、経済的保障を増進する。
2. 両親と子どもの建設的な関係	親になる最初の段階から、両親と家族が子ども の学びと発達を育てる温かい関係を築く。
3. 生涯の教育者としての家族	両親と家族が家庭、学校、コミュニティでの子 どもの日々の学びを監督し、導き、促進し、参 加する。
4. 学習者としての家族	両親と家族が教育、トレーニング等の子育て、 キャリア、人生の目標を支援するプログラムを 通じて、自らの学習への関心を前進させる。
5. 移行期における家族の協働	両親と家族が早期ヘッドスタート (EHS) から 小学校までを通じて、子どもの新たな学習環境 への移行期に学びと発達を支え、守る。
6. 仲間や地域と家族のつながり	支援的、教育的な社会福祉と共同生活を向上させる公式/非公式のネットワークの中で、両親と家族は、仲間と助言者との関係を作る。
7. 代弁者であり指導者としての家族	親や家族がヘッドスタートのリーダーシップの 発展、意思決定、プログラムポリシーの開発に 参加し、子どもの発達と学習経験を向上させ るための自治体や国家が運営する活動に参加 する。

表1 家族との協働による成果

OHS (2011) The Head Start Parent, Family, and Community Engagement (PFCE) Framework, p. 5 & b

標志向型の子育てをすることが求められている。ここで示す「家族」としては、例として父親、母親、祖父母、親戚、親密にケアにかかわる人、LGBTの親、妊婦と胎児の父、10代の親、後見人等が挙げられている(OHS 2011 PFCE: 9)。

7項目の内容から、家族にはまず、子どもの安全、健康と経済的基盤を保障するよう努め、子どもと良好な関係を築くことが求められていることがわかる。良好な関係とは、子どもの学習面に積極的にかかわり、子どもの環境の変化と発達をサポートできるようなスキルや知識を持つことである。そのためにヘッドスタートでは、親自身も学び続けること、地域コミュニティやヘッドスタートと協働し、子どもの発達と学習面の向上を支えるための人的ネットワークを築くことが求められていると解釈できる。

「PFCE フレームワーク」は、このような成果を得るために「家族」とスタッフが子どもの目標を共有し、対等な関係性で協働することを求めているが、具体的には、取り組み事例を挙げるのみで、家族にとっての義務を定めることはしていない。家族の義務を明示しないのは、「パフォーマンススタンダード」においても同様である。それは、ヘッドスタート参加家庭は、家族の構成についても職業の形態についても、公共サービスのニーズや受け方についても多様であるという事情が考慮されているためである。

「ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会」の提言書(2012)によれば、ヘッドスタート参加者のうち57%の世帯主がひとり親であり、うち半数の親は無職、別の15%は職業トレーニング中か就学している。両親家庭の親の大多数は、少なくともどちらかの親が就業しているが、19%は両親ともに就業していない。また、社会保障の受給については、参加家庭の58%がWIC(Women, Infants, and Children)という栄養サービスを受けているものの、TANF 受給者は7%であり、SSI(Supplemental Security Income Benefits)という障がい者、障がい児対象の手当受給者は7%と、生活扶助受給者は少数にとどまっている(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation 2012: 63)。こうした多様な家族のニーズを把握して対応するため、現在は、多くのヘッドスタートで、入園時に職員による家族のアセスメントが行われている。例えば、カリフォルニア州 Pediatric Therapy Network Early Head Start の手引書(Parent Handbook)では、次のように定められている。

入園時に面接または家庭訪問によって、家族が何に困っているのかを把握し(Family Needs Assesment: FNA)、家族と子どもの目標を定め(Family Partnership Agreement)スタッフと家族が協働して目標に向けて努力をすることについて合意をする。この際に、社会保障、心身の健康面、住居、子育て、就労、教育に関する必要や問題などがあれば、スタッフは家族と適切な社会サービスや地域の支援システムとをつなぎ、継続的な支援を受けられるようにする。入園時に定められた個別の目標は、達成したとき、または少なくとも1年に1度はスタッフと家族との面談において更新され、段階的に新

しい目標を定めていくこととなる。

月に1度は保護者会が開催され、プログラムポリシー審議会からの報告や プログラムの変更事項の説明を受けるほか、ティーパーティや食育講座、育 児に関するワークショップや講習会が開かれ、家族間の交流の場として機能 している。また、保護者会が主体となり、地域の公園、美術館、図書館等へ の見学を企画している。

「パフォーマンススタンダード」に基づき、プログラムポリシー審議会が設けられており、両親の代表委員と地域住民、事業体スタッフか協働して、プログラムの方針、目標と手続き、職員の採用基準の見直し、職員の採用や解雇、州や地方自治体、その他の幼児教育助成金への応募、年間のプログラムの自己評価を行っている。参加児の両親はプログラムポリシー審議会には希望すれば参加することができるし、すべての親が、親の代表委員、地域コミュニティの代表者を選出する際の投票権を持つ。

また、ヘッドスタートプログラムのほか、ヘッドスタートの事業体が行う他のプログラムで親は自身の関心や経験に応じてボランティアとして参加をすることができ、そのボランティア参加時間は、TANF ほか公的扶助サービスの受給で要求される就業訓練の時間として申告することができるシステムが整えられている(Pediatric Therapy Network Early Head Start 2015)。

「パフォーマンススタンダード」に示される通り、両親や家族が参加する開かれた機会が、日常の保育ボランティアからプログラムの意思決定にまで渡って広く設けられているが、家族・両親に何らかの条件が課されているわけではない。しかし、子どもの欠席が続いたり教育担当者と面会できないなど、当初定めたエンゲージメントにかかわる努力が不可能な場合「ヘッドスタートへの参加があなたの家族にとって正しい選択なのか決めるために」連絡する(Pediatric Therapy Network Early Head Start 2015: 5)と書かれており、両親またはそれに代わる立場の者は、定期的に職員と接して、目標に応じてプログラムに参加・関与することが促進されている。

ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会が2012年に公表した最終 提言書では、このような取り組みの効果を評価しながらも、今後は地域の他 の支援プログラムのデータも含めて検討し、確実に子どもの成果につながる家族支援モデルを構築するべきであると提言している。これまでの研究成果の蓄積をもとに、PFCE フレームワークの 7 項目の成果を測定できる方法を開発すること、またその成果が子どもの成果につながる経路を見出す研究に着手するべきだという提言内容から、研究による根拠を基にしたプログラム構築が進められること、そして、子どもの成果につながる取り組みが優先されるという今後の方向性を読み取ることができる(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation 2012: 67–74)。

現在のヘッドスタートの取り組みでは、親や家族の役割として、家族のリスク因子を減らし、子どもがヘッドスタートの目標達成に向けて取り組むことができるように環境を整え、ともに学び、サポートすることが求められていることが明らかになった。ただし、その役割遂行のレベルは、家族の多様な就業状態や文化的背景、その他生活上の事情を鑑みて、実行できる範囲をスタッフと家族との面談によって個別に決める方法がとられており、親の役割について家族の選択を尊重する余地が残されている。

このように、PFCE フレームワークでは両親的役割を担う人を幅広く設定し、人種・民族的背景の違いだけではなく LGBT も含めた家族の多様性に対応できるような枠組みが設定されており、親役割におけるジェンダー分業は想定されていないと解釈できる。

それでは、ジェンダー分業が想定されない親役割に対して、ヘッドスタートはどのように父親役割を導入し、位置づけてきたのだろうか。

4. 父親に特化した家族支援の促進

(1) 政府主導の父親運動

ヘッドスタートでは、「父性イニシアティブ(Fatherhood Initiative)」という言葉で、父親に向けたプログラム関与の促進が開始され、主に1994年に開始された0-2歳対象の早期ヘッドスタート(Early Head Start)に父親プログラムが導入された。この取り組みは、クリントン政権下の福祉改革

の中で強化された児童養育強制履行制度と連動するものである。1995年にクリントン大統領は各省庁、機関の長あてに「家族における父親役割支援(Supporting the Role of Fathers in Families)」を通達し、「強い家族と家族内で重要な役割を担う父親の存在が国家の先行きを左右する」と述べ、ヘッドスタートに限らず、従来、女性と子どもを対象にしていた家族支援プログラムに、今後は父親を含め、父親がより子どもに関わるように見直しや修正を行うよう求めた。ゴア副大統領の要請によって、父親関与と子どもの発達の相関を示す既存の研究結果が報告書「養育的父性(Nurturing Fatherhood: Improving Data and Research on Male Fertility and Family Statistics)」にまとめられたのち、1999年にはヘッドスタートだけではなく、全米で「父性イニシアティブ」キャンペーンが開始され、以下の6項目が課題として挙げられた。

- ①低所得の父親の就業機会向上
- ②養育費の徴収強化
- ③親としてのスキルを高める
- ④養育権のない親が子どもと連絡を取ることと面会することを支援
- ⑤ドメスティック・バイオレンスを減らす
- ⑥少年および若い男性に10代の妊娠、出産を避けるように教育

保健福祉省は、父親関与に特化した取り組みを公設プログラムに導入する以前の1991年から94年に、選抜されたヘッドスタートの事業体に父親の育児参加促進のデモンストレーションプログラムを実施するための助成をした。さらに全米のプログラム実施の実例を募集し、1998年には「ベストプラクティス」を選出し、9つの取り組みが公表された(Head Start Publications Management Center 1998)。

「ベストプラクティス」に選出された実践は、父親向けイベントの開催、 父親自身に知識やスキルをもたらす教育と、話し合いを通じた自助グループ 形成の場の提供というおおむね3つの方向性を持つ。中には融資を伴う就労 支援によって経済的自立を実現させようとするもの(ミシシッピ州)や、民 族性を中心に押し出し、父親の年代では失われつつある部族の伝統を祖父の力でよみがえらせようとするもの(ミシシッピ州)という、強い特色を持つ事例もある。後者の事例は、部族の生活習慣とアメリカ社会のジェンダー役割との差異に目を向け、子育てへの関心を持たない若い世代に対して、部族の伝統として男性の子育ての価値を伝える意志を表す点も大きな特徴であった。

(2) プログラム評価

1999年から2000年にかけて、連邦政府保健福祉省児童家庭局の後援により、EHS 調査評価プロジェクト(Early Head Start Research and Evaluation Project)が実施された。この中で、全米で261の父親プログラムに対してウェブページまたはメールを通じた調査が Mathematica Policy Research によって実施された。調査の内容は、参加率の特に高い「成熟した(mature)」プログラムと、平均的参加率のプログラムとの差異を見出すものであった。結果として、「成熟した」プログラムは、父親が参加しやすく、困難な状況にも粘り強く対応して克服していること、人種特化型であることが指摘された。

父親にとって参加しやすい事例としては、父親プログラム専門の男性スタッフがいること、ヘッドスタートからの連絡の宛名に(子どもと同居していない場合も)父親の名前も入れること、父親が関心を持ちそうなイベントを開催し、必要ならば二言語対応にすること、父親が参加しやすい日時設定をすることが挙げられている。

参加が困難な状況については、母親と母親の家族が父親と子どもとの関わりを反対する例が挙げられ、子どもの発達における利益を優先して考えるようスタッフが粘り強く対応して説得した成功例が示された。また、父親が収監中である場合は、多くのヘッドスタートは無対応であるが、「成熟した」プログラムを持つヘッドスタートでは、子どもの成長記録を父親あてに郵送していることも示されている。

報告書では、参加しやすい内容やアプローチが人種によって異なることが

指摘されている。アフリカ系アメリカ人向けプログラムとヒスパニック系向けで参加率の高いプログラムでは父親だけの(母親が参加しない)業務やイベントを指定していること、また、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック、ネイティブアメリカン向けのプログラムでは60%以上で父親がスタッフとして雇用されていること、一方、白人向けのプログラムでは、男性の専門スタッフが見つけられないため、雇用が進んでいないことが挙げられた。さらに、雇用についてはアフリカ系アメリカ人の男性は居住地域内での雇用を好む傾向にあり、白人男性は地域での雇用を好まない傾向にあることも指摘されている。

また、アウトリーチへの対応について、アフリカ系アメリカ人の父親は他の人種の父親に比べて、スタッフのアウトリーチへの対応度が著しく高いこと、ネイティブアメリカンは、どのようなアプローチにも内容にも、できるだけ柔軟に調整して参加しようとする率が高いこと、白人とヒスパニック系は書類で個別に連絡があると対応する傾向にあることが明らかにされている。

また、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系、ネイティブアメリカンの 家族に対しては、地域の他の福祉、行政機関と連携することで、父親の参加 プログラムが成功する傾向にあると報告された。

報告書では、こうした人種による差異を重視して、各地域において多数派の一つの人種に特化してプログラム編成をすることが、人種統合的に対応するよりも参加率の面で効果的であると説明している。さらに最終的には、成功しているプログラムの72.3%がプログラム実施の目的として(a)養育費を払ってもらうこと(b)同居していない父が子どもと連絡をとりサポートを維持することの推進を掲げていることを指摘した(EHSRE 1996–2010)。

このように、父親プログラムは、「参加率」を尺度に「成熟度」が測られている。参加率が高いプログラムの取り組みをもとに、父親向けプログラムが男性の専門スタッフによって担当されていること、男性に特化した内容のプログラムにすること、父親をヘッドスタートで雇用すること、各地域で多数派にあたる人種に合わせた対応をすることが推奨されている。さらに、参

加率を高めて、最終的には養育費の徴収、父親の継続的な育児サポートの実 現を可能にするプログラム編成が「成功」であると評価されている。

ヘッドスタート事務局 (HS Bureau) はこの結果を踏まえて、2004年の「ヘッドスタートブレティン (Head Start Bulletin vol. 77)」によってプログラム導入のための指針を示した。

(3) 先行プログラムを踏まえた方針の提示

父親プログラム開始後の1997年時点の政府による実態調査(Head Start Family and Child Experiences Survey: FACES)によると、ヘッドスタート参加児童の家庭の構成は二人親家庭42.8%、母子家庭が33.7%、父子家庭が2%である。家庭での主な養育者については、88%が母親と回答している(Office of Planning, Research & Evaluation 2001: 48–49)。ヘッドスタートのカリキュラム作成のガイドラインとなる「ヘッドスタートブレティン vol. 77 "Father Involvement"」では、上記の生活状況の中で、政府が「父性イニシアティブ」を進める目的を、「子どもたちの生活の中で、責任を果たし、愛情を示す父親の役割を強化すること。」(Head Start's Fatherhood Focus by Dr. Wade F. Horn, Assistant Secretary for the Administration for Children and Families: 児童家庭局次官補)と説明している。

「ヘッドスタートブレティン vol. 77」では、「父親は子どもの発達に対して父親ならではの重要な貢献をする。(目次)」と、父親の独自性を主張して子どもの日常に積極的に関わるための父親プログラムの構築と導入を促している。そして、「父親について知っていますか?」というタイトルで、プログラム導入の重要性の根拠として、教育心理学、精神医学、行動科学、社会学の学術研究から得られた次のような知見が示されている(同上書:10)。

・父親と関わり、父親を愛する子どもは、順調な学校生活を送り、健全な自己肯定感を持ち、共感的で向社会的な行動を示し、父親が関与しない子どもに比べ、薬物使用、不登校、犯罪行為などの高リスク行動を避ける傾向にある(Wade F. Horn and Tom Sylvester 心理学)。

- ・適切な制限を設定し、健全な自立をゆるす父親は、息子の高い学力達成を築く傾向がある(S. S. Feldman, and K. R. Wentzel 精神医学・行動科学/教育心理学)。
- ・子どもの日常生活と活動への父親の関与は、子どもの問題行動を少なくし、社会性を高める(Vivian Gadsen and Aisha Ray 教育心理学)。
- ・父親は母親とは異なる子育てスタイルを持っており、その差異は子ども の健全な発達に重要である (David Popenoe、社会学)。

このように、「ヘッドスタートブレティン vol. 77」では父母の差異が重要 視されており、父性の独自性が子どもの健康な発達に不可欠であることが、父親プログラム導入の根拠とされている。そして、その独自性を「ママとパパでは子育てのしかたに違いがあり、両親の相補的な子育てスキルや態度が、子どもが健全に育つためには最高の環境を与えるからです。」(同上書: 2)と説明し、父親の遊び方は母親に比べて体を使い、ダイナミックである点、コミュニケーションでは、母親が言語に頼りがちで教訓的であるのに対して、父親はスキンシップが多く体感的であるという特質を述べる。このような父親の特質が、子どもが「自己のコントロールや、社会のルールを学ぶのに」重要な役割をしていると説明する。

- ・<u>我々の文化</u>では、父親は罰を与える人、または権威の象徴ですが、父親は、子どもたちがセルフコントロールや社会のルールを学ぶのを助けるための多くのものを持っていて、その役割は罰することよりもはるかに重要なのです (p. 11)。
- ・しつけ (discipline) は、教えることや導くことで、より理解を促すことです。コントロールすることや罰を与えることではありません。子どもたちはいつか、自己コントロールを身に付けます。しかし、それまでは、大人が適切な制限を設けることや、正しい行動を身に付けていくための助けをしなくてはなりません (p. 12)。
- ・穏やかで、一貫した大人の行動が、子どもに自己コントロールを教える

ためのモデルです。しつけとは、子どもに一連の行動を教えることです。大人の行動が一貫していてはじめて、現実のものとなるのです。決して単に罰することではないのです (p. 12)。

「ヘッドスタートブレティン vol. 77」は、子どもに自己コントロールと社会のルールを身に付けさせる、いわゆる「しつけ」と父親のつながりは、アメリカ人にとって馴染み深いことだと述べるが(p. 11)、ここでは、「罰することでしつける」従来の「われわれの文化」(p. 12)における父親像から脱却をはかり、論すこと、穏やかで一貫した行動によって、子どもを導くという新たな父親像が提示されている。権威として存在し、罰を与える伝統的父性から、子どもに寄り添い、論す父性への転換が目指されていることがわかる。

ただし、児童家庭局次官補であるホーンによる「ヘッドスタートブレティン vol. 77」の序文 (p. 3) には、「文化を取り戻さなければならない」と副題があり、ここで新しく示される論す父性は決して、「われわれの文化」から離れて新たな別の文化を取り入れるものではなく、「われわれの文化」を取り戻す方向性を含んでいることが示唆される。では、文化を取り戻すべき「われわれ」とは誰なのか。ホーンが文中で「西洋文化において20世紀以前は子どもにとって母親よりも父親の役割が大きかった」「父親の地位を高める文化を回復しなければならない」(p. 3) と述べていることから、ここでは、20世紀以前の西洋文化における「父性」の復権が求められていることを読み取ることができる。

具体的な実践としては、「ヘッドスタートブレティン」では、父親による 読み聞かせを促進する基盤を整え、プログラム構築の際に家族向けリテラシーサービスと「父性イニシアティブ」を結びつけることを強く推奨している(同上書:33)。これは、1998年のヘッドスタート改正法(H. R. 4241 (105th): Head Start Amendments of 1998)で、リテラシーサービスがプログラムに義務付けられ、読み聞かせを家庭で取り入れることが新しい家族の取り組みとして推奨されたことを受けたものである。父親が子どもに読み聞かせ

をすることで「リテラシーが向上するだけでなく、父と子の絆を結び、社会情緒的なスキルが向上する」、「読解力が高まり、学校でのパフォーマンスがよくなり、他者との関係を築くスキルも高い傾向にある」(同上書:15)という根拠が教育学の文献から引用されていることから、父親プログラムは、就学準備のうち、主にリテラシー能力と、他者と良い関係を築くための自己コントロール能力の向上に役立つものとしてとして位置づけられたことがわかる。

本節(1)に見たように、父親向けプログラム導入初期の1998年の広報活動 において、ヘッドスタートは参加家族の多様性に配慮しながらネイティブア メリカンの独自の取り組みも含む先行事例を「ベストプラクティス」として 提示していた。また、本節(2)で検討した2002年の評価報告では、人種特化 型プログラムも成功例として評価されていたが、統括的ガイドラインとして 発表された2004年の「ヘッドスタートブレティン vol.77」における父性の 「文化」的、「人種」的差異に関する記述は極めて限定的である。「文化」に ついての説明は、前述のホーンの「(西洋)文化を取り戻す (p. 2)」のみで あり、「人種」については、コロラド州の家族に焦点をあてた社会文化研究 家グレン・スタントンによる Human Development 誌18号からの引用「父親 とかかわりを持って育つすべての人種のすべての社会経済グループの少年少 女がより強い認知能力と運動能力を持ち、身体的および精神的健康のレベル を高め、より良い自信を持った問題解決者になることを研究者は知ってい る」(p. 5) という記述のみである。このように、「文化」、「人種」を焦点化 することを留保した理由として、「ヘッドスタートブレティン」では、ホー ンの2000年の著書 "Fathering Infants" からの次の記述の引用を挙げている。

「これまでのほとんどの父子研究が白人のミドルクラスの家族を対象に行われてきたため、我々はおそらく存在するであろう異なるエスニックグループの父親との差異について限られた知識しか持っていない。」(p. 7)

「たとえば、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニックのミドルクラスの父

親は、白人のミドルクラスの父親と同じような幼児とのかかわり方をするのか。違いが見られたとして、それは、本当に人種や民族性の問題なのか? 様々な民族的・社会経済的背景を持つ父親を対象としたアウトリーチ、スキル構築、支援プログラムを設計する際に役立たせるには、サブグループに関連する社会文化的要因と子どもの発達成果との相関を見るのではなく、父親のサブグループを特定するために今後の研究が必要である。」(p. 7)

児童家庭局次官補ホーンは、調査報告にみられる人種・エスニックグループによる差異は、この時点では単純に差異の要因を特定できる段階にないと述べていた。そのため、父親プログラムの導入においては、文化的(と推察される)差異は強調されず、掲載されたプログラムの実践報告も、家族のリテラシートレーニング(p. 50)、父親による絵本の読み聞かせ(p. 53)、禁煙キャンペーン―子どもをタバコの二次被害者にしない―(p. 56)という3例にとどまり、地域・文化的背景を問わず導入できる内容に限られた。

本節では、父親プログラム導入期から、初期のプログラム評価を経て、連邦政府発行の「ヘッドスタートブレティン vol. 77」によるガイドラインが示されるまでの過程を検討した。その結果、導入期から2000年までの初期プログラム評価時期には「参加率」向上の意義もあり、人種・文化的配慮は重要視されていたが、2004年の連邦政府によるガイドラインでは、人種・文化的事象については根拠が不足として留保され、統一的にジェンダー分業的な親役割へと収斂されていく経緯が明らかとなった。ヘッドスタートでは、父親プログラムの普及によって、母親ではなく、父親にしかできない独自の子育ての役目が強調されるようになり、子育てにおけるジェンダーの差異と、その差異を踏まえた上での双方の調和が重要視されている。

5. 両親家族の強調

ヘッドスタートが子育てにおけるジェンダーの差異を利点とし、両親が

揃って子育てに関わることの重要性を訴えている背景には、方針を同じくする連邦政府健康福祉局(HHS)によるキャンペーン「健全な結婚の推進(Healthy Marriage Initiative)」がある。このキャンペーンは、1996年から開始された福祉改革の再承認の条件として2003年にジョージ・W・ブッシュ政権下で開始された。

ヘリテージ財団の上級研究員ロバート・レクターの政策解説「福祉改革と健全な結婚の推進(Welfare Reform and The Healthy Marriage Initiative)」では、「長期間貧困に陥る児童の80%が離婚または未婚家庭の子どもであり、毎年こうした家族への援助に政府は2000億ドルを費やしていること、公的扶助の4分の3がひとり親家庭に流れていることに加えて、父親がいない家庭で育った子どもたちは、情緒や行動の問題、学校生活での失敗を経験し、貧困の連鎖に陥りがちであることから、政府が「健全な結婚」を広範に拡大していくべき合意が存在する」と説明されている(Rector 2005)。

キャンペーンは、政府が直接プログラムを運営するのではなく、良好な関係を築く教育や結婚スキル教育の実績を上げている民間団体と契約を結び、補助金を給付する方法で進められた。政府は、キャンペーンの目標として、二人親家庭の増進、若者に結婚の維持に必要な知識とスキルと判断力を持たせること、安定的な二人親家庭の価値を一般にも普及させること、家庭内暴力の減少を挙げた。

ヘッドスタートは父親プログラムの導入を特集したガイドライン「ヘッドスタートブレティン vol. 77」で、「ヘルシーマリッジ」を紹介しており、ヘッドスタートとの連携を推奨している。政策としては、初年度 3 億ドルという少額の予算でスタートしたため、成果についての情報は乏しいが、2016年には父親プログラムと統合され、「健全な結婚と責任を持つ父性」(Healthy Marriage and Responsible Fatherhood Initiative)という名称で、1.5億ドルが計上されており、27州91組織が助成を受けている3。個人に対して強制力を持つシステムではなく、参加は任意によるものであるが、政府が主体となってイデオロギーとして両親家族の奨励と父性形成を統合する教育を推進し続けている。

ヘッドスタートでは、プログラムの事業体にヘルシーマリッジ補助金の獲得を推奨するほか、それとは別に、年間の活動として参加者の家族史の作成や、家庭内暴力、虐待防止のために両親間、親子間の関係性を良好にするためのワークショップの実施が促進されており、緩やかな形で「健全な結婚」施策の理念が導入されている。

ただし、「ヘルシーマリッジ」に関連して貧困層に対象を絞った調査では、結婚生活の維持が経済や親子関係の安定に必ずしもプラスに働かないことが示されている。例えば、2006年にマニングらが実施したインナーシティにおける聞き取り調査では、未婚のカップルが、経済的不安定さや親子関係がより複雑になることを理由に結婚に踏み切らないことが指摘されている(Manning, Trella, Lyons, Du Toit, 2007)。

こうした調査結果からは、貧困層が抱える社会的障壁を度外視し、中流層を対象とした学術調査のエビデンスを根拠に規範を形成して支援プログラムで伝承することによって、新たな社会的排除を創出されることが懸念される。ヘッドスタートでは、「ヘルシーマリッジ」との連携により、伝統的異性愛カップルを前提として、男女の差異を強調する親役割を提示する。しかし、親として単一的な「あるべき姿」の提示により、前節で見た通り、伝統的なジェンダー固定的な役割を再生産し、他の文化や価値観を「尊重」の対象から切り捨ててしまう方向性を持つことは否定できない。ヘッドスタートが、その理念通りに多文化を尊重し、包摂的な政策であるためには、むしろ提示された役割を獲得し、生活習慣や子どもとのかかわり方を変えるという自助努力では乗り越えられない障壁を見出し、支援していく視点が必要になる。

6. 結論

父親プログラムの導入が始まった1990年代は、ヘッドスタートにとって、初めての大規模な質的改革期であった。開始当初から1990年代に至るまでプログラムの開発に携わったエドワード・ジグラーは、「成功の多くは、総

合的な医療および家族支援サービスに帰することができる」とし、単なる教育プログラムではなく、保健指導、医療も含めた包括的支援である点がヘッドスタートの特色であったという(Zigler & Muenchow 1992: x)。しかし、1960年代の政策評価は、効果の測定しやすい児童の IQ テストおよび心理テストのみに限定された(Gray & Francis 2006: 659)結果、ヘッドスタート参加児の優位性が確認されず、ヘッドスタートの効果は高くは評価されなかった(Williams and Evans 1969: 125)。

この結果を受け、ヘッドスタートは予算の面でも参加者の面でも停滞期を迎えた (Zigler & Muenchow 1992、田中訳1994: 97, 98)。80年代にかけても支持が得られず資金難の状態が続いたため、スタッフの教育やセンターのコンプライアンス管理などを実現できないまま続けられてきていた (Zigler 1994: 38)。

こうしたヘッドスタートの停滞に対して福祉改革は、大きな質的変革の機会をもたらした。1990年に25%の予算増額が承認されたのち、93年にはクリントン政権下でヘッドスタート大統領委員会が発足し、94年から98年にかけて、初めての大幅な改革が進められた。特にクリントン政権下はジグラーに「黄金期」と呼ばれている(Zigler 2010)。

この時期には、短期的な認知能力、学力面での効果測定だけではなく、ヘッドスタート参加児の長期的な効果を測定する調査も進められた。ヘッドスタートにおける認知能力、学力面の短期的効果については、学年が上がるごとに消失していくことが従来の定説であったが、2000年に全米経済研究所より発表された1965年-1977年生まれのヘッドスタート参加児の長期調査の結果からは、参加児は、白人においては高校卒業、大学進学の率が高まること、アフリカ系アメリカ人においては、犯罪との関わりが少ない点でそれぞれ効果がみられることが示された。また、参加児童だけではなく、参加児の兄弟姉妹についても改善の影響が確認されている(Grace, Thomas & Currie 2000)。さらに、2016年には、1974年-1994年生まれのヘッドスタート参加児を追跡した調査の結果が発表された。それによると、ヘッドスタートへの参加は、全体で高校卒業の率が高く、アフリカ系アメリカ人、ヒスパ

ニック系アメリカ人においても同様に効果が見られること、特にヒスパニック系においては、高校卒業後に何らかの高等教育に進む率が高いことが示された。また、自己統制力(問題解決、企画、振る舞いの自制)、自尊心という非認知能力について得点が高く、特にアフリカ系アメリカ人に対する効果が高いことが示された。そして、親になったヘッドスタート参加児は、非参加児だけでなく他の幼児教育参加者と比しても、積極的に育児に関わる(読み聞かせ、子どもへの肯定的な声掛け、スキンシップ)率が高いこと、この有意差には白人、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系アメリカ人間の人種の偏りが見られないことが示された(Shanzenbach & Bauer 2016)。

長期調査からは、1990年代の質的改革期以前のヘッドスタートであっても、着実に参加児の未来を広げる成果を残してきたことがうかがえる。しかし、その成果は、ヘッドスタートの参加ルールに則し、示される規範や役割を獲得していくことのできた家族と子どもたちについての成果であることを指摘しておかなければならないだろう。支援の場で示される規範や役割が特定の文化や価値観に参加者を導くものであるならば、参加者の文化的背景によって、適応への格差が生じ、支援の場で新たな包摂と排除の境界線を創出する側面があることを考慮しなければならない。

そのため、本稿では、ヘッドスタートの公刊文書に示される親役割を検討し、「新たに」支援の場で導入された父親像を明らかにし、どのような文化的背景を持つものであるのかを解明しようと試みた。検討の結果、ヘッドスタートの家族支援は教育心理学、精神医学、行動科学、社会学の学術的根拠をもとに、親をプログラムに巻き込み、子どもの学習面での発展や情緒の安定を支える存在にするという戦略のもとで構築されていることがわかった。

そのような戦略のもと、プログラムにおいて、親は初期のうちから、長期にわたって子どもと良好な関係を続けられるよう関係性を構築するための支援がされている。ここで言う良好な関係とは、親が子どもの学習面に積極的にかかわり、子どもの環境の変化への対応と健全な発達をサポートすることである。そのために、親役割としては、子どもの成長と発達を支援できるようなスキルや知識を学び続けること、地域コミュニティやヘッドスタートと

協働し、子どもの発達と学習面の向上を支える社会関係資本を築くことが求められている。こうした親役割について述べるとき、ヘッドスタートは、多文化主義の理念に基づき、ジェンダーの差異や文化的背景の差異について広く受容的な表現を用いていた。

一方で、父親のプログラム参加を促進する際には、ジェンダー差異に基づく「新しい」父親像を提示していることがわかった。ヘッドスタートは、家族の多様性を承認する姿勢を強調しながらも、実践の場では、多様な文化への配慮を学術的根拠の乏しさを理由に留保し、家庭の子育てにおける男女の差異を強調し、男性ならではの父親像の獲得を促進していた。さらに、「ヘルシーマリッジ」との連携により、両親が揃い、父母が互いに別の役割を担当しながら共に子育てをし、男性ロールモデルとして父親の家庭での存在感を増すことで、西洋文化の「父性を取り戻す」ことが目指されている。

以上の検討から、ヘッドスタートが示す「新しい」父親像は、多文化を尊重するために新しく構築されたものではなく、少しの態度変化は見られるものの、1930年代に確立した白人中流家庭を規範とする「近代的な」父親像と、相違するものではないことが判明した。

ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会が2012年に公表した最終 提言書では、今後、確実に子どもの発達上の利益を支える家族支援モデルを 構築するべきであると提言している。学術的根拠を強調する提言内容から は、今後、学術研究による根拠を基にしたプログラム構築が進められ、子ど もの発達上の利益を最優先する家族役割が確立される流れを見て取ることが できる。

しかし、学術的根拠が持つ階層、文化的な偏りを解消せず、一方的に親としてあるべき姿を規範として提示し、指導する方法は、規範に則すもの、則さない者の別を生み、当事者の抱える困難な状況を個人や家族の責任へと帰する道筋を強化することが懸念される。長期的に有効な家族支援を実現させるためには、現在実施されている栄養面や発達の知識普及とともに、より文化的背景に考慮しながら、貧困層が安定的な家庭生活を維持する際に直面する個々の社会的障壁を把握し、それを乗り越えて、安定的な子育てを実現す

るための支援を整備するべきであろう。

本稿では、政策文書の検討により、ヘッドスタートの提示する家族規範の 輪郭を明らかにしたが、分析対象を政府公刊文書に限定したため、政府方針 における家族規範を解明するにとどまった。今後は、現地での家族支援実践 においてみられる、規範提示の問題点と参加者の個々の社会的障壁に向き合 う家族支援の在り方の動向を明らかにすることを検討課題としていきたい。

「本稿は東海ジェンダー研究所2017年度個人研究助成の成果である。]

註

- 1 Children's Bureau (2016) "Family Engagement: Partnering with Families to Improve Child Welfare Outcomes," *Bulletin for Professionals*, September 2016.
- 2 U.S. Department of Health and Human Services and U.S. Department of Education, *Policy Statement on Family Engagement from The Early Years to The Early Grades*, May 5, 2016.
- 3 Office of Family Assistance (2016) Healthy Marriage and Responsible Fatherhood Grantees.

参考文献

- Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation (2012) *Final Report*. https://www.acf. hhs.gov/sites/default/files/opre/eval final.pdf, Retrieved on November 3, 2015.
- Ames, L. J., & Ellsworth, J. (1997) Women reformed, women empowered: Poor mothers and the endangered promise of Head Start, Temple University Press, Philadelphia.
- Children's Bureau (2016) "Family Engagement: Partnering with Families to Improve Child Welfare Outcomes," *Bulletin for Professionals*, September 2016. https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/f fam engagement.pdf, Retrieved on February 25, 2019.
- Doherty, W., Kouneski, E., & Erickson, M. (1998) "Responsible Fathering: An Overview and Conceptual Framework," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 60, May 1998, pp. 277–292.
- Duch, H. (2005) "Redefining parent involvement in Head Start: a two-generation approach," *Early Child Development and Care*, Vol. 175 (1), pp. 23–35.
- EHSRE (1996–2010) Early Head Start Research and Evaluation Project, in Office of Planning & Evaluation Website. https://www.acf.hhs.gov/opre/research/project/early-head-start-research-and-evaluation-project-ehsre-1996-2010, Retrieved on August 16, 2017.
- Garces, Eliana, Duncan Thomas & Janet Currie. "Longer-Term Effects Of Head Start," *American Economic Review*, 2002, Vol. 92 (4, Sep.), pp. 999–1012.

- Gray, R., & Francis E. (2006) "The implications of US experiences with early childhood interventions for the UK Sure Start Programme," *Child: Care, Health and Development*, Vol. 33, Issue 6, pp. 655–663, November 2007.
- Head Start Publications Management Center (1998) Head Start and the Fatherhood Initiative. http://webapp1.dlib.indiana.edu/virtual_disk_library/index.cgi/4928839/FID890/headstart_father.pdf, Retrieved on February 25, 2019.
- Honneth, Axel (2007) "Recognition as Ideology," Brink, B., & Owen, D. (eds.) Recognition and Power: Axel Honneth and the Tradition of Critical Social Theory, Cambridge University Press, pp. 323–347.
- Kuntz, K. R. (1998) "A lost legacy: Head Start's origins in community action," Ellsworth, J., & Ames, L. J. (Eds.), Critical Perspectives on Project Head Start: Revisioning the Hope and Challenge, pp. 1–48.
- LaRossa, R. (1997) The Modernization of Fatherhood: A Social and Political History, University of Chicago Press, Chicago.
- Manning, W. D., Trella, D., Lyons, H., & Du Toit, N. C. (2010) "Marriageable Women: A Focus on participants in a community healthy marriage program," *Family Relations*, Vol. 59 Issue1, pp. 87–102.
- McFadden, K. E., & Tamis-LeMonda, C. S. (2013) "Fathers in the US. in Shwalb," D. W., Shwalb, B. J., & Lamb, M. E. (Eds.), *Fathers in Cultural Context*, pp. 250–76.
- Office of Head Start (= OHS) (2004) Father Involvement, Head Start Bulletin #77.
- Office of Head Start (2010) Revising and Updating The Multicultural Principles for Head Start Programs Serving Children Ages Birth to Five. https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/sites/default/files/pdf/principles-01-10-revisiting-multicultural-principles-hs-english_0.pdf, Retrieved on February 25, 2019.
- Office of Head Start (2011) Head Start Parent, Family and Community Engagement Framework. https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/sites/default/files/pdf/pfce-framework.pdf, (Revised in 2018), Retrieved on February 25, 2019.
- Office of Head Start (2015) Head Start Program Performance Standards, 45CFR Chapter XIII, 1304.40. https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/policy/45-cfr-chap-xiii, Retrieved on February 25, 2019.
- Office of Family Assistance (2016) Healthy Marriage and Responsible Fatherhood Grantees. https://www.acf.hhs.gov/ofa/resource/healthy-marriage-grantees. Retrieved on September 30, 2016.
- Pediatric Therapy Network Early Head Start (2015) Parent Handbook, Unpublished.
- Rector, R. E., & Pardue M. G. (2004) "Understanding the President's Healthy Marriage Initiative," Executive Summary Backgrounder, No. 1074, The Heritage Foundation.
- Rector, R. (2005) "Welfare Reform and The Healthy Marriage Initiative," Testimony Welfare, February 10, 2005, The Heritage Foundation.
- Shanzenbach, D. W., & Bauer, L. (2016) The long-term impact of the Head Start program, Report on Brookings Website. https://www.brookings.edu/research/the-long-term-impact-of-the-headstart-program/, Retrieved on February 25, 2019.

- Shwalb, D. W., Shwalb, B. J., & Lamb, M. E. (Eds.) (2013) Fathers in Cultural Context, Routledge.Summers, J., Boller, K., Schiffman, R., & Raikes, H. (2006) "The Meaning of "Good Fatherhood":Low-Income Fathers: Social Constructions of Their Roles," Parenting Science and Practice,Vol. 6, No. 2 & 3, pp. 145–165.
- Taylor, C. (1992) *The Ethics of Authenticity*, Cambridge: Harvard University Press. (=田中智彦訳『〈ほんもの〉という倫理―近代とその不安―』産業図書、2004年。)
- Taylor, C. (1994) "The Politics of Recognition," Gutmann, A. ed., *Multiculturalism; Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press. (=佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳『マルチカルチュラリズム』岩波書店、1996年。)
- U.S. Department of Health and Human Services (2001) Head Start FACES: Longitudinal Findings on Program Performance Third Progress Report. https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/ opre/perform 3rd rpt.pdf, Retrieved on February 25, 2019.
- Williams, W., Evans J. (1969) "The politics of Evaluation: The case of Head Start," Annals of the American Academy of Political and Social Science, Vol. 385, Evaluating the War on Poverty (Sep., 1969), pp. 118–132.
- Zigler, E., & Valentine, J. (1979) Project Head Start: A Legacy of the War on Poverty, Free Press, NY.
- Zigler, E., & Muenchow, S. (1992) Head Start: The Inside Story of America's Most Successful Educational Experiment. Basic Books, A Division of Harper Collins Publishers Inc., New York. (=田中道治訳『アメリカ教育革命―ヘッドスタートプロジェクトの偉大なる挑戦―』学苑社、1994年。)
- Zigler, E. (1994) "Reshaping Early Childhood Intervention to Be a More Effective Weapon Against Poverty," American Journal of Community Psychology, vol. 22, No. 1, pp. 37–47.
- Zigler, E., & Styfco, S. J. (2004) "Head Start's National Reporting System: A Work in Progress," PEDIATRICS, American Academy of Pediatrics, pp. 858–859.
- Zigler, E., & Styfco, S. J. (2010) *The hidden history of Head Start*, Oxford University Press, USA. 中田照子、杉本貴代栄、森田明美編著(2001)『日米のシングルファーザーたち―父子世帯が抱えるジェンダー問題―』ミネルヴァ書房、165-203頁。
- 杉本貴代栄 (2003)『アメリカ社会福祉の女性史』勁草書房。

《特集 現代イスラームにおける「伝統」の継承とジェンダー》

現代イスラームにおける 「伝統」の継承とジェンダー¹:序論

"Tradition" and Gender in Contemporary Islam: Introduction

高橋 圭、小野 仁美、後藤 絵美、澤井 真 TAKAHASHI Kei, ONO Hitomi, GOTO Emi, SAWAI Makoto

This special edition discusses gender issues in modern Islam in relation to Islamic scholarly tradition. The contributors explore the questions of how and from whom Islamic tradition is inherited and adopted in the modern society. This introduction provides an overview of Islamic scholarship based on interpretations of the Qur'an and the Hadith.

はじめに

イスラームとジェンダーをめぐる研究にとって課題となってきたのが、「伝統」をどう捉えるのかという点である。ムスリム(イスラーム教徒)は、神の啓示の書であるクルアーン(コーラン)と預言者ムハンマドに関する伝承(以下、「預言者の伝承」)に加えて、これら二つの聖典²の解釈を基礎に積み上げられてきた諸学問の成果の中にも、真正な歴史や普遍的な価値観を見出し、規範的な考え方や行動のあり方を読み取ってきた。

それでは、このように「イスラーム的伝統」を構成してきた前近代の宗教 諸学の成果は、現代のイスラームにおけるジェンダーをめぐる諸問題を論じ る際に、どのように扱われてきたのだろうか。この問題に関心を寄せる研究 者、および新たなジェンダー秩序の構築を目指す運動家たちの立場は、主に 以下の三つに分類することができる。

第一の立場は、このイスラーム的伝統以外に目を向けようと呼びかけるも

のである。前近代の蓄積は、19世紀末以降に意識的に問われるようになったジェンダー問題を解決しえない。従って、それとは別の典拠や思考方法が模索されるべきであるというのがその主張である³。

第二の立場は、イスラーム的伝統は、他の伝統と同様に歴史的な構築物であるとし、その現代的な再創造を求めるものである。それが可能であることを証明するため、聖典解釈が歴史的に多様性や変化に富んできたことが示され、ジェンダー問題に関しても現代に即した新たな解釈が提案されてきた⁴。第三の立場は、イスラーム的伝統の近現代史を明らかにしようとするもの

である。ジェンダーという新しい課題を前に、それがどのように継承されてきたのか、その結果として何が生じたのか。これらの問いの答えを模索することで、イスラーム的伝統の継承とジェンダーの関係性を検証するのである⁵。

本特集は、上記の中で特に第三の立場に連なるものである。ただし、ここに含まれる既存の研究の中では、イスラーム的伝統が、現代の文脈で「なぜ」継承されてきたのかという理由にもっぱらの注意が向けられ、そこに権力関係や戦略的な意図が読み込まれてきた。これに対して、本特集が取り組むのは、それが「誰によって」「どのように」に継承されてきたのかという問いである。すなわち、イスラーム的伝統がいかに維持され、また再創造されながら、現代のイスラームとジェンダーをめぐる議論に継承されてきたのか、その過程を描き出すことが本特集の目的となる。

さて、個別の事例を見る前に、まずは宗教諸学を始めとする「イスラーム的伝統」が指すものとは何か、また伝統の位置づけが近代以降どのように変化したのかを明らかにする作業が必要となるだろう。そこで、本序論では、(1)イスラームにおける「伝統」に関するこれまでの議論を紹介したうえで、(2)聖典解釈に関わる諸学問、および、(3)近代以降の再解釈の流れについて概観し、本特集の背景となる「イスラーム的伝統」の枠組みを示してみたい。

1. イスラームにおける「伝統」

イスラームという名称は、アラビア語で「神に身をゆだねること」という 意味に由来する。その実践は信仰や儀礼に留まらず、政治や経済、あるいは 日常生活の諸事を含むあらゆる側面に関わるものと理解されてきた。それゆ え、西はモロッコ、東は中国や東南アジア地域、そして近年は、欧米にまで 広がったイスラームの実践を、一括りに論じることはほぼ不可能である。

他方、このようなイスラームの極めて多様な実践をつなぐ「中心」に位置づけられてきたのが、聖典クルアーンである。神が預言者ムハンマドを介して人類に伝えたとされるクルアーンは、アラビア語で「誦まれるもの」を原義とし、韻律を踏んだかたちで下された。ただし、クルアーンの文言が何を意図しているのかは必ずしも明確ではなく、そのため様々な解釈が取り組まれてきた。そして、こうしたクルアーンの解釈に関わる形で構築されてきたのが、イスラームの諸学問である。

さて、イスラームの「伝統」といったとき、それは何を指しているのだろうか。まず、宗教学者のウィルフレッド・C・スミス(1916-2000)は、ムスリムの営みを、「伝統」(tradition)と「信仰」(faith)とに区別する見方を提唱した(Smith, 1962)。その背景には、その成立過程でキリスト教的な枠組みを引き継いだ「宗教」(religion)という概念でイスラームを捉えることの妥当性を問う問題意識があった。彼の理解に基づくとき、イスラームは、個人の神に対する「信仰」を中心としつつ、人々の営みを通じて構築される諸学問や文化が「伝統」として累積されたものと定義される。スミスの議論は、イスラームを一枚岩ではなく、歴史的に構築され、かつ多様性を内包した現象として捉えることを可能とする枠組みを提供するものであったと言えるだろう。また、その問題意識を受け継いで、イスラームが宗教なのか、文化なのか、もしくは体系なのかという問いも立てられてきた(Shahab, 2016)。

イスラームにおける伝統を扱った最近の研究に大きな影響を与えているも う一つの議論が、タラル・アサドの「言説的伝統」(discursive tradition) 論 である。アサドは、この語を、権力論と関わるフーコーの「言説」概念と、マッキンタイヤーの「伝統」概念に基づいて用い、正統というかたちの権力性によって培われてきた言説の伝統について論じている(Asad, 1986)。すなわち、クルアーンと預言者の伝承を典拠とするイスラームにおいては、これら二つの聖典が「正統性」という名の権力性を付与するものとなっているのである。アサドの研究については、多くの研究者がその有効性を指摘しており(Wilson, 2007)、聖典によって構築されてきた言説の伝統を記述的に論じた点において示唆的である。

スミスやアサドの議論は、イスラームにおける伝統をめぐる言説が、人々によって紡がれてきたものであることを浮き彫りにするものである。さらに、この言説の累積が、連続性や規範性だけでなく、時代的・地域的差異や知的・内面的変化によって、また混合や刷新、あるいは忘却などの変化のプロセスを通じてなされてきたことも重要である(Moussa, 2016)。

本特集で扱う「イスラーム的伝統」の立脚点は、まさしくこうした様々な「伝統」をめぐる言説が交差する地点にある。すなわち、クルアーンと預言者の伝承を中心に据えて形成されてきた諸学問が、いかにして吸収され、援用されてきたかに注目することになる。それゆえ、特集に収められた四つの事例は、いずれも前近代におけるイスラームの学問的伝統と、近現代における伝統主義的視点をまたぐ形で分析される。

2. 古典的な解釈7

前近代において、イスラームの諸学問は、もっぱら、ウラマー(アラビア語で「学識ある者」を意味する語の複数形)と呼ばれる者たちによって担われてきた。ウラマーの修めた学問は、いずれも神の教えを正しく理解するためのもので、イスラーム法学、イスラーム神学、伝承学、クルアーン解釈学、スーフィズムなどが代表的分野として知られている(菊地、2017)。

これらの諸学問の中に、いかなるジェンダー秩序が構成されていたのか、 という問いに答えるのは難しい。それぞれが複数の学派を発展させるなど多 様性を含んでおり、またそうした学問がどの程度まで実社会の価値観を反映 していたのかも明らかでないためである。

イスラーム法学は、神によって人間に示された法であるシャリーア(アラビア語で「水場へと到る道」を意味)を理解することを目指した。シャリーアの理解とは、すなわち神の意を知ることであるが、そこには人間による様々な解釈が介在する。クルアーンと預言者の伝承を手がかりとして、法学者たちは多くの議論を重ねて高度な学問として発展させた。

法学者たちが書物に記した規範は、実際に法としても機能したが、その適用の範囲や度合いは様々であった。たとえば、遺産相続に関してクルアーンは「男には、女の二人分」(4章11節)と指示を与えており、これに忠実に従ったイスラーム法規定が作成され、法廷文書としてその実践の証拠が残る地域もある。他方で、財産の移転は相続だけではなく、贈与やワクフ(寄進制度)などによっても可能であり、娘により多くの財産を残すことも、逆に特定の息子だけに財産を渡すこともできた。さらに、イスラーム法学は、複数の法学派が共存する形で継承され、時には慣習法がイスラーム法に優先することもあったのである。

神の啓示をその中心に据えた宗教諸学はいずれも、多様な形で展開した。 イスラーム神学もまた、主に政治的な理由でいくつかの学派に分かれ、その 中にはギリシア哲学の影響を受けたものもあった。加えて、預言者に連なる 膨大な数の伝承を吟味する伝承学も発展した。そして、クルアーンそのもの についても、その解釈を議論するクルアーン解釈学が多様な展開を見せた。

ただし、一夫多妻を許容するイスラーム法の根拠となったクルアーンの章 句「もし孤児たちに公正にできないと恐れるのであれば、二人、三人、また は四人の女を娶れ」(4章3節)をはじめとして、近代になってその男女の 不平等なあり方が問題視されるようになるまで、学者たちの解釈に異論があまり見られないものもあった。しかも、これら諸学問の担い手のほとんどは 男性であった。聖典の中には女性に関する様々な描写が見られるが、それらはもっぱら男性の目線から解釈されていたと言えるだろう(八木、2007)。

以上のイスラーム法学や神学に代表される諸学問が、聖典を論理的に解釈

する営みであるならば、もう一つの学問であるスーフィズムは、神との一体性の体験(神人合一)を通じて、聖典に隠された神秘的な知を体得する試みと定義することができる。こうした特徴から、スーフィズムにはしばしば「イスラーム神秘主義」という訳語が当てられてきた。神人合一に至る方法は様々であり、思弁的・学問的な方法論も発展したが、より重視されたのは身体的修行を通じた個人の霊性の修養であった。

歴史的にみれば、スーフィズムに民衆運動としての特徴を見ることも可能である。この潮流は9世紀半ばのバグダードに誕生したが、その背景には、この時期に法学や神学の提供する知が固定化し、行き詰まりを見せていたことが指摘されている。論理的な学問の停滞や行き詰まりに対して、当時のムスリムは信仰の活性化を必要としていた。この文脈を踏まえると、スーフィズムは、イスラーム的伝統を刷新する役割を担いつつ成立した運動であったとみなすことができるだろう。

また、スーフィズムでは、神についての真の知は万人に開かれたものであり、修行実践を通して体得されるものであると理解された。この点で、スーフィズムには、ウラマーを担い手とする論理的な学問に対抗する、民衆的な知としての性格が備わっていたと評価することができる。そして、こうした民衆性はスーフィズムに多様な人々が参加することを可能とした。特に、法学や神学といった権威的な学問の担い手が男性に占められる一方で、スーフィズムの実践者には早い時期から女性が含まれていたことは重要である。その中でも最も有名な人物がラービア・アダウィーヤ(714頃-801)であり、事例は限られるものの、他にも女性スーフィーたちの存在が歴史的に知られている。

神人合一を通じて神秘的な知への到達を目指すスーフィーたちの営みは、潜在的には論理的な解釈によって神の意の理解を追求する他の諸学問の権威を脅かす可能性を持つものであった。このため、その成立期には、スーフィズムはウラマーからしばしば懐疑的な眼差しで見られ、時に異端的な実践として抑圧された。例えば、神人合一の境地を「我は真実在(神)である」という言葉で表現したハッラージュ(858-922)は、その発言が神を冒涜する

ものとみなされ、最後は処刑されることになる。

同時に、こうした対立を克服し、スーフィズムをイスラームの正統な信仰・実践として位置づける努力も進められた。最終的に、12世紀ごろまでには、ガザーリー(1058-1111)に代表されるスーフィー学者たちの取り組みを通じて、スーフィズムは、法学や神学と並ぶイスラームの諸学問の一つとしての地位を獲得することに成功する。以後スーフィズムは、イスラームの神秘的・霊的な側面を受けもつ学問として、イスラーム的伝統の一部を構成することになった。

3. 近代における再解釈

19世紀終盤に入ると、既存のイスラームのあり方を見直し、聖典の再解釈を説くイスラーム改革運動が高まりを見せるようになる。その背景には19世紀以降本格化する西洋諸国の中東イスラーム世界への進出と、それに伴う西洋近代の思想、制度、文化などの流入などによって社会が劇的な変化を経験していた状況がある。改革運動はこの事態に対処するための新たなイスラーム理解や実践の構築を目指す動きであった8。

イスラーム改革運動の立役者として知られるアフガーニー (1838/9-97) やその弟子のアブドゥ (1849-1905) は合理主義的な再解釈の必要性を説き、そのために西洋近代の思想や制度の積極的な受容に取り組んだ。彼らは、イスラームが本来的に理性的な思考と調和する宗教であるという確信を持っていた。そこで、既存の解釈にとらわれず、合理的な判断に基づいて聖典から新たな解釈を導き出す必要性を説き、またそれを具体的に実践していくことになる。

本特集のテーマとの関連では、イスラーム改革運動の重要な特徴は以下の 三点にまとめることができる。まず、イスラーム的ジェンダー秩序の構築で ある。改革運動は、西洋近代の価値や思想を受容し、それを「イスラーム 化」する役割を担ったと言えるが、ジェンダー秩序もまた、そのようにして 受容され、再創造されたものの一つである。 二つ目は改革運動が「伝統」を相対化する視点を提示したことにある。改革論者たちは、中世の宗教諸学の枠組みに沿ってなされた既存の解釈の正統性を問い直し、代わって彼らの考える近代的理性を準拠枠とした新たな解釈を提示した。これによって、既存の解釈は「現在」から切り離され、克服されるべき「過去の解釈」として対象化されることになったのである。

第三の特徴は、改革運動が進む中で、ウラマーだけでなく、西洋近代的な諸学問を習得した人々にも解釈の扉が開かれたことである。例えばアブドゥに学んだカースィム・アミーン(1863-1908)は、女性の隔離や一夫多妻制の廃止を説く革新的な解釈を提示し、エジプトにおけるフェミニズム運動の先駆けとなった人物であるが、彼はイスラーム法ではなく、フランス法を含む近代法学を専門に学んだ新たなタイプの知識人であった。そして、19世紀以降の教育体制の近代化と、20世紀以降の教育の大衆化はこの傾向を推し進め、20世紀後半にはあらゆる背景をもつ人々が聖典解釈を行うようになった。ジェンダーとの関わりでは、これにより、聖典解釈のプロセスに女性の知識人たちが参加する下地が出来上がったことが重要である。

このように、近代においては、イスラーム改革運動の特徴を反映した新たなイスラーム的ジェンダー秩序の構築が模索されることになる。ここでは、その具体的な事例として、先に言及したカースィム・アミーンによる一夫多妻制の廃止の議論を見てみよう。アミーンは、古典イスラーム法の中では許容されてきた一夫多妻について、それは妻たちを公平に扱えることが保証される場合のみ許されるものであり、その他の場合、国家が制限を設けることができると主張した。その根拠として、彼は、前述のクルアーン4章3節の後半に、「だが公平にしてやれそうにもないならば、一人だけにしておくか・・・・(後略)」という言葉があることや、4章129節に「大勢の妻に対して全部に公平にしようというのは、いかにそのつもりになったとて、できることではない」という言葉があることを挙げている(中村、1992: 89-92)。

アミーンの議論は、保守派のウラマーを中心に激しい反発を受けることに もなるが、同様の主張は各地の改革論者の間でも高まりを見せ、一夫多妻婚 の実践は、その後の近代諸国家の制定法の中で、しだいに制限を受けるよう になっていった。

ただし、アミーンの例からも明らかなように、改革運動は伝統を丸ごと否定したわけではなかった。過去の解釈を相対化する一方で、改革論者たちは「過去」の別の側面に注目し、それを自らの再解釈の正統性の基盤とした。古典的解釈が確立する以前のイスラーム初期の時代――正しき「先人」(サラフ)の時代と呼ばれる――には、合理的な聖典解釈が取り組まれていたとし、この時代を範とするように説いた。この点で、改革運動の意義は、伝統を否定したことではなく、伝統を吟味し取捨選択され得るものと位置づけたことにあったと言えるだろう。

聖典の再解釈を通じて、西洋近代とイスラームとの調和を目指すアブドゥとその流れを汲む者たちの立場を、一般にモダニズムと呼ぶ。モダニストたちはもはや既存の解釈に縛られることなく、それでいて再解釈をイスラームの伝統に倣う営為として正当化しながら、近現代の社会変化に柔軟に対応し得るイスラーム理解や実践の構築に努めてきた。そして、アミーナ・ワドゥード(1952—)をはじめとする現代のイスラーム・フェミニストたちの多くも、こうしたモダニズムの命題を出発点としながら、イスラーム的ジェンダー秩序の再構築に取り組んでいると言えるだろう。

近代におけるイスラーム改革運動の隆盛によって、宗教諸学はイスラーム解釈の枠組みとしての独占的な地位を失い、その真正性が批判的に検証され得る複数の伝統の一つに位置づけられることになった。また、解釈の担い手の多様化は、参照される伝統の多様化をもたらすことにもなった。そしてこうした知的状況を背景として、20世紀半ばに民族国家として独立を果たしたアジア・アフリカ諸国の多くで、前近代の諸学問が、国や社会の近代的発展を阻害する「過去の遺物」として周縁化される状況も見られるようになった。そしてこの状況は1970年代に入り、西洋的な近代のあり方を見直し、イスラームに基づく国家や社会の統合を目指す動きが高まる中でも続いた。この運動をけん引したイスラーム主義が依拠したのはサラフの伝統であり、諸学問の伝統はここからも排除されることになったのである。。

本特集で扱う事例は、いずれもこのような新たなイスラーム解釈の試みの中で、前近代には宗教諸学が体現していた「イスラーム的伝統」が相対化され、取捨選択され、また時には新たに創造もされ得る近代的状況を前提として、イスラームにおけるジェンダーと伝統との関わりを論じるものである。各論文の概要は以下のとおりである。

まず小野は、20世紀チュニジアのウラマーであり改革思想家としても知られたイブン・アーシュールの著作に注目する。男女の性別役割を明確化した彼の思想が、イスラームの古典的な解釈にのみ立脚していたのではなく、「家族」という近代的概念を採り入れ、それらを再構築することによって得られたジェンダー観にもとづくものであったことを明らかにし、その後の思想潮流についての理解も試みる。

次に高橋は、近年アメリカの特に若い世代のムスリムの間で、スンナ派伝統主義の復権を説く運動が盛り上がりを見せている状況を描き出す。その際、同運動の指導者たちが、基本的には極めて保守的な性格を備えたスンナ派の伝統的な解釈を、いかにしてアメリカ社会に暮らすムスリムの生活や問題意識に関連づけ、彼ら/彼女たちが理解し実践できる形で提示しているのか、ジェンダーに関わる言説に注目しながら考察する。

一方澤井は、現代のジェンダー平等に関心を寄せる論者たちが、いかに スーフィズムの中の女性性に注目し、それについて創造的に論じてきたかを 考察する。その中で、彼女ら/彼らが、スーフィーら神秘家たちが女性の役 割を強調したことや、男女の平等を論じた神秘思想家が存在したことを取り 上げ、男性優位の社会の変革を試みてきたさまを明らかにする。

最後に後藤は、邦訳クルアーンの刊行とその受容の過程における伝統の継承に着目する。現在刊行されているクルアーンの邦訳は、多くが近代以前のクルアーン注釈書を参照しつつ編まれたものである。それらに触れる中で、日本語読者は、中世的ジェンダー観を「イスラームのジェンダー観」として受容し、知らぬ間に伝統継承の過程に組み込まれ得ることを指摘する。

以上を通して、本特集では、固定的なイメージで捉えられてきたイスラームのジェンダー観の可変性や創造性を明るみに出していきたい。

注

- 1 本特集は、学際的な研究プラットホームを提供する科学研究費基盤研究 (A)「イスラーム・ジェンダー学の構築のための基礎的総合的研究」(16H01899、代表:長沢栄治)に参画する中での発想によるものである。また、日本中東学会第34回年次大会(2018年5月、上智大学)および第5回中東学会世界大会(2018年7月、スペイン・セビリア)での企画パネルを基にしている。
- 2 預言者ムハンマドの伝承も、クルアーンに次ぐ第二の聖典とみなされている。
- 3 この立場については、(Kandiyoti, 1991; 鷹木、2017) などを参照。
- 4 (Mernissi, 1991) や (Wadud, 1999) 以来、主として当事者の立場から、ムスリム女性 の研究者や運動家たちによって担われてきた取り組みがここに含まれる。
- 5 イスラーム的伝統が所与のものとして語られる状況を扱った人類学的研究がここに含まれる。例えば (Mahmood, 2005; 嶺崎、2015) など。
- 6 代表的な研究に、中東イスラーム社会におけるジェンダー観の歴史的変遷を論じた (アハメド、2000) がある。
- 7 イスラームには、多数派を構成するスンナ派と少数派のシーア派の二つの宗派がある が、本特集ではもっぱらスンナ派を対象とした事例を扱う。
- 8 イスラーム改革運動を始めとする近代のイスラーム思想潮流については(飯塚、2008; 中村、1997)などを参照。
- 9 ただし、2000年代に入ってから、9/11やアラブの春などを経てイスラーム主義が事実上の行き詰まりを見せる状況下で、長らく等閑視されてきたイスラーム的伝統が新たに注目される現象も確認されている。特に欧米ではスーフィズムへの関心が高く、中世を代表する神秘家イブン・アラビー(1165-1240)の思想は、ムスリム・非ムスリムを問わず多くの研究者を惹きつけるテーマとなっている。なお欧米におけるスーフィズムへの注目現象については高橋と澤井の論文で扱う。

参考文献

アハメド, ライラ (2000年)『イスラームにおける女性とジェンダー: 近代論争の歴史的根源』法政大学出版局. [Ahmed, Leila 1992 Women and Gender in Islam: Historical Roots of a Modern Debate, New Haven: Yale University Press.]

飯塚正人(2008年)『現代イスラーム思想の源流』山川出版社

菊地達也編著(2017年)『図説イスラム教の歴史』河出書房新社.

鷹木恵子(2017年)「チュニジアにおける『個人地位法』制定から60年目の論争:相続の 男女平等と女性の配偶者選択の自由をめぐって」『中東研究』528,73-85.

中村廣治郎(1997年)『イスラームと近代』岩波書店.

嶺崎寛子 (2015年)『イスラーム復興とジェンダー:現代エジプト社会を生きる女性たち』 昭和堂。

八木久美子(2007年)「イスラーム」田中雅一ほか編『ジェンダーで学ぶ宗教学』世界思想社.

ジェンダー研究 第21号 2019.2

Kandiyoti, Deniz 1991 Women, Islam & the State, Philadelphia: Temple University Press.

Mahmood, Saba 2005 Politics of Piety: The Islamic Revival and the Feminist Subject, Princeton/ Oxford: Princeton University Press.

Mernissi, Fatima 1991 (原著1987) The Veil and the Male Elite: A Feminist Interpretation of Women's Rights in Islam, trans. Mary Jo Lakeland, New York: Addison-Wesley.

Moussa, Mohammed 2016 Politics of the Islamic Tradition: The Thought of Muhammad al-Ghazali, London/New York: Routledge.

Shahab, Ahmed 2016 What is Islam?, New Jersey: Princeton University Press.

Smith, Wilfred C. 1962 The Meaning and End of Religion, Minneapolis: Fortress Press.

Wadud, Amina 1999 (初版1992) Qur'an and Woman: Rereading the Sacred Text from a Woman's Perspective, New York: Oxford University Press.

Wilson, M. Brett 2007 "The Failure of Nomenclature: The Concept of "Orthodoxy" in the Study of Islam," *Comparative Islamic Studies* 3, pp. 169–194.

《特集 現代イスラームにおける「伝統」の継承とジェンダー》

「家族」概念と近代的ジェンダー規範

――イブン・アーシュールの著作を通して

The Concept of the Family and Gender Norms: The Works of Tunisian Islamic Scholar Ibn 'Āshūr

小野 仁美 ONO Hitomi

This paper examines the works of the 20th-century Tunisian Islamic scholar Ibn 'Āshūr by focusing on his view of "family". Although he claims that Islamic teachings affirm equality between women and men, his attempts to reframe traditional legal rules through the modern conception of "family" lead to specific gender roles being valued in his writings.

はじめに

本稿では、20世紀のチュニジアのイスラーム思想家イブン・アーシュールの著作に示されるジェンダー規範について、それがイスラームの「伝統」をどのように継承した結果として生まれたものなのかを検討する。ここでいうイスラームの「伝統」とは、前近代の宗教諸学のなかでも、イスラーム法学やクルアーン解釈学を中心とした知のあり方のことである。

北アフリカの小国チュニジアは、その人口の9割以上をイスラーム教徒が占めるが、アラブ地域のなかで、女性の権利拡大が最も進んだ国であると評されることが多い(鷹木、2016: 257)。チュニジアにおけるジェンダー問題の検討は、これまで主に世俗主義的なフェミニストたちによって担われ、イスラームの「伝統」は乗り越えるべき障壁であるとされてきた。先行研究の多くにおいても、イスラーム思想は、男性が女性を管理する家父長的価値観を支えてきたとされた。しかしながら、チュニジアのイスラーム思想の内部について関心がもたれることは少なく、たとえば男女の性別役割が、具体的

にどのような形でイスラームの「伝統」と関係しているのかについては、詳しく検討されてこなかった¹。

そこで本稿では、「夫が稼ぎ、妻が家事・育児をする」というジェンダー 規範が、どのような形でイスラームの「伝統」と結びついているのかという 問いを立て、これに答えることで、イスラームの「伝統」が決して固定的な ものではなく、時代や社会状況によって異なるものとして立ち現れてくるこ とを示してみたい。

イブン・アーシュールは、古くからチュニジアの宗教諸学を担う中核であったザイトゥーナ・モスクの最高位ウラマー(イスラーム学者)として活躍した人物である。同時に、チュニジア近代化の過程において改革主義的な思想を展開した側面ももつ。彼は、男女をめぐる規範について論じる際に、イスラームの古典的な法解釈を継承しつつ、「家族」という近代的な概念を用いることで、家庭内における夫婦それぞれの役割を明確に示した。つまり、そうした価値観はイスラームに固有のものではなく、彼の生きた20世紀の近代的ジェンダー規範であったと見ることができるのである。

1. 国民国家の形成と女性解放論

(1) 「良妻賢母」論と近代的ジェンダー規範

日本をはじめとする東アジアにおいては、「良妻賢母」論が、近代化とジェンダーにかかわるものであるという議論が知られている。一見すると復古的価値観のようにも見える「良妻賢母」論は、女性を国家の一員として取り込むための近代的なイデオロギーであったことが明らかにされている(小山、1991; 陳、2006)。しかし、女子教育を推進するための論拠となった「良妻賢母」の考え方は、男性が外で稼ぎ、女性は家庭内で妻や母の務めを全うするという性別役割を固定化することにもつながった。

中東・イスラーム地域においても、ヨーロッパ諸国による植民地支配の形態や度合いによってその影響はそれぞれ異なるものの、女性の能力を高め、良き妻、良き母をつくるための女子教育を推進する思想が、19世紀から20

世紀にかけて同じように広まった。ただしそこでは、イスラームの価値観と近代的な社会の構築との関係をどのように捉えるかについて、いくつかの異なる流れが生じた。女性のヴェール廃止に象徴される脱イスラーム的立場を強調する論者が影響力を増す一方で、聖典クルアーンを再解釈することによって女性解放を実現しようとするイスラーム改革論者も、複数の立場でそれぞれの主張を流布させていった。

エジプトの著名なイスラーム改革主義思想家ムハンマド・アブドゥや、彼の影響を受けて女性解放論を唱え、『女性の解放』(1899年)と『新しい女性』(1900年)という二つの著作を出版したカースィム・アミーンらは、イスラームの教えを近代的社会に調和させて女性の問題に取り組むことを重視した(Abu-Lughod, 1998: 243-269(アブー=ルゴド、後藤ほか訳、2009: 458-510))。彼らは、イスラーム的価値観を排除するのではなく、イスラームの教えを新しい時代に適合させようとしたのである。

(2) 近代チュニジアの女性解放論

19世紀のチュニジアでは、オスマン帝国の属州として成立したフサイン朝の支配の下で、富国強兵・殖産興業を目指す近代化が進められた。1881年にフランスの保護領下に入ると、法制度や教育制度が大きく変化するとともに、ヨーロッパあるいはエジプトなど中東地域の影響の下での女性解放論が示されるようになった。チュニジアの改革主義的な知識人たちは、ムハンマド・アブドゥやカースィム・アミーンの影響を受けた女性解放思想を展開した (Chakroun, 2009)。

チュニジア人による女性解放論のなかで最も大きな衝撃を与えたのが、1930年刊行のターヒル・ハッダード(1899-1935年)の書『イスラーム法と社会における我々の女性』である。ハッダードは、女性の頭を覆うヒジャーブ、一夫多妻や夫からの一方的離婚を許容する法などを見直すよう訴え、チュニジア社会の停滞を改革するためには、新しいイスラーム法解釈による女性の社会進出が必要であると主張した(Ḥaddād, 2012)。また同書には、結婚と女性に関する12の質問について、ザイトゥーナ・モスクの6名の著

名なウラマーから得た回答が掲載され、彼らの見解が女性解放への足枷となっていることを暗に示した。そのうちの一人が本稿で扱うイブン・アーシュールである。

2 イブン・アーシュールの男女平等観

(1) イブン・アーシュール(1879~1973年)の略歴

ムハンマド・ターヒル・イブン・アーシュール(Muḥammad al-Ṭāhir b. Muḥammad b. Muḥammad al-Ṭāhir Ibn 'Āshūr)²は、1879年、チュニスの著名なウラマーの家系に生まれた。同名の父方の祖父(Muḥammad al-Ṭāhir Ibn 'Āshūr, 1815–1868年)は、チュニジアで優勢であったマーリク学派³の最高位の法官を務めた人物である。イブン・アーシュールもまた、17歳の若さで、ザイトゥーナ・モスクの教員として頭角をあらわした。その後、ムハンマド・アブドゥが1903年に二度目のチュニス訪問を行った際に、彼の近代的なイスラーム思想に影響を受け、イスラーム改革思想の担い手として活動するようになる(Nafi, 2005: 2–9)。ザイトゥーナ・モスクの最高位の教授として、旧来の教育方法に異議をとなえ、教育改革にも奮闘した。しかし、伝統的なイスラーム諸学そのものを否定的に捉えることはなく、前述の『シャリーアと社会における我々の女性』を著したハッダードを糾弾し、チュニジアの宗教界から追放した一人でもある。

一方で、イブン・アーシュールは、宗教界以外の知識人らとも交流があった。母方の祖父(Muḥammad al-'Azīz Bū 'Attūr, 1825-1907年)は、フサイン朝アリー・ベイ(在位1882-1902年)の治下で首相を務め、チュニジア近代改革の父とも評されるハイルッディーンらと共に、様々な改革事業を遂行した人物であった。イブン・アーシュール自身も、アラビア語とともにフランス語を習い、フランス語教育によるエリート養成を担ったサーディキー・コレージュで教鞭を執ったこともある。すなわちイブン・アーシュールは、当時のイスラーム的な知の「伝統」を担う権威に連なると同時に、近代的改革を目指す政治的エリートの集う場にも居合わせて、それぞれの価値観を内面

化していたと考えられる。

1956年3月にチュニジアがフランスから独立すると、その直後の8月、チュニジア「身分関係法」が制定された。結婚や離婚に関わる法を定めた「身分関係法」は、イスラーム法の要素を残しつつも、一夫多妻の禁止や養子の容認など、従来の法規定を改革する画期的な立法であり、女性の地位を大きく向上させたと評価されるものである。「身分関係法」を公表する記者会見に、イブン・アーシュールは、ブルギーバ首相(後の大統領)に並んで臨席した。チュニジアの最高位ウラマーとして、より保守的なウラマーによる反発を抑える形で、国家のイスラーム的正統性を保証したのである(小野、2014:8-11)。

このようにイブン・アーシュールは、イスラームの「伝統」を継承する一方で、改革も推進する立場にもいたのであるが、その思想は、イスラームにおける女性や家族をどのようなものとして捉えていたのだろうか。彼のいくつかの著作から、そのジェンダー観に迫ってみたい。

(2) 主著『クルアーン解釈』における男女平等観

イブン・アーシュールは、他の近代イスラーム改革思想家たちと同様に、イスラームの教えには、もともと男女平等の観念が備わっていることを主張していた。著書『イスラームにおける社会的秩序』(初版1964年)の「イスラームにおける女性」と題する章において、ジャーヒリーヤ時代(イスラーム以前の時代)に抑圧されていた女性の権利を拡大していったのは、イスラームの教えであったことを詳述している(Ibn 'Āshūr, 1977: 98)。

さらに、主著『クルアーン解釈―検証と啓蒙―』(30巻、初版1970年)において彼は、男女間の規範をめぐる章句において、女性の権利を強調した⁴。 クルアーンにおけるジェンダーを示すものとして注目されることの多い第2章228節について、イブン・アーシュールは次のように述べている。

《女たちは、公平な状態のもとに、彼らと同じように権利をもつ。男たちは彼女らよりも一段上 darajah であるが (クルアーン第2章228節)》

という男女間の平等と優遇を示す啓示が下されたとき、夫婦はジャーヒリーヤ時代の慣行を止めることになった。(中略) 一段上とは、それ以前のより大きな格差がほんの一段に縮小されたことを示すものである。(Ibn 'Āshūr, 1997: 2: 396-403)

ただし、夫婦間においてのジェンダー役割を述べる際には、夫に家長としての立場があることが示される。

男性が相続などにおいての優遇されるのは、(神が)彼を家長とし、財産をより多く必要とするとしたからである。男には女を扶養する義務がある⁵。(中略)

男がその妻を扶養する義務があるのに対し、彼女にも夫のために家の 掃除や料理などをする義務がある。(ibid.)

夫は、家長として妻や子を支えるための経済力が必要であり、一方で妻は、家事や育児などを担うというジェンダー規範を彼は明確にしている。

では、こうした男女の役割分担を定める考え方は、イスラームの「伝統」なのだろうか。クルアーンの章句そのものには、家長という言葉は見られない。そこで、前近代に著されたイスラーム法学書の諸規定を調べてみると、たしかに男には妻と子を扶養する義務はあるが、それはあくまでも夫として、父としてであって、「家長として」という記述は見られない。しかも、マーリク学派の多数派においては、家事は妻の義務とされてはいない⁶。そもそもイスラーム法規定は、妻に対する夫の権利、夫に対する妻の権利というように、一対一の権利義務関係をそれぞれ規定するのであって、夫婦と子をひとまとめにした「家族」という単位を明示してはいないのである⁷。

3. 時代を映す鏡としての「シャリーアの目的」論

(1) 「家族」の近代性とジェンダー規範

イブン・アーシュールは、もう一つの代表作『イスラームにおけるシャリーアの目的』の「家族にかんする諸規則の目的」と題された章で、家族の重要性を論じている。

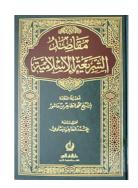
共同体 (ウンマ) における家族という事柄の整備は、その文明の基礎であり、社会を秩序づけるものである。 (Ibn 'Āshūr, 2016: 430 (Ibn 'Āshūr, el-Mesawi(tr.) 2006: 245))

「家族は国家を形成する基本単位である」という言説は、前近代のイスラーム思想にはなく、近代以降に流布するようになったものである(Asad, 2003: 231-232(アサド、中村訳、2006: 298-299))。ところがイブン・アーシュールは、家族を形成することは、「シャリーアの目的」すなわち神の意図であるとし、その詳細について解説した。

もともと「シャリーアの目的」論は、中世期のイスラーム法学者によって 議論されたものであるが、ムハンマド・アブドゥなどの近代イスラーム改革 思想家たちは同理論を、新しい時代へのイスラー

ムの適用を促す法理論として再評価した(Auda, 2008)。11世紀の法学者・ガザーリー(d. 1111)によって定式化された神の意図、すなわち「生命、宗教、知性、財産、血統」の五つを保全のうち、イブン・アーシュールは、血統の保全を家族の形成であると捉えてその重要性を論じた。つまり彼は、近代的概念をイスラームの論理で説明したのである。

イブン・アーシュールは、伝統的なイスラーム 法規定を取り入れつつ、それらを「家族」の枠組



『イスラームにおけるシャリーアの目的』(初版1946年)

みで再構築し、そこに夫婦間の性別役割を埋め込んだ。彼によって継承されたイスラームの「伝統」は、近代的な「家族」概念によって捉え直されることで、明確なジェンダー規範を示すことになったといえるだろう。

(2) イブン・アーシュール思想と21世紀の新しいイスラーム理解

イスラームの「伝統」が、時代に応じて異なる規範を導きうるのであれば、イスラーム的価値観にもとづいたジェンダー公正のあり方を目指すことも可能なはずである。イブン・アーシュールが依拠した「シャリーアの目的」論は、その後の新たなイスラーム理解を模索する試みに受け継がれている。

チュニジア最大のイスラーム主義組織ナフダ党党首のラーシド・ガンヌーシー (1941-) は、その著作『チュニジアにおけるムスリム女性』(初版は1988年) において、女性の政治参加やリーダーシップについて論じ、「シャリーアの目的」論の影響を受けた主張を展開している (小野、2014: 24-28)。さらに近年、イスラーム的な価値観にもとづいて女性の権利拡大を主張するイスラーム・フェミニズムの動きにも、イブン・アーシュールの思想は息づいている。例えば、チュニジアの女性思想家ウルファ・ユースフは、新しいクルアーンの読み方を提示することで、相続や結婚における男女平等を目指そうとする著作を書いた。その中で、タバリー(d. 923)やラーズィー(d. 1210)、そしてイブン・アーシュールの解釈を引用している。そして彼女は言う。「(彼らは) クルアーンに絶対的な規範を読み込むことをせず、それを相対的なものとして読んだ。それがイジュティハード8の扉を常に開けておくのだ」と(Yūsuf, 2008: 226-227)。

おわりに

イブン・アーシュールの著作を分析した結果、夫婦間における性別役割分業を理想とするジェンダー規範は、イスラームの「伝統」を近代的枠組みで再構築することによって明確化されたことが明らかとなった。彼の依拠した

「シャリーアの目的」論が時代を映す鏡となり、彼の生きた20世紀の価値観を反映した。近代化が急速に推進されるチュニジアにおいて、イブン・アーシュールの改革思想は、男女の平等を唱えると同時に、近代的な性別役割規範をも強調することとなったのである。

ただし、「シャリーアの目的」論のもつ普遍性は、21世紀の新しいイスラーム理解を進展させる可能性を含んでいる。イスラーム主義的な立場から女性の社会進出を促す思想や、新しいクルアーン解釈にもとづく男女平等を目指すイスラーム・フェミニズムの動きのなかには、イブン・アーシュールの方法論が受け継がれているのである。イスラームの「伝統」はこの先も、形を変えて新しい思想となり、ジェンダー公正への道を拓くのかもしれない。

*本稿は、平成30年度 JSPS 科研費(JP18K18297)による研究成果の一部である。

注

- 1 たとえば、(Charrad, 2001).
- 2 アラブ式の名前の表記法で、b. (~の息子を意味する ibn の省略形)を挟む形で、Muḥammad al-Ṭāhir (祖父の名)、Muḥammad (父の名)、Muḥammad al-Ṭāhir (本人の名)、Ibn 'Āshūr (姓にあたるもの)の順である。本稿では、Ibn 'Āshūr (イブン・アーシュール)を呼称として使用する。
- 3 前近代のスンナ派で権威とされたイスラーム法の四大法学派のうちのひとつで、北アフリカやアンダルス (スペイン) を中心に発展した。
- 4 同書のジェンダー観については、(Mubarak, 2014)
- 5 夫の妻に対する扶養義務については、クルアーン第4章34節に示されている。
- 6 イスラーム法学では、法学者間の相違する学説がそれぞれ正しいものとして継承されていた。複数法学派の併存と法学者間の学説相違については、(小野、2014)を参照。
- 7 イスラーム法における夫婦や親子の権利義務については、(柳橋、2001: 234-257; 592-634) なお、古典法学書においては、家事は必ずしも妻の義務とされてはいない。 義務であるとの学説もあるが、それ以上に多く見られるのは、妻の所有する家内奴隷の扶養を夫が義務とされるのか否かという議論である。(Ibn Rushd, 2002: 478-479)
- 8 イジュティハード *ijtihād* とは、イスラーム法学の専門用語で、人間の理性を行使することにより法規範を発見する努力のことを示すが、近代以降、聖典クルアーンを新解釈する際の手法のように用いられたりもする。

参考文献

- 小野仁美 (2015)「現代チュニジアにおけるシャリーアと女性―ラーシド・ガンヌーシー のイスラーム的女性解放論―」『イスラム世界』83,1-29頁
- ------(2014)「『法学者間の学説相違の書』—イスラーム法の規範と柔軟性—」柳橋博 之編『イスラーム 知の遺産』東京大学出版会。
- 小山静子(1991)『良妻賢母という規範』勁草書房.
- 鷹木恵子 (2016)『チュニジア革命と民主化―人類学的プロセス・ドキュメンテーション の試み―』明石書店、
- 陳姃湲 (2006)『東アジアの良妻賢母論―創られた伝統―』勁草書房.
- 柳橋博之(2001)『イスラーム家族法―婚姻・親子・親族―』創文社.
- Abu-Lughod, Lila 1998 "The Marriage of Feminism and Islamism in Egypt—Selective Repudiation as a Dynamic of Postcolonial Cultural Politics", Lila Abu-Lughod (ed.), Remaking Women—Feminism and Modernity in the Middle East, New Jersey: Princeton University Press. [「エジプトにおけるフェミニズムとイスラーム主義の蜜月—ポストコロニアルな文化ポリティクスとしての選択的拒絶—」ライラ・アブー=ルゴド編著,後藤絵美ほか訳(2009)『女性をつくりかえるという思想—中東におけるフェミニズムと近代性—』明石書店.]
- Asad, Talal 2003 Formation of the Secular—Christianity, Islam, Modernity, Stanford: Stanford University Press. [タラル・アサド、中村圭志訳 (2006)『世俗の形成―キリスト教、イスラーム、近代―』みすず書房。]
- Auda, Jasser 2008 Maqasid al-Shariah as Philosophy of Islamic Law—A Systems Approach, London: The International Institute of Islamic Thought.
- Chakroun, Majdi 2009 "La condition de la femme en Tunisie—de l'humanitaire au partenariat", Revue Juridique Thémis, 43, pp. 109–174.
- Charrad, Mounira 2001 States and Women's Rights—The Making of Postcolonial Tunisia, Algeria, and Morocco, Berkeley: University of California Press.
- Ḥaddād, al-Ṭāhir al- 2012 *Imra'tunā fī al-sharī'ah wa-al-mujtama'*, Tunis: Dār al-'araīyah lilkitāb.
- Ibn 'Āshūr, Muḥammad al-Ṭāhir 1977 Uṣūl al-nizām al-ijtimā 'ī fī al-Islām, Tunis: al-Sharikah al-Tūnisīvah.
- ——— 1997 Tafsīr al-tahrīr wa-al-tanwīr, 30 vols in 15, Tunis: Dār Sahnūn.
- 2016 Maqāṣid al-sharīʻah al-Islāmīyah, Dār al-Qalam. [Muhammad al-Tahir Ibn Ashur, Mohamed el-Tahir el-Mesawi (tr.) 2006 Ibn Ashur: Treatise on Maqāṣid al-Sharīʻah, London: The International Institute of Islamic Thought.]
- Ibn Rushd al-Ḥafīd, Abū al-Walīd Muḥammad b. Aḥmad b. Muḥammad 2002, Bidāyat al-mujtahid wa-nihāyat al-muqtaṣid, Beirut: Dār al-Kutub al-'Ilmīyah.
- Mubarak, M. A. Hadia 2014 Intersections: Modernity, Gender, and Qur'anic Exegesis (Doctoral dissertation), Georgetown University.
- Nafi, Basheer M. 2005 "Tāhir ibn 'Āshūr: the Career And Thought of a Contemporary Reformist

Ālim", Journal of Qur'anic Studies, 7/1, pp.1-32.

Yūsuf, Ulfah 2008 *Ḥayrat al-muslimah fī al-mīrāth wa-al-zawāj wa-al-jinsīyah al-mithlīyah*, Tunis: Saḥr lil-nashr.

《特集 現代イスラームにおける「伝統」の継承とジェンダー》

伝統と現実の狭間で

――現代アメリカのスンナ派新伝統主義とジェンダー言説

Between Tradition and Reality:

The Gender Discourses of Neo-Traditionalist Muslims in the United States

高橋 幸 TAKAHASHI Kei

This paper focuses on neo-traditional Islam in the United States, an emergent Islamic trend that emphasizes classical Sunni scholarship. It examines neo-traditional scholars' discourses on gender issues and illustrates the way in which these discourses are promoted in the American Muslim community.

はじめに

近年、アメリカ、カナダ、イギリスの欧米英語圏に暮らす若者世代のムスリムたちの間でイスラーム的伝統への回帰を掲げる伝統主義の運動が盛り上がりを見せている。特に1990年代半ば以降に目立つようになったこの運動は、スンナ派の学問伝統を重視し、宗教諸学の枠組みに沿った古典的なイスラーム解釈(以下「古典的解釈」)の正統性を説く点に大きな特徴がある。

ただし、イスラーム的伝統に正統性を求める「伝統主義」自体は必ずしも目新しい現象ではない。アメリカでもセイイド・ホセイン・ナスル(1933–)に代表されるスーフィー系知識人たちが長らく伝統主義の潮流をけん引してきた(e.g. Nasr, 2010)。

90年代半ば以降の動きが果たしてこうした既存の伝統主義とどのような関係にあるのかはまだ明らかではないが、後述のように現在の運動にはいくつか新しい特徴が見られる。そこで本稿では旧来の潮流と区別して「新伝統主義」と呼ぶことにしたい。

アメリカの新伝統主義についてみれば、その最も顕著な特徴は若者世代に支持層を獲得し、アメリカの若者文化とも一定の親和性を持ちながら展開している点にある。新伝統主義の先駆けとなり、現在もそのけん引役を務めるムスリム知識人たちの多くは1960年前後に生まれ、従って90年代半ばの勃興期には30代後半に差し掛かる世代であった。こうした知識人たちに感銘を受けて、10代後半から20代前半の若者たちがイスラーム的伝統に開眼する形でこの運動が盛り上がることになり、このパターンが現在まで継続している。筆者の観察に基づく印象では、現在のアメリカの新伝統主義のコアをなす層は20代から40代に属する世代である。

新伝統主義をけん引するムスリム知識人の中でも最も人気のある人物がハムザ・ユースフ (1958-) である。もともとギリシア正教徒の家庭に生まれ育った彼は1970年代後半にイスラーム改宗し、その後中東・北アフリカに留学をして現地のウラマーから宗教諸学を学んだ経歴を持つ (Grewal, 2014: 159-169)。その高い学識と巧みな話術で多くの信奉者を得ており、近年はアメリカのムスリム社会を代表するムスリム学者の一人として存在感を増している。

ユースフを始めとする新伝統主義の知識人たちの言説は、宗教関係の書籍やあるいは金曜礼拝の説教といった既存のメディアだけでなく、むしろニュースサイトの記事、ブログ、オンライン動画、そして SNS といった新しいメディアを通じて拡散されており、この点に新伝統主義のもう一つの重要な特徴が見られる。本稿の考察も、こうした新しいメディア上に展開する新伝統主義者たちの言説に注目するものとなる。

さて、このように新伝統主義が若者世代に人気を得ている状況を目の当たりにして浮かぶのは、そこで称揚されるイスラーム的伝統が、アメリカのムスリムたちの直面する現実とどのように結び付けられているのかという疑問である。すなわち、中世のウラマーによってなされた解釈は、どのようにして現代アメリカ社会に暮らすムスリムが理解し、納得できるようなものとして提示されているのだろうか。本稿ではハムザ・ユースフを始めとする新伝統主義の知識人たちの、特にジェンダーに関する言説の分析を通じて、この

問題を考えてみたい。

1. 「伝統イスラーム」とは何か

最初に、新伝統主義が掲げる「伝統」とは何か、その基本的な性格を確認しておこう。まず鍵概念となるのが、新伝統主義者たちが提示する「伝統イスラーム」(traditional Islam)という概念である²。本特集の序文で論じた「イスラーム的伝統」ともほぼ同意で使われるこの用語は、より具体的には中世のスンナ派ウラマーの合意を得た解釈の集積物を指す言葉として用いられる。中世ウラマーの解釈は四大法学派と二大神学派として定式化され、以後歴代のウラマーによって継承されてきた。一方近代のイスラーム改革運動は、過去の解釈を経由せずに直接聖典にあたってその再解釈を目指す運動であり、これによっていわば古典的解釈の継承の流れが断絶させられることになる。新伝統主義を支える問題意識は、このようにしてイスラーム的伝統がきちんと継承されなくなっている現状への危機感にあり、ここから伝統的な諸学問の学習を通じて古典的解釈を改めて継承しなおす必要性が説かれることになる。

こうした立場から、新伝統主義の提示するイスラーム理解は、基本的には 革新的な再解釈の余地がほとんどないきわめて「保守的な」性格を備えたも のとなっている。ジェンダーに関しても、そこでは固定的な性別役割分担に 基づくジェンダー秩序が提示される。例えばハムザ・ユースフは、男女が相 互補完的な存在として創造されたという理解を前提に、女性の一義的な役割 を家庭(家事・育児)に置きながら議論を進めている(Yusuf, 2014)。また セクシャリティについては、結婚による男女の性行為のみが合法であるとし て、同性間の性行為には反対する立場を明確にしている(Erin, 2016; Yusuf, 2013)。

このように、新伝統主義は、一見すると現代のムスリムのライフスタイル の変化を考慮しない「時代遅れの」解釈に固執する復古的な運動という印 象を与えるものとなっている。しかしながら、この運動をけん引する知識人 たちは単に過去の解釈を継承するだけでなく、その過程で事実上その再解釈 とみなし得る操作を行っている。その結果、彼らは過去の解釈に立脚しつつ も、実際には現代の諸問題に対応したより柔軟なイスラーム理解を提示して いる。以下ではこうした伝統の再解釈がいかになされているのか、またそう した再解釈が新伝統主義の立場からどのように正当化されているのかを明ら かにしていきたい。

2. 「ディシプリン」としての伝統

「伝統イスラーム」についての新伝統主義者たちの議論をより入念に検討すると、これが重層的な意味を持った概念であることが明らかになる。「伝統イスラーム」は古典的な解釈の集積物に留まらず、そうした解釈を導くために中世のウラマーが築いた学問的方法論や教育方法を含んだものとして説明されている。こうした方法論を新伝統主義者たちは「ディシプリン」と表現する³。

そしてこの理解から、新伝統主義では古典的解釈を継承する現代の新伝統主義者たち自身の学識もきわめて重視される。実際、ハムザ・ユースフを始めとする新伝統主義の知識人たちの多くは中東や北アフリカへの長期留学の経験があり、現地の著名なウラマーから宗教諸学を直に学んだことが知られている。「伝統イスラーム」の権威はそれが過去のウラマーの解釈であるという事実だけでなく、それを伝える知識人たち自身もまた宗教諸学を修得した「ウラマー」であるという認識によって支えられているのである。いわば解釈そのものと解釈を導く方法論が一対となって「伝統イスラーム」の正統性をなしていると言えるだろう。

また、「過去の解釈」がそのままの生の情報として提示されるわけではなく、それが伝達されるアメリカ社会の文脈に応じて言い換えられるものであることも重要である。端的に言えば、中世ウラマーの解釈は古典アラビア語で表現されているので、まずそれらは現代アメリカ英語に翻訳されなければならない。加えて、古典イスラーム法学が扱ってきたテーマの多くが、もは

や現代のムスリムには直接的には関わらないので、そうしたテーマを改めて取り上げる必要性は低い。このようにして、新伝統主義の知識人たちは古典的解釈をそのまま伝えるのではなく、翻訳やテーマの取捨選択を行うことになるが、そこでの用語の選定やテーマ選択にあたって、彼らの新たな解釈が入り込むことになる4。このように、イスラーム的伝統は実際には再解釈をされてアメリカのムスリムに届けられている。しかしながら、それを行う知識人たちが伝統的なディシプリンを修得したウラマーであるという事実によって、信奉者たちはそうした再解釈にも正統性を見出すことができるのである。

3. イスラーム的伝統の多様性

そのディシプリンとしての性格や再解釈の可能性を踏まえれば、「伝統イスラーム」は確立した教義や規範といったものではなく、むしろそこから教義や規範を導き出すための情報源や基本原則としてとらえられるべきものとみなされる。このことは、中世ウラマーが著した古典テクストの翻訳を除けば、「伝統イスラーム」自体の具体的な中身を包括的に論じるようなガイドブックやマニュアルの類一例えばイスラームの入門書や概説書といったもの一がほとんど書かれてこなかったという事実からも示唆される。

新伝統主義者たちの見解は、むしろ講演、インタビュー、小論や記事などの形で断片的に表現されている。

こうした断片化された語りは、多くの場合その時々に話題となっている出来事やテーマを扱ったものである。そして、新伝統主義者が運営するニュースサイトやブログなどがこうした言説を拡散する役割を果たしている。

例えば、2016年6月に起きた オーランド銃乱射事件の数日後



Seekershub に転載された ハムザ・ユースフのインタビュー記事

に、ハムザ・ユースフは CNN から同性愛の問題についてのインタビューを受けた 5 。このインタビュー記事は、新伝統主義系の主要なニュースサイトである Seekershub に即座に転載され、アメリカのムスリムの間に広く拡散されることになる(Erin, 2016)。

このような情報の伝達や拡散のあり方からは、新伝統主義者たちが、古典的解釈に基づくイスラーム理解を、体系的な「教義」として事前に提示するのではなく、特定の事例ごとに、また往々にしてそれが話題になった際に、個別に扱うという伝達スタイルを取っていることが明らかとなる。そしてこの伝達スタイルにも、伝統の柔軟な再解釈を可能とする仕組みが備わっている。すなわち、個別の問題については、特にそれが現代に特有の問題である場合は、往々にして古典的解釈の中にその直接的な答えを見つけることはできないため、結局は現代の学者が自らの解釈で判断を下さざるを得ない状況が生じるのである。また先例のある問題であっても、その文脈が異なれば自ずと解決法も異なるものとなる。

例えば同性間の性行為については、古典的解釈に沿ってこれを認めないという結論が容易に導き出されるものの、性的指向としての同性愛については、この問題が古典イスラーム法学で明示的には議論されていないため、現代の学者の解釈に委ねられる。そしてハムザ・ユースフを始めとする新伝統主義の知識人たちの多くは、同性愛の性的指向自体は個人の内面の問題として法的議論の対象にはならない一すなわち第三者がこれを禁止することはできない一という立場を取っている(Erin, 2016; Yusuf, 2013) %。

他方、個々の解釈者の裁量が大きくなると、解釈者ごとに解釈の相違が生じる可能性も高まる。例として集団礼拝における女性のイマーム(礼拝指導者)をめぐる議論を取り上げてみよう。アメリカのムスリム社会では、従来もっぱら男性のみが担い手となってきたイマームを女性が務めることができるかという問題をめぐって大きな議論が展開されてきた。特にこの問題は2005年にニューヨークで女性イマームによる集団礼拝が実施された出来事を契機に白熱することとなった7。これについて、ハムザ・ユースフは当初は反対の立場を取っていたが、その後、中世ウラマーの解釈の中に女性イマー

ムを認める見解があったとして、これを容認する立場に転じた(Haqqani, Silvers, et al. 2016: 82-83; Fiqhapedia, 2011)。ただし、彼の新しい見解は他の多くの新伝統主義者たちには必ずしも受け入れられていない。いわば女性イマーム問題をめぐってはこの運動の内部でも解釈が大きく分かれているのである。

このように「古典的解釈を継承する」という立場を取りながらも、そこでは実際には多様な解釈が展開されているのである。これについて新伝統主義者たちは、スンナ派自体が、複数の法学派や神学派の存在に端的に見られるように、本来的に多様性を認める宗派であるという見解を提示している(Tarsin, 2015: 13)。すなわち、古典的解釈自体に多様性が内包されているのである。これにより、伝統の再解釈によってもたらされた多様な解釈の競合という状況は、むしろイスラームの伝統に根差した現象として評価されることになる。

なお、このような主張がなされる別の背景として、多様性を称揚することで、スンナ派イスラームーそしてそれに立脚する新伝統主義一が、多様性を重んじるアメリカのリベラルな価値と親和性を持つことを示す狙いもあると考えることができる。これは特にアメリカに生まれ育ち、リベラルな価値を内在化しつつも、ムスリムとしての信仰や実践を支える正統な解釈を希求する一そしてしばしば両者の間で葛藤を経験している一若者世代のムスリムに向けたメッセージであると考えられる。そしてこの点に、新伝統主義者たちによる、イスラーム的伝統とアメリカのムスリムの現実との接合の一つの試みを認めることができるだろう。

4. 「共感」アプローチ

これまで見てきたように、古典的解釈の継承者を自称する新伝統主義者たちは、実際には伝統の再解釈を行っており、そこではアメリカのムスリムの経験や生活様式にある程度歩み寄る形でイスラーム的伝統が表現されてきた。またこうした再解釈の営為自体も、「伝統イスラーム」のディシプリン

的な性格や古典的解釈の多様性を根拠として、イスラーム的伝統の一部をな すものと位置付けられている。

しかしながら、あくまでも古典的解釈に立脚した議論を展開する点で、その再解釈には限界も認められる。すなわち、古典的解釈の中で明確な合意が認められる案件については、再解釈をもってしてもこれを覆すのが困難である。例えば同性間の性行為の禁止はこの範疇に入るものであると言えるだろう。

他方で、特に近年は、こうした学問的な解釈とは別の方法で、古典的解釈に基づく規範的なイスラームと、アメリカのムスリムの現実との接合を目指す動きも見られる。

筆者がここで「共感」アプローチと呼ぶ方法では、新伝統主義の掲げる理想とアメリカの現実との狭間でムスリムが経験する葛藤に注目し、そこに共感を示すという手法が取られる。新伝統主義の知識人たちは、古典イスラーム法学に基づく規範的な議論を展開する傍らで、しばしばアメリカに暮らすムスリムがこうした規範を守って生きていくことの困難さへの理解や共感を示す発言も行っている。

例えば、ハムザ・ユースフは、同性愛の問題についてのインタビューの中で、同性間の性行為が法的には認められないとする立場を明確にしつつ、彼が同性愛者のムスリムの苦闘を理解し、それに同情していることも強調している (Erin, 2016)。

また、同じく新伝統主義を代表する知識人の一人であるザイド・シャーキルは、女性イマームの問題を論じた記事の中で、法的には女性イマームを認めることはできないと結論付けつつも、アメリカのムスリム社会において女性たちが「無視され、抑圧され、また時には劣位に置かれている」状況が厳然と存在する事実にも目を向けるよう読者に呼びかけている (Curtis, 2008: 245)。

このように、新伝統主義の知識人たちは、理解や共感を通じて、いわば伝統の再解釈だけでは対処しきれないアメリカのムスリムの「現実」にも関与しようとしていると解釈することができる。あるいは、彼らの説く「伝統イ

スラーム」が同性愛者の権利や女性のエンパワーメントといった課題を視野 に入れたものであること示すことで、リベラルな価値への歩み寄りを図って いるとみることもできるかもしれない。

さらには、アメリカのムスリムの苦闘は単に共感されるだけでなく、時に 積極的な意味付けがなされる。例えば、新伝統主義のある信奉者は、同性愛 者のムスリムがその性的指向に沿って行動しないように努力することが一種 のジハードであると解釈する⁸。しばしば聖戦と訳されるジハードは一義的に は「努力」を意味する言葉であり、異教徒との戦闘行為だけでなく、信仰の ためのあらゆる努力を含む。そして特にスーフィズムの文脈では、神に近づ くために自らの悪しき欲望を克服する、霊的な修養を指す概念として重視さ れている。

同様に、イスラームの規範に沿った生き方ができないムスリムであっても、夕ウバを行うことで神の赦しを得られるという主張も見られる (e.g. Khan, 2010)。夕ウバは「改悛」を意味する言葉であり、過ちを犯しても、改悛をすることでその罪が赦されるとする教えである。また特にスーフィズムでは、夕ウバは、神に近づくことを望む人間が、それまでの生き方そのものを改める営為を指し、修行の第一段階を意味する言葉として用いられている (中村、2006: 177-178)。

このように、新伝統主義者たちは、スーフィー的な解釈に基づいて、アメリカのムスリムが規範に沿った生き方をしようと奮闘する努力自体に霊的な意義を見出している。そしてこれにより、いわば規範を守っているかどうかの問題を不問としながら、アメリカのムスリムの「現実」に歩み寄ることが可能となっているのである。なお、序文で説明されたように、スーフィズムは他の諸学問と並んでイスラーム的伝統を構成する分野である。従ってこうしたスーフィー的な解釈は、少なくとも理念的には「伝統イスラーム」の枠組みに沿った正統な解釈としての条件も満たしているのである。

おわりに

本稿では、新伝統主義者たちが、いかにしてイスラーム的伝統を継承し、 それを現代アメリカの文脈に適用しているのか、その際の手法や戦略を明ら かにしてきた。

伝統をそのまま現代に継承することを説く新伝統主義は、実際には「伝統イスラーム」のディシプリンや個別のテーマに特化した伝達スタイル、また共感アプローチといった手法を用いて伝統の再解釈を許容している。そしてこれによって、一見すると解釈が固定化されている古典的な議論からも、現代のアメリカ社会の現実に柔軟に対応する新しい解釈を導き出し、しかもそれを伝統の枠組みに沿ったものとして提示することが可能となっているのである。

伝統の再解釈というと、多くの場合伝統を批判しそれに代わる新たな解釈を提示する改革主義的な立場が想起される。これに対して、新伝統主義の事例からは、伝統を継承するという営為自体が再解釈を伴うものであることが明らかになった。従って問題は再解釈の是非ではなく、それを何によって正当化するのかという点にあると言えるだろう。

注

- 1 筆者は、科学研究費特別研究員奨励費「現代北米におけるスーフィズム伝統の継承・拡散とネットワーク」(課題番号16J40150、代表:高橋圭)の一環として、2016年から2017年にかけてサンフランシスコ・ベイエリアにおいて新伝統主義に関するフィールドワークを実施した。本稿はその成果の一部に基づくものである。
- 2 新伝統主義の基本的な思想や立場については (Hamid, 2016; Malik, 2003; Tarsin, 2015) を参照。
- 3 彼らが用いる「ディシプリン」には学問的な方法論のみならず、学生が勉学に励むうえで自らに課すべき規律・訓練や、教師に対するしかるべき礼儀といった複合的な意味が込められている。また「ディシプリン」が、スーフィズムの修行倫理を体現する「アダブ」(道徳) に対応する言葉であるという点も強調される。すなわち、英語でディシプリンとして表現されるものが、アダブという概念でイスラーム的伝統にも根差したものであるとの理解がここで示されているのである (Malik, 2003: 18)。
- 4 古典的解釈におけるセクシャリティに関する規範を研究したケイシア・アリーは、新

- 伝統主義者が古典テクストの翻訳においても訳出する個所の取捨選択を行っている事実を指摘し、またその問題点を論じている(Ali, 2016: 62-63, 105-106)。
- 5 フロリダ州オーランド市でアフガン系のムスリム男性がゲイのナイトクラブを銃撃した事件であり、その直後からアメリカ社会ではイスラームにおける同性愛の扱いについての関心が高まった。ハムザ・ユースフのインタビューはこの文脈で行われたものである。
- 6 古典的解釈における同性間の性行為と同性愛の性的指向に関する議論については (Ali, 2016: 96-125; Jahanghir & Abdullatif, 2016; Kugle 2010) などを参照。
- 7 女性イマームをめぐる論争については (Hammer, 2013) を参照。
- 8 筆者との対談中の発言 (2017年3月5日)。またケイシア・アリーも、新伝統主義の 学者による同様の解釈を紹介している (Ali, 2016: 109)。

参考文献

- 中村廣治郎(2006年(原著1998年))『イスラム教入門』岩波書店.
- Ali, Kecia 2016 (原著2006) Sexual Ethics and Islam: Feminist Reflections on Qur'an, Hadith, and Jurisprudence, London: Oneworld.
- Curtis, Edward E., IV, ed. 2008 The Columbia Sourcebook of Muslims in the United States, New York: Columbia University Press.
- Erin 2016 "Shaykh Hamza Yusuf on Gay Muslims; Scholars Issue Statement," Seekershub (June 15, 2016). Accessed September 27, 2018. http://seekershub.org/blog/2016/06/orlandostatement-shaykhhamza-gay-muslims/.
- Fiqhapedia 2011 "'Women Leading Prayer & Ibn Taymiyyah'—Shaykh Hamza Yusuf." Accessed September 28, 2018. https://www.youtube.com/watch?v=x45ysEfSuX0.
- Khan, Faraz A. 2010 "Tackling Homosexual Feelings: Supplication, Repentance, and Going Cold Turkey," Seekershub (August 30, 2010). Accessed November 23, 2018. http://seekershub.org/ ans-blog/2010/08/30/tackling-homosexual-feelings-supplication-repentance-and-going-coldturkey/.
- Hamid, Sadek 2016 Sufis, Salafis and Islamists: The Contested Ground of British Islamic Activism, London & New York: I. B. Tauris.
- Haqqani, Shehnaz, Laury Silvers, et al. 2016 "Islam." Mychal Copeland and D'vorah Rose ed., Struggling in Good Faith: LGTBQI Inclusion from 13 American Religious Perspectives, Woodstock: Skylight Paths.
- Jahangir, Junaid & Hussein Abdullatif 2016 Islamic Law and Muslim Same-Sex Unions, Kindle edition, Lexington Books.
- Kugle, Scott 2010 Homosexuality in Islam: Critical Reflections on Gay, Lesbian, and Transgender Muslims, Oxford: Oneworld.
- Grewal, Z. 2014 Islam Is a Foreign Country: American Muslims and the Global Crisis of Authority, New York & London: New York University Press.
- Hammer, J. 2013 (原著2012) American Muslim Women, Religious Authority, and Activism: More

ジェンダー研究 第21号 2019.2

Than a Prayer, Austin: University of Texas Press.

Malik, Aftab Ahmad 2003 The Broken Chain: Reflections upon the Neglect of a Tradition, Bristol: Amal Press.

Tarsin, Asad 2015 Being Muslim: A Practical Guide, n.p.; Sandala.

Yusuf, Hamza 2013 "Tempest in a Teapot: Islamophobia Meets Homophobia," Sandala (May 8, 2013). Accessed September 28, 2018. https://sandala.org/tempest-in-a-teapot/.

Yusuf, Hamza 2014 Men & Women, Album available at itune store.

《特集 現代イスラームにおける「伝統」の継承とジェンダー》

男/女の解消

――スーフィズムの人間観

Disappearance between Man and Woman: Sufi View on Human Existence

澤井 真 SAWAI Makoto

The aim of this paper is to consider how gender issue has been discussed in the context of Sufism. Academic results in Islamic studies leads to gender discussion by those who seek to change woman's place in Islamic society. Sufis' texts affirm the equality between man and woman when one reaches the divine unification. Discussants going for gender equality dredge up Sufi thought such as Ibn 'Arabī in the premodernism and applies it to gender issues in modernism.

はじめに

現代において、厳格で非寛容というイメージで語られやすいイスラームに比べ、スーフィズムは、実状はともあれ、イスラームの寛容的精神を代表し、高い精神性や倫理性を表すものとして語られる傾向にある。例えば、ルーミー(Jalāl al-dīn Rumī, 1207-1273)は中世に活躍した著名なスーフィーの一人であるが、彼の『マスナヴィー』(Mathnavī)は欧米諸言語に翻訳されており、多くの非ムスリムたちに読まれている¹。そこでは、神との一体性を説く神秘主義的側面とともに、諸宗教を超越した高潔な倫理観が詩的に綴られている。この意味で、ルーミーの詩は、非ムスリムにとって、非寛容で厳格なイスラームのイメージを和らげる緩衝材としての役割を果たしている。このように、スーフィズムは、非ムスリムによるイスラームのイメージ形成のうえで重要な役割を果たすと同時に、彼らをイスラームへ導く宣教的

役割を担っている。

歴史的に、スーフィズムは閉塞したイスラームの知を復興する市井的な運動であったことが知られている(Karamustafa, 2007)。こうして、イスラームは法学や神学などの知識人によって専有されてきた理性的で思弁的な知ばかりでなく、経験的で精神的な知をも含む体系となった。その結果として生じた軋轢は、近代以降もスーフィズム批判というかたちで続いているが、このことは同時に、スーフィズムが既存の権威や価値観に対して脱構築を促す可能性を秘めていることの表われでもある。

こうしたスーフィズムが果たす役割に注目して、ジャワード・ハイファー (Jawad Haifaa) は以下のように述べている。

スーフィズム、すなわちイスラーム神秘主義が、以下の点で鍵となる役割を果たしていることを強調せねばならない。すなわち、スーフィズムは、西洋社会のある分野の人々のあいだに受容されるイスラームの主要原理を形成するうえで影響を与えているという点で、そしてそれゆえに、ある人々、とりわけ女性たちにとって、もう一つの信頼できる生き方としてのイスラームを提供しているという点で、である(Haifaa, 2006: 169)。

ハイファーによれば、イスラームが西洋社会の思想枠組みに対して、もう一つの生き方を提示することが可能であるという。このとき、スーフィズムはとりわけ非ムスリムの女性に向けて、イスラームを発信するための重要な媒体となる。現代のスピリチュアリティーの興隆が、女性やスーフィズムといかに親和的であるかは、ここでの主題ではない。しかしながら、スーフィズムが、その霊性的側面を通して、非ムスリム女性に対するポジティヴなイスラーム理解にとっての有効な手段とみなす論者もいることは事実である²。スーフィズムを取り巻く複雑な状況の中、ジェンダーに関心を抱く論者たちは、自らの問題関心を前近代のスーフィーのテクストへと読み込み、イス

ラーム内における既存の男女観への脱構築を図る。こうした議論の担い手た

ちはムスリムの女性知識人たちであるが、彼女たちの意図は、比較神秘主義的な視座を通して女性全体の地位向上を目指すこと、すなわちキリスト教であれイスラームであれ、神秘主義による女性の本質主義的議論を行うことにあるのではない。むしろ、彼女たちの意図や目的はより具体的である。つまり、彼女たちはムスリムの行動規範の根幹にあるイスラーム法学におけるジェンダー平等を目指すうえで、既存の枠組みへの脱構築の可能性を望むスーフィズムというイスラームの神秘主義を用いるのである。

本稿では、イスラーム内のジェンダー論が、スーフィズムの男女観との関わりからいかに形成されてきたのかを辿り、前近代のスーフィーたちについての論者たちの分析から透けて見える企図を明らかにすることで、スーフィー的伝統の現代的状況を考察する。

1. スーフィズムと女性

前近代のスーフィズムと女性の関わりについての議論は、次の二つの主題に大別することができる。すなわち、第一に女性スーフィーたちについての記述的描写であり、第二に女性スーフィーたちによって著わされた論攷である。男性スーフィーについての記述や男性スーフィーによる論攷と比べるならば、これらは限定的に残存するのみであることを付言しておかねばならない。

女性をめぐる第一の視座は、スーフィズムにおける女性の役割に焦点を当てたものである。女性スーフィーは、ラービア(Rābi'ah al-'Adawīyah, 714頃-801)や、アリー・ファーティマ(Umm 'Alī Fāṭimah, ?-849)のように、初期の時代から存在していた。彼女たちは、同世代の男性スーフィーたちと、霊的に同位か、もしくは彼らよりも高位に達したことが記述されている。聖者伝を編んだアッタール(Farīd al-Dīn 'Aṭṭār, 1145-1221)は、自らの聖者列伝の中で、ラービアが著名な禁欲主義者ハサン・バスリー(al-Ḥasan al-Basrī, 642-728)からも一目置かれていた人物として記述している。

ハサン・バスリーは自分の説教の場にラービアがいないと説教をしなかったほどであったのだから、そのラービアのことは男性に並べて述べることができるはずだ。いや、それどころか、真理に照してみれば、神の徒と言われる人びとは、唯一性の中に無と帰した人たちのことであり、唯一なる神においては、我と汝の個々の存在が消滅するのであるから、まして男と女という存在自体がどうしてあり続けようか(アッタール、1998: 52)。

ハサン・バスリーはラービアを高く評価したが、それは彼女の霊的レベルを認めていたからに他ならない。それゆえに、彼は神性を体現したラービアの存在を無視して、神について語ることをしなかったのである。自我や社会的地位など人間につきまとう属性は、神の前では無と帰す。それゆえ、神秘家が神と一体になるとき、男/女という性別はもはや意味を成さない。アッタールは、ラービアとハサン・バスリーの関係性について記すとともに、ラービアについての男性からの評価をも描写する中で、彼女を男性と同位に扱うことができると考える。

ラービア研究やスーフィズムにおける女性性については、M・スミスによる研究がなされており、シンメルもインド・パキスタンを中心とした女性神秘家について考察している(Smith, 1928; Schimmel, 1975, 1997)。また、先のアッタールやスラミー($Ab\bar{u}$ 'Abd al- $Rahm\bar{a}n$ al- $Sulam\bar{i}$, 937–1021)による人名伝(タバカート)も英訳されている(Cornell, 1999)。これらは、アラビア語を解しない論者たちが、スーフィズムにおける女性の役割を論じる際の重要なソースとなっている。

また、「最大の師」と呼ばれ、後世に大きな影響を残した思想家であるイブン・アラビー(Muḥyī al-Dīn b. al-'Arabī, 1165–1240)は、アンダルス地方で生まれ、その後、エジプトやシリアを巡りながら多くの著作を残した。若き日のイブン・アラビーは、シャムス(Shams Umm al-Fuqarā', 12世紀頃)やファーティマ(Fāṭimah bint b. al-Muthannā, 12世紀頃)などの女性スーフィーたちをも師と仰ぎ、神秘家としての素地を形成した。彼は自らが編んだアン

ダルス地方のスーフィー人名集の中で、自らとファーティマの関係性を次のように記している。

彼女(ファーティマ)は言った、「かの者――彼女が指すのは私(イブン・アラビー)のことだが――を除けば、私に会いに来た者のいずれも私を驚嘆させることはなかった」(Ibn 'Arabī, 1964: 132)³。

この自賛にも見える彼の述懐は、ファーティマがイブン・アラビーを高く 評価していたことを示している。彼の記述は、しかしながら、ファーティマ がイブン・アラビーの傑出した霊的高次さを理解できる女性であったことの 証左でもあった。

このように、スーフィズムにおける女性の役割への言及は、イスラーム的伝統の担い手が男性ばかりではなかったことを示している。女性スーフィーの記述は男性に比べて確かに少ないが、さまざまな文献で記録されている。こうした記述を契機としながら、ジェンダーに関心を抱く論者たちは、スーフィズムの知における女性の役割を記すことで、イスラーム内の知をめぐる問題へと切り込んでいく。さらに、ジェンダー平等のための視角は、スーフィズムと女性をめぐる第二の視座の中でより一層掘り下げられる。

2. イブン・アラビー思想における男女の霊的同位性

女性をめぐる第二の視座は、スーフィー思想家の思想分析の中でも、特に男性と女性の霊的同位性や、男性に対する女性の霊的優位性を論じたものである。歴史的にみれば、まずイスラームの学術的研究がスーフィーの思想における女性性に関する議論を進めてきた(Nasr, 1968; Izutsu, 1983; Murata, 1992, 2003; Austin, 1984, 1988; Hakim, 2006)。これらの研究蓄積を参照しながら、ジェンダーに関心を抱く論者たちは、ジェンダー平等を推進するための議論を、スーフィーのテクストから読み解くのである。

スーフィズムにおいて、霊的に高次な段階に至った女性は男性になること

ができるという議論がある(Murata, 1992: 173-190)。言い換えれば、男性こそが完全な存在であり、女性は不完全な存在であるという考え方が、スーフィズムの思想においても見出されたということである。こうした議論に対して、イブン・アラビーの「完全人間」(al-insān al-kāmil)という概念がある。この語は、霊的に完全な状態に到った人間を意味している。他にも、人間の霊的完全性の極致を示す語としては「枢軸」(qutb)の語が知られているが、イブン・アラビーは男女が到る霊的階位について、以下のように論じる。

男性と女性 [双方] が、総ての [霊的] 階位に携わっており、枢軸性についてもそうである。(中略) [神の] 使徒 (ムハンマド) の言葉(神が彼を嘉し給いますように) は、「女性たちは男性たちの姉妹たち(shaqā'iq) である」というこの主題のみを言われたのである (Ibn 'Arabī, 1876: 100)。

イブン・アラビーは、人間は男女の区別なく、あらゆる霊的階位へ到達することが可能であると考える。この意味では男/女の差異は解消されており、これは枢軸という霊的人間の最高位についても同様である。したがって、女性も男性と同様に最高次の霊的階位に到達可能である。さらに、彼の主著の一つである、『叡智の台座』(Fuṣūṣ al-ḥikam)の中では、女性を通して神的叡智が論じられている。預言者の伝承によれば、預言者ムハンマドが愛したものの一つに、女性があるという。

汝らの世界のうち、我を愛でさせるものは次の三つ(thalāth 引用者注: thalāthah の女性形)である。女性、薫香、そして喜びが礼拝の中で成されること、である(Ibn 'Arabī, 2015: 372)。

この預言者の伝承を通して、イブン・アラビーは、ムハンマドが女性の中 に神の美を見出していることを示す。女性、薫香、そして喜びのうち、女 性と喜びの二つは女性名詞であるが、薫香は男性名詞である。文法的にみれば、男性名詞と女性名詞が併記されているとき、男性形(thalāthah)を用いるのがアラビア語の慣例である。しかしながら、預言者ムハンマドはそうした慣例には従わず、「三」を指すアラビア語として女性形(thalāth)を用いている。イブン・アラビーはこの点に注目し、女性を通して理解される神的叡智を積極的に語り出したのである 4 。

3. サアディーヤ・シャイフからみたイブン・アラビーの人間観

スーフィズム研究を俯瞰するとき、イブン・アラビー思想に関する研究書や研究論文は他のスーフィーに比べても多く出版されている。1977年に創設されたイブン・アラビー学会(The Muhyiddin Ibn 'Arabi Society)に見られるように、イブン・アラビーに関心を抱くスーフィズム研究者は多い。

本節で取り上げるサアディーヤ・シャイフ(Sa'diyya Shaikh)は、イブン・アラビーの思想を考察し、ジェンダー的視点からスーフィズムを展開している。ケープタウン大学で教鞭をとる彼女は、スーフィズムにおける男女観を掘り下げて考察することで、イスラーム法学を中心とする既存の男女観に対して、一石を投じることを試みる。アラビア語で「人間」を表わす「インサーン」という語は、先の「完全人間」のようにイブン・アラビーの思想では非常に重要な意味をもつ。この点について、彼女は以下のように論じている。

完全人間というイブン・アラビーの核概念は、人間という論題の中心的理解を提示しており、それは明瞭なジェンダー包括性(gender-inclusivity)に関わっている点で重要である。イブン・アラビー自身は、完全人間(アル=インサーン・アル=カーミル)——完全性を表す基準——が非性別的(ungendered)であり、男性と女性に対して同じ要求を行い、双方が等しく到達可能なものであることを繰り返し述べている(Shaikh,2009: 26)。

クルアーンに基づくサアディーヤ・シャイフの理解によれば、男と女から成る人間とは、アラビア語の「インサーン」であるという。それゆえに、完全人間(アル=インサーン・アル=カーミル)とは性別をもたない。人間の霊的な完成に関して、男性と女性の双方が、等しく同一の事柄を要求され、その結果として等しく完全人間になることができる。サアディーヤ・シャイフによるイブン・アラビーのテクスト理解は、ジェンダー論から見たイブン・アラビーの思想理解の一端であるが、彼女は自らのこうした研究の意図について、以下のように論じている。

本論文 ("In Search of al-Insān: Sufism, Islamic Law, and Gender") は、イスラーム法の中にあるジェンダーに関する多数派の理解を、創造的に再考するうえで、スーフィズムが、現代のイスラーム・フェミニストたちに有益なソースを提供することを示唆するものである (Shaikh, 2009: 1)。

彼女の議論が企図するのは、イスラーム法におけるジェンダー問題を改革 するうえでのソースを、スーフィズムから発掘し、それをイスラーム・フェ ミニストたちへ提供することである。

彼女が掘り起こした知は、アミーナ・ワドゥード(Amina Wadud)らのように、クルアーンやハディースなどを、ジェンダー平等という視点から理解しなおす者たちの議論へ吸収されていく⁵。このサアディーヤ・シャイフのジェンダー論の意図は、スーフィズムに基づく生き方を提供するというよりも、むしろスーフィズムが提供する知を通して、イスラームにおけるジェンダー平等を目指すものである。それゆえに、彼女がイブン・アラビーのテクストを読み、スーフィズムの文脈からジェンダーを考察することは、アラビア語のテクストを読み解くことで進められる学術的研究ばかりではなく、彼女自身が企図する社会変革へ繋がっている。

おわりに

スーフィズム史を概観するとき、全てのスーフィーたちが男女の霊的平等を論じたわけではなかった。しかしながら、神の前での男/女の解消や男女の霊的同位性を内包するかたちで、スーフィズムはジェンダー平等



図 スーフィー女性機構のホームページ

というイスラーム的伝統を築いてきたとも言うことができよう。このいわば ジェンダー・スーフィズムとでも言うべき議論は、市井運動として始まっ たスーフィズムの現代的展開でもある。それゆえに、マイノリティーであっ た女性たちは、現代的課題をスーフィズムに投影させるかたちで携わってい る。ただし、こうした議論の根幹を支えるテクストの創造的な読みは、イス ラームについての学術的な研究成果とも有機的に結びついている。

今日、ケナン・リファーイー(Kenan Rifai, 1867–1950)を師と仰ぎ、トルコで活動するスーフィー団体や、アラウィー・スーフィー協会が中心となって進めている国際共生デーなど、女性を中心に組織された諸団体がさまざまな活動を行っている。また、1993年に設立されたスーフィー女性機構(The Sufi Women Organization)のホームページでは、女性スーフィーたちが人種や団体を越えて扶助し、女性の権利や教育を含む人道主義活動を行うことを設立の目的に謳っている(図参照)。こうした活動は、スーフィズムの知を個人の生き方ばかりでなく、社会の共生へも応用しようという動きである。スーフィズムに根差した社会的ネットワークは着実に拡大しており、今後も多方面への展開が予想される。

*本稿は、平成30年度 JSPS 科研費(17K13336)による研究成果の一部である。また、科学研究費基盤研究 (A)「イスラーム・ジェンダー学の構築のための基礎的総合的研究」(代表:長沢栄治)からは、多くのサポートや示唆を受けた。ここに謝意を表したい。

注

- 1 例えば、インターネット通信販売サイトであるアマゾン (amazon) 社のアメリカ、イギリス、フランス、そしてドイツの各国版のウェブサイトで、"Rumi"と検索すると (2018年11月23日アクセス)、ドイツ以外のウェブサイトで「ベストセラー」として紹介されている。ドイツ版ウェブサイトでは、ドイツ出身のイスラーム研究者であったアンネマリー・シンメル (A. Schimmel, 1922-2003) が著わしたルーミーの解説書に「ベストセラー」が付されている。
- 2 このことは、宗教的なものや神秘的なものに惹かれる主体が女性の側にあることを意味するわけではない。本特集の序文で論じられているように、イスラーム諸学が男性を中心に担われてきたことを踏まえるとき、女性は受け手にならざるをえなかった。それに対して、スーフィズムは民衆レベルに開かれているゆえに、女性もイスラームの知を説くうえで、重要な担い手となることが可能なのである。
- 3 この翻訳に際しては (Austin, 1971) も参照した。
- 4 アラビア語に見られる女性形に関して、神を説明する際に用いられる重要な名詞には、女性名詞が多く含まれていることを理由に、男性に対する女性の優位性を論じる者たちもいる (Shaikh, 2003, 2009, 2012; Aslan, 2013)。
- 5 本特集の後藤論文を参照されたい。

参考文献

- Ahmed, Leila 1992 Women and Gender in Islam: Historical Roots of a Modern Debate, New Haven: Yale University Press.
- Aslan, Ednan, Marcia Hermansen, and Elif Medeni (eds.) 2013 Muslima Theology: The Voices of Muslim Women Theologians, Frankfurt am Main: Peter Lang.
- Austin, Ralph 1984 "The Feminine Dimension in Ibn 'Arabi's Thought," *Journal of the Muhyiddin Ibn 'Arabi Society* 2, pp. 5-14.
- ——— 1988 "The Lady Nizam: An Image of Love and Knowledge," Journal of the Muhyiddin Ibn 'Arabi Society 7, pp. 35–48.
- Cornell, Rkia E. 1999 Early Sufi Women, Louisville: Fons Vitae.
- Haifaa, Jawad 2006 "Female Conversion to Islam: The Sufi Paradigm," Karin van Nieuwkerk (ed.), Women Embracing Islam: Gender and Conversion in the West, Austin: University of Texas Press, pp. 192–230.
- Hakim, Souad 2006 "Ibn 'Arabī's Twofold Perception of Woman: Woman as Human Being and Cosmic Principle," *Journal of the Muhyiddin Ibn 'Arabi Society* 39, pp. 1–13.
- Ibn 'Arabī, Muḥyī al-Dīn 1964 Sharḥ Risālat rūḥ al-quds fī muḥāsabat al-nafs, Damascus: Mu'assasat al-'Ilm li-l-Ṭibā'ah wa-l-Nashr. [Austin, Ralph (tr.) 1971 Sufis of Andalusia: the Rūḥ al-quds and al-Durrat al-fākhirah of Ibn 'Arabī, London and New York: Routledge.]
- ——— 1876 al-Futūhāt al-makkīyah vol. 3 in 4 vols., unknown editor, Cairo: Dār al-Tibā'ah.
- 2015 Fuşūş al hikam, Saiyid Nizām al-Dīn Ahmad (ed.), Cairo: Maktabat Mişr.

- Izutsu, Toshihiko 1983 Sufism and Taoism, Berkeley: University of California Press.
- Karamustafa, Ahmet T. 2007 Sufism: The Formative Period, Berkeley: University of California Press.
- Murata, Sachiko 2003 The Tao of Islam, Albany: State University of New York Press, 1992.
- "Women of Light in Sufism," Sacred Web- A Journal of Tradition and Modernity 12, pp. 25–34.
- Nasr, Seyyid H. 1968 "Who is Man? The Perennial Answer of Islam," *Studies in Comparative Religion* 2–1, pp. 61–68.
- Schimmel, Annemarie 1975 Mystical Dimensions of Islam, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- ——— 1997 My Soul is a Woman: The Feminine in Islam, New York: Continuum.
- Shaikh, Sa'diyya 2003 "Transforming Feminisms: Islam, Women, and Gender Justice," Omid Safi (ed.), Progressive Muslims: On Justice, Gender and Pluralism, Oxford: Oneworld, pp. 147–161.
- 2009 "In Search of al-Insān: Sufism, Islamic Law, and Gender," Journal of the American Academy of Religion 77–4, pp. 781–822.
- 2012 Sufi Narratives of Intimacy: Ibn 'Arabi, Gender, and Sexuality, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Smith, Margaret 1928 Rābi'a Başri: The Mystic and Her Fellow Saints in Islām, New Delhi: Kitab Bhavan.
- アッタール,ファリード・ゥッディーン・ムハンマド (1998年)『イスラーム神秘主義聖者列伝』(藤井守男訳)、国書刊行会.

《特集 現代イスラームにおける「伝統」の継承とジェンダー》

邦訳クルアーンとジェンダー

---無意識の伝統主義

Unconscious Traditionalism: Reading Japanese Translations of the Qur'an from a Gender-Conscious Perspective

後藤 絵美 GOTO Emi

In Japan, at least nine complete translations of the Qur'an have been published since 1920. Through comparisons of the Japanese translations of verse 4:34, which concerns the male-female relationship, this paper highlights elements of contemporary unconscious traditionalism that are shared by translators of the Qur'an and readers of their works.

はじめに

クルアーンの日本語翻訳(以下、邦訳クルアーン)は、日本人にとって、イスラームを知ったり、それに触れたりする際の重要な手がかりの一つとなってきた。日本では、1920年以来、欧米語訳や先行する日本語訳、あるいはアラビア語のクルアーン注釈書などをもとに、現在まで少なくとも九つの完訳が刊行されている。それぞれの訳者が誰であり、何を典拠としているのか、またどのような点にこだわりを持って翻訳を行ったのかは、すでにいくつかの紹介があるが「、それらをジェンダーとの関わりから検討した研究は、管見の及ぶ限り、いまだみられない。本稿は、ジェンダーの視点から邦訳クルアーンに光をあて、その中の「伝統」のあり方を浮かび上がらせようという試みである。

クルアーンとジェンダーについては、以下の二つの研究動向がある。一つは、クルアーンの中にどのようなジェンダー秩序を読み取ることができるのかを考察するものである。これは主にムスリムの(多くは女性)研究者らに

よって担われてきた。そこでは、クルアーンの伝統的理解が本質主義的な男性優位観を受容するものであるという指摘がなされ、それとは異なるクルアーンの読み方が模索されてきた(Mernissi, 1991; Wadud, 1999他)。もう一つは、クルアーンとジェンダーの関わりが、時代や地域、教育や宗教知識、社会・文化的環境の異なる、男性または女性のムスリムの間でどのように理解されてきたのかを検討するものである。そこでは、同じ章句についても解釈は多様であり、また変化しうるという点が強調されてきた(Mahmood, 2005; 後藤、2018b)。

邦訳クルアーンの中で、ジェンダー秩序は、どのような理解にもとづき、 どのような言葉遣いによって表現されているのだろうか。その訳文に多様性 や変化はあるのだろうか。本稿では、男女の関係性に関して述べるクルアー ン4章34節の訳文の比較を中心に据えてこれらの問いを考えてみたい。

1. 日本におけるクルアーンの翻訳

(1) 概況

ムスリムの間で礼拝や朗誦に際して用いられるのは、アラビア語のクルアーンである。クルアーンを他言語に翻訳する行為、またはその産物としての翻訳は、一つの解釈に過ぎないと言われる。ただし、文語としてのアラビア語の習得は必ずしも容易ではないため、アラビア語を母語としない社会集団、またはこれを日常的な使用言語としない地域に暮らすムスリムの多くにとって、クルアーンの翻訳は、神の言葉を理解するための重要な参考書であった。

ムスリム以外にとっても、クルアーンの翻訳は、イスラームを知ったり、イスラーム文化に触れたりする際の手がかりの一つとなってきた。この点で日本の状況は際立っている。日本国内のムスリム人口は11万人程度(人口全体の0.1%以下)と推計されるが、その約9割は外国出身のムスリムで、アラビア語を母語とするアラブ諸国の出身者は4000人程度、日本人ムスリムは1万人程度といわれている(店田、2015)。

表1は、既刊の邦訳クルアーンの訳者、題名、出版社、出版年である。日本語を読むムスリムの人口がわずかであるにもかかわらず、これまで九つものクルアーンの完訳が刊行されてきたことは注目に値する。その多くは、イスラームの信仰者ではない、日本の読者層に向けて出版されてきた。

表1 邦訳クルアーン (全訳)

- 1. 坂本健一訳『コーラン経』全二巻、世界聖典全集14・15、世界聖典全集刊行会、1920年。
- 2. 高橋五郎・有賀阿馬土訳『聖香蘭経 (イスラム教典)』聖香蘭経刊行会、1938年。
- 3. 大川周明訳注『古蘭』岩崎書店、1950年。
- 4. 井筒俊彦訳『コーラン』全三巻、岩波書店、1957-58年、1964年(改訂版)。
- 5. 藤本勝次・伴康哉・池田修訳『コーラン』世界の名著、中央公論社、1970年。
- 6. 三田了一訳注『日亜対訳・注解 聖クラーン』日訳クラーン刊行会、1972年/日本ムスリム協会編『日亜対訳・注解 聖クルアーン』日本ムスリム協会、1982年、1996年(改訂版)。
- 7. モハマッド・オウェース・小林淳訳『聖クルアーン』イスラム・インターナションル・パブリケーションズ、1988年。
- 8. 中田考監訳、中田香織・下村佳州紀訳、「クルアーン正統十読誦の意味と機能」松山洋平著『訳解 クルアーン クルアーン正統十読誦の意味と機能』黎明イスラーム学術・文化振興会、2011年/ 中田考監修、中田香織・下村佳州紀訳、「訳解と正統十読誦注解」松山洋平訳著、黎明イスラーム学術・文化振興会責任編集『日亜対訳 クルアーン[付]訳解と正統十読誦注解』作品社、2014年。
- 9 澤田達一訳『聖クルアーン 日本語訳』啓示翻訳文化研究所、2013年。

(筆者作成)

(2) 邦訳クルアーンと4章34節

クルアーンは全部で114の章からなる。その中には神に由来するとされる様々な言葉が記されているが、ジェンダーに注目した場合、そこには、男女を等しく扱う章句と、男女に異なる規定を示した章句がある。前者は例えば33章35節である。「本当に、ムスリムの男性と女性、信仰のある男性と女性、敬虔な男性と女性、正直な男性と女性(中略)、これらの者のために神は罪をお許しになり、大きな報償を準備なされる。」男女はともに、信仰とよき行為によって報われるというのである。

男女に異なる規定を示した章句としては、例えば、男性が複数の妻を持つ

ことについて述べた 4 章 3 節、相続について息子と娘がいる場合には、「息子には娘二人分に相当するもの」を与えるようにという 4 章 11 節、証言について二人の男性が見つからない場合、一人の男性と二人の女性の証言が必要であるという 2 章 282 節、女性の装いや行動に関して述べた 24章 31 節や33章 59 節などがある。加えて、男女の関係性に関する 4 章 34節² は、ジェンダーの視点に立ってクルアーンの訳文を比較する際に、おそらくもっとも示唆的である。

本稿では4章34節の冒頭の一文を検討の対象とする。一部の単語をアラビア語に残したまま該当部分を訳出すると、次のようになる。「男たちは女たちのカウワーム(qawwām)である。アッラーが一方を他方よりもファッグラ(faḍḍala)したからであり、彼らが彼らの財産から費やすからである」。アラビア語の「カウワーム」には、監督者、管理者、扶養者、保護者などの意味が、ファッグラには、他より好む、優先する、上に位置づけるなどの意味がある。これらの単語をどのように理解し、また文全体にどのような含意を読み取るかによって、訳文は大きく異なってくる³。そのことは各邦訳の該当部分を比較しても明らかである。表2は、邦訳クルアーンの各書について、4章34節の冒頭部分の訳文を示したものである(参考として、訳出に際して主に参照したものも付記した)。

各書の訳文を読み比べてわかるのは、そのほとんどにおいて、「男性は女性よりも優れており、女性を従属させる」という男性優位、男性上位のジェンダー秩序が示されていることである。その傾向がとくに顕著なのが、井筒俊彦訳(表2-4)であり、逆にそれを排した(あるいは、少なくとも減じた)読み方を示すのが、三田了一/日本ムスリム協会訳(表2-6)である。

こうした訳文の違いは、どのようにして生じたのであろうか。以下では、 井筒と三田/日本ムスリム協会訳の二種類の邦訳書について、翻訳の目的、 訳出の際に参照されたものを比較する中で、男性優位や男性上位という要素 の有無や強弱が生じた経緯と理由について考えていくことにしたい。

表 2 邦訳クルアーンと 4 章 34 節の冒頭部分

_								
	訳者名 書 名	出版年	邦訳の際、 主に参照したもの	4章34節の冒頭部分				
1	坂本健一『コーラン経』	1920年 (大正9年)	原典および英語訳	男子は婦人の上に位すべし、神は渠 等の一を他より超えしめ、渠等をし て(其妻を扶持する為に)富資を用 ひしむるため。				
2	高橋五郎・ 有賀阿馬土 『聖香蘭経』	1938年 (昭和13年)	英語訳	男は大神が他の上に与へたまふた品質に依て女よりも勝ってゐる、又男は女の為に其の財産の中より為す費用の為にも然りである、				
3	大川周明 『古蘭』	1950年 (昭和25年)	原典および漢語、 英語、仏語、独語 の諸訳	男子は女子の扶持者なり。そはアル ラーハが女子よりも男子を優れるも のとし、且男子は女子を扶養するた めに其財を費やすが故なり。				
4	井筒俊彦 『コーラン』	1957-58年 (昭和32-33年) /改訂1964年 (昭和39年)	原典からの翻訳、 アラビア語のクル アーン注釈書等	アッラーはもともと男と(女)との間には優劣をおつけになったのだし、また(生活に必要な)金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。[改訂版より引用]				
5	藤本勝次・ 伴康哉・池田修 『コーラン』	1970年 (昭和45年)	原典からの翻訳、 英訳	男は女より優位にある。というのは、神がおたがいのあいだに優劣をつけたもうたからであり、また男が金を出すからである。				
6	三田了一/ 日本ムスリム協会 編『日亜対訳・注 解 聖クラーン/ 聖クルアーン』	1972年 (昭和47年) /改訂1982年 (昭和57年) /改訂1996年 (平成8年)	原典からの翻訳、パキスタンでの講 義と先行する諸訳	男は女の擁護者(家長)である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から(扶養するため)、経費を出すためである。[1982年改訂版より引用]				
7	モハマッド・オ ウェース・小林淳 『聖クルアーン』	1988年 (昭和63年)	不明(おそらく原 典からの翻訳)	男は女の保護者なり。そはアッラーがあるものを他より優れるものと し、また男は女のために己が財を費 やすが故なり。				
8	中田考(監修)、中 田香織・下村佳州 紀(訳)『日亜対訳 クルアーン』	2011年 (平成23年)	原典からの翻訳、 アラビア語のクル アーン注釈書等	男たちは女たちの上に立つ管理人である。アッラーが一方に他方以上に恵み給うたことゆえ、また、彼らが彼らの財産から費やすことゆえに。				
9	澤田達一 『聖クルアーン』	2014年 (平成26年)	原典からの翻訳、 アラビア語(現代 シーア派)の注釈 書、三田訳	男性は女性の擁護者(家長)である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、彼らが自分の財産から〔扶養する〕費用を出すためである。				

(筆者作成)

2. 「男性優位、男性上位」はどこからきたのか

(1) 井筒俊彦訳『コーラン』――「学術的」であることの追求

世界的に知られる言語学者・哲学者の井筒俊彦 (1914-93) が、クルアーンの翻訳を出版したのは、1957年のことである。初版の解説によると、翻訳のきっかけは岩波文庫の編集部からの依頼であり、その目的は、全世界に数億の信徒を擁するイスラームについて知りたいと思う人が増える中で、クルアーンに何が書いてあるのかという疑問を抱く者が多くなり、その内容を表面的にでもわかるようにすることだったという (井筒、1957:上巻 305)。

訳出に際し、底本には「フリューゲル版」のクルアーンが用いられた。これは、井筒の表現によると、「当時ヨーロッパきっての碩学として令名のあったグスタフ・フリューゲル(Gustav Flügel)4が厳密な校訂を加えて一八四一年に初版を出した最初の学術的テクストであって、今日に至るまで『コーラン』研究の基礎資料として西欧の学界にひろく使用されている」ものである(同:上巻3)。

訳文を検討する際に参照したものとして、井筒は、中世期の学者バイダーウィー (?-1286) の注釈書を挙げている。バイダーウィーは「西暦十三世紀のコーラン学者、その註釈は回教の正統派では最上のものとして非常に尊重されて来た」人物だとして説明されている(同:上巻4)。一方、次のような指摘も併記されている。「しかしこの註釈書も、十九世紀以来長足の進歩をとげたアラビア文献学の今日の知識水準から見ると、無数の欠陥を蔵しており、すべての点についてこれに盲従することは到底不可能である。」よって、同書の翻訳には、バイダーウィーの注釈だけでなく、ヨーロッパのアラビア学の成果も随所に活用されている(同:上巻4)、というのであった。

これらの言葉から、井筒の訳が、信仰の対象ではなく、イスラームを知りたいと考える日本の読者に向けられたもので、異文化を知るための学問としてヨーロッパで蓄積・発展してきた東洋学の成果にもとづきつつ、その中で重要視された中世期のムスリム学者の注釈書を主に参照した「学術的」な翻訳を目指したものであったことがうかがえる。

以上のような経緯から提示された井筒訳の訳文は以下の通りである。「アッラーはもともと男と(女)との間には優劣をおつけになったのだし、また(生活に必要な)金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。」(井筒、1964: 上巻115)5

男性が能力・価値・程度などの点において女性を上回り、それによって本来的に男性は女性の上位にあるという表現は、バイダーウィーを含む、中世期の男性ムスリム学者の注釈書に共通してみられるものであった⁶。

(2) 三田了一『日亜対訳・注解 聖クラーン』⁷/日本ムスリム協会『日亜対訳・注解 聖クルアーン』——信仰と実生活

日本人の改宗ムスリムで、日本ムスリム協会の第二代会長の三田了一 (1892-1983) がクルアーンの翻訳に着手したのは1960年代前半であった⁸。 三田訳のクルアーンでは、朗誦の方法が示されたアラビア語の原文が訳文の横に配され、また、それぞれの章句の単語や文意について細かな注釈が付されていた。これは、信徒が朗誦したり、神の言葉を理解したいと願ったりする際の援けになるためだったと考えられる。すなわち、井筒訳が信徒以外の日本人読者を主な読者と想定していたのとは対照的に、三田による翻訳は、日本人信徒による使用をも意識していたのであった。

巻頭の「クラーンを初めて読む方へ。」という部分にはクルアーンの中で示された啓示当時の状況が現代とは異なるため、現代の視点からは疑問視される部分が出てくるかもしれないが、細部にとらわれず、クルアーン全体の考えや精神性を読み取らねばならないと述べられている。

翻訳に際して参照されたのは、三田が1963年から二年間パキスタンで師事した「アブドゥル・ラシッド・アルシャッド」という人物の講義と、同じく20世紀にインドで刊行された「マゥラナ・アブドゥル・マージド」の英亜対訳書⁹とユスフ・アリの英亜文対訳書¹⁰である。三田はまた、預言者の伝承や初期信徒らの理解に関する伝承など、「古来行われている解釈」を継承したと述べる一方で、「わが国において日常使われている語句、たとえば身を殺して仁をなすというような場合、ほんとうに自分を殺害するという

ような、表現には従わ」ず、また、「事情により例外的に、新しい解釈であることを明示して、旧来のそれと併記したものもある」と記している(同: VI)。

具体的に、どの節に対して、誰の解説や訳文が主に参照されたのかは明示されていないが、4章34節についてはユスフ・アリの英訳に依拠した可能性が高い。アリ訳(初版1934年)は、信徒のための「現代的な訳」を目指したことを謳うものであった。以下は4章34節の該当部分の英訳である。

Men are the protectors and maintainers of women, because Allah has given the one more (strength) than the other, and because they support them from their means (Ali, 2000: 92).

この部分は、三田訳では「男は女の擁護者(家長)である。それはアルラーが、一を他よりも強くなされ、かれらが己れの資財から(扶養するため)、費やすゆえである」とある(三田、1972: 95-96)。訳語の選択が上のアリ訳と重なっていることがわかる。

1972年に出版された三田訳『聖クラーン』は、その後10年を経て、アラビア語部分の差し替えと全体の改訳が行われ、日本ムスリム協会発行の『日亜対訳・注解 聖クルアーン』(1982年)として新たに刊行された。改訳に際しての留意点の一つは、「何よりもまず若い世代の人々に抵抗なく読んでいただけるように、且つまた高齢の方々にも読みやすい日本語」への統一であった(日本ムスリム協会、1982: VII)。その成果は4章34節にもあらわれており、同節は、「男は女の擁護者(家長)である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から(扶養するため)、経費を出すためである」と改訳された(日本ムスリム協会、1982: 98)。

(3) 考察

以上、井筒訳と三田/日本ムスリム協会訳を参照し、翻訳の目的、訳出の際に参照されたものを眺めてきた。井筒訳は、異文化としてイスラームを理



図1 井筒俊彦訳『コーラン』(全 三巻) 1964年改訂版

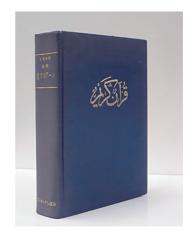


図2 日本ムスリム協会編『日亜対 訳・注解 聖クルアーン』

解するために、東洋学の成果とその中で重視された中世期のムスリム学者の注釈書を参照して翻訳されたものであった。一方、三田訳とそれを土台とした日本ムスリム協会訳は、信徒をも読者として想定しており、「古来行われている解釈」をもとにしたとしつつも、20世紀の解説や英訳を含む、より現代的な典拠を用いた翻訳であった。

これらのうち、井筒訳には「男性優位、男性上位」という要素の強い読み方が、また三田/日本ムスリム協会訳はそれが大幅に減じられた読み方が、それぞれ提示されていた。こうした違いが生じた理由として考えられるのは、第一に、典拠としたものに示されていたジェンダー秩序が異なっていたという点である。井筒訳には中世期の注釈学者が想定していたジェンダー秩序が、三田/日本ムスリム協会訳には20世紀の学者や翻訳者が想定していたジェンダー秩序が、それぞれ影響を与えていた。

第二に、両者の目的の違いである。自らも信徒で、また他の日本人信徒も 参照するという前提でクルアーンの翻訳に取り組んだ三田や日本ムスリム協 会の関係者にとって、「神はどのようなジェンダー秩序を意図していたのか」 という問いは、信仰と実生活にかかわる、重要なものであったはずである。 一方、異文化のものとしてイスラームを客体化していた井筒訳においては、 その点は問われなかったのではないかと考えられる。

おわりに

学術的であることを追求した井筒訳と、信徒のための参考書となることを目指した三田/日本ムスリム協会訳では、4章34節冒頭部分の訳文が異なっていた。中世期の注釈書を土台とする前者は、その時点において有力であった「男性優位、男性上位」というジェンダー秩序を継承しており、後者は、より現代的なジェンダー秩序の意識のもとに成り立っていたといえるであろう。

ジェンダー秩序をめぐる表現の相違は、4章34節だけでなく、その他の章句についても指摘しうる。たとえば、人類の創造に関する4章1節について、井筒訳と日本ムスリム協会訳の最新版には次のような違いがある。

井筒訳:

人間どもよ、汝らの主を畏れまつれ。汝らをただひとりの者から創り出し、その一部から配偶者を創り出し(〔訳者注:〕アダムの肋骨からイブを創ったことを指す)、この両人から無数の男と女とを(地上に)播き散らし給うたお方にましますぞ。

日本ムスリム協会訳(1996年改訂版):

人びとよ、あなたがたの主を畏れなさい。かれはひとつの魂からあなたがたを創り、またその魂から配偶者を創り、両人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる。

二つ目の文について、クルアーンの原文を、アラビア語を残しつつ直訳すると、「あなた方を一つのナフス (nafs) から創り出し、それ (=ナフス)から配偶者を創り出した」となる。井筒訳では、ナフスという単語に「ひと

りの者」という訳語があてられ、「汝らをただひとりの者から創り出し、その一部から配偶者を創り出し」と訳されている。さらに同文の後半部分には、「アダムの肋骨からイブを創ったことを指す」という注記が添えられている。神は男性を創造し、その一部から女性を創り出したというジェンダー化された物語は、中世期のクルアーン注釈書に共通して見出されるものである"。

日本ムスリム協会訳でも、当初は井筒訳と同様にアダムの一部からその配偶者がつくられたという訳文が採用されていた。「かれは一人の者(アーダム)からあなたがたを創り、またその者(の一部)から配偶者を創り、両人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる」(日本ムスリム協会、1982:92)¹²。ところがその後、1996年の改訂によって、上に引用した訳となったのである。これは、20世紀後半に、ナフスを「ひとつの魂」ととらえる読み方がムスリムの間に広まったからだと考えられる。男女は創造においてひとつの魂、ひとつの源から生まれた。よって、男女は同等で相互補完的な関係にあるという主張に基づく読み方である。こうした改訳の中に、より現代的なジェンダー意識と過去におけるそれとの葛藤を読み取ることもできるであろう¹³。

以上のように、クルアーンの読み方には多様性や変化があるということを念頭に、現時点までに出版された邦訳クルアーンの訳文を改めて眺めてみると、その大半が、井筒訳同様、中世期のクルアーン注釈書――本特集でいうところの「イスラーム的伝統」の一部――に示されたジェンダー秩序を継承していることがわかる。注意すべきは、それが意識的な継承ではないという点である。それは、主に参照したものからの無意識の継承であり、多くの場合――井筒訳がそうであったように――「学術的である」という姿勢の陰に隠れた継承である。異文化としてイスラームを知りたいと願う日本の読者は、クルアーンの内容に触れるため、いずれかの邦訳を手に取るであろう。その際、どれがより学術的かという観点から邦訳書が選択されることも少なくないと考えられるが、その瞬間にこそ「無意識の伝統主義」が生じるのである。

はじめに述べたように、近年、クルアーンの中にどのようなジェンダー秩序を読み取ることができるのかを考察したり、クルアーンとジェンダーの関わりの多様性や変化を実証したりする研究が増えている。そうした中にあって、邦訳にまつわる以上のような「無意識の伝統主義」の存在に気づかないまま、無批判に訳文を参照したり、引用したりすることは、現代の葛藤の中で生まれつつあるジェンダー研究の新たな学術的試みの数々を――やはり無意識のままに――排除することにつながるように思われる。

イスラームとジェンダーをめぐる研究を行う者が今問うべきは、「学術的」であるとは一体どういうことなのか、「学術的」であることと「伝統の継承」とはどのような関係にあるのか、という点なのかもしれない。これらについては他の主題を扱うジェンダー研究を広く参照しつつ、稿を改めて論じてみたい。

注

- 1 この点については、邦訳クルアーンの比較考察を行った拙稿(後藤、2018a)を参照 されたい。
- 2 「男は女の擁護者(家長)である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から(扶養するため)、経費を出すためである。それで貞節な女は従順に、アッラーの守護の下に(夫の)不在中を守る。あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでも効きめがなければこれを打て。それで言うことを聞くようならばかの女に対して(それ以上の)ことをしてはならない。本当にアッラーは極めて高く偉大であられる。」(日本ムスリム協会、1982: 98)
- 3 ムスリムの間での解釈の違いについては(後藤、2018b)を参照されたい。
- 4 1802年-70年。ドイツ出身の東洋学者。
- 5 井筒の解説は初版 (1957年) を引用、翻訳は改訂版を引用した。
- 6 この点についは(後藤、2018b)で論じた。
- 7 三田訳ではアラビア語の Qur'an という単語について、「クラーン」というカタカナ表記が用いられていた。
- 8 三田は戦前、満州鉄道社員として中国に滞在し、同地のムスリムの生活や人間性に魅せられ、1941年に仏教徒から改宗した。詳しくは(後藤、2018a: 149-155)を参照されたい。
- 9 インド出身の Abdul Majid Daryabadi(1892–1977)の英訳書 *The Glorious Qur'an* だと思われる。

- 10 インド出身の 'Abdullah Yusuf 'Ali(1872–1953)の The Meaning of The Holy Qur'an である。
- 11 例えば、井筒訳で主に参照したバイダーウィーの注釈書を参照されたい (Baydawi, 1968: 1-201)。
- 12 先行する三田訳では「人びとよ、なんじらの主を畏れまつれ、かれはひとりからなん じらをつくり、また同類のその配偶をつくりたまい、かれら両人から、無数の男と女 をふやし広めたもう方であられる」とあった(三田、1972: 89)。
- 13 4章1節を根拠に、女性は男性の魂の片割れであり、その片割れを見つけることで、 人は平静を取り戻し、安心し、家族を築くと論じたのは、エジプトの思想家でムスリム同胞団のイデオローグとして知られるサイイド・クトゥブ (1906-66) である。彼のクルアーン注釈書とその議論の広がりについては (後藤、2007) を参照されたい。

引用文献

- ※邦訳クルアーンの書誌情報については表1に示した。
- 後藤絵美 2018a 「日本におけるクルアーン翻訳の展開」松山洋平編『クルアーン入門』 作品社,125-173頁.
- 2018b 「クルアーンとジェンダー―男女のあり方と役割を中心に―」松山洋平編『クルアーン入門』作品社、389-413百
- ----- 2007 「イスラームの女性観―聖典と日常のあいだ―」『年報地域文化研究』10, pp. 64-87.
- 店田廣文 2015 『日本のモスク一滯日ムスリムの社会的活動一』山川出版社.
- Ali, Abdullah Yusuf 2000 (初版1934) The Holy Qur'ān: English Translation with Original 'Arabic Text. New Dehli: Kitab Bhavan.
- al-Bayḍāwī, Nāṣir al-Dīn Abū al-Khayr 'Abd Allāh b. 'Umar 1968 *Anwār al-Tanzīl wa Asrār al-Tāwīl*. 2 vols., Cairo: Mustafā al-Bābī al-Halbī wa Awladi-hi bi-Misr.
- Mahmood, Saba 2005 Politics of Piety: The Islamic Revival and the Feminist Subject, Princeton/ Oxford: Princeton University Press.
- Mernissi, Fatima 1991 (原著1987) The Veil and the Male Elite: A Feminist Interpretation of Women's Rights in Islam, Mary Jo Lakeland (tr.) New York: Addison-Wesley.
- Wadud, Amina 1999 (初版1992) Qur'an and Woman: Rereading the Sacred Text from a Woman's Perspective, New York: Oxford University Press.

《翻訳で読むジェンダーの名著:訳者が語るその魅力》

サラ・S・リチャードソン著/ 渡部麻衣子訳『性そのもの―ヒ トゲノムの中の男性と女性の探 求』法政大学出版局、2018年

Richardson, Sarah, S.: Sex Itself: The Search for Male and Female in the Human Genome, University of Chicago Press, 2013



渡部(森) 麻衣子 WATANABE (MORI) Maiko

1 はじめに

本稿では、2018年10月に邦訳が出版されたばかりの、サラ・S・リチャードソンによる『性そのもの』(法政大学出版局2013: 2018)を紹介する。著者のリチャードソンは、スタンフォード大学で現代思想を専攻し、博士号を取得した後、ハーバード大学でジェンダー論と科学史の分野で教員の職に就き、准教授を経て昨年から教授となった、まだ若手に位置付けられる論者である。初の単著となる本書では、ジェンダー論の立場から「性染色体」の発見と命名、そしてその帰結を批判的に考察し、以降、ジェンダー論の立場から現代生物学を考察することへと関心を集中させている。最近では、「母親由来のゲノムの刷り込み maternal imprinting」と呼ばれる現象に関する科学的言説を批判的に分析する論文を発表しており、著作の刊行が待たれてもいる。こうした業績からは、リチャードソンをジェンダー論と生物学、生物学史をつなぐ研究領域の先頭に立つ研究者の一人として位置づけることができる。その業績のはじまりである本書は、20世紀初頭の豊かな米国で花開いた分子生物学界を舞台に、X染色体とY染色体が発見され、躊躇いながら「性染色体」と名付けられた後、20世紀を通してそれぞれ「女らしさ」、「男

らしさ」と結びつけられ、性差をめぐる分子生物学を方向付けていった過 程を、「ジェンダー批判的」に分析した研究の成果である。リチャードソン は、スタンフォード大学在学中にはじまった研究の初期の段階での重要なメ ンターとして、同大学を拠点としてフェミニズム科学論を牽引してきたヘレ ン・ロンジーノとロンダ・シービンガーを挙げている。「性染色体」を中心 とした性差をめぐる「科学知の社会的生成」の過程を「ジェンダー批判的」 に分析することで、「ジェンダー分析に基づく技術革新」の一過程を表した 本書には、リチャードソンが彼女たち二人の優れた弟子として、フェミニズ ム科学論の流れを発展的に受け継ぐ論者であることが示されている。した がって、本書の魅力はまず、米国におけるジェンダー論の立場に立つ生物学 史研究の最先端に触れられる点にあるだろう。加えて、私は特に、リチャー ドソンの主張を、シービンガーが推進する「ジェンダー分析に基づく技術革 新」との関係の中で理解することが重要だと考えている。「性差に基づくイ ノベーション」とも訳されてきた「ジェンダー分析的イノベーション」へ の関心が、近年日本でも高まっている²が、本書は、シービンガーが中心と なって推進するこの学術的実践を発展させる上で極めて重要な点に光を当て ているからだ。その点とは「批判性」だ。リチャードソンが本書を通して 主張していることは、「ジェンダー分析に基づく技術革新」のプロセスにお ける「批判」の重要性である。そこで、以下では、まず本書を概観した後、 フェミニスト科学論の潮流から発展した「ジェンダー分析に基づく技術革 新」について紹介する。その上で、「ジェンダー分析に基づく技術革新」に おける「ジェンダー批判」の重要性を確認し、本書の魅力の紹介とさせて頂 きたい。

2. 対象:「性そのもの」としての「性染色体」

周知の通り、X染色体とY染色体は、46本ある人間の染色体の中でも特異な地位を与えられている。その他の染色体は「常染色体」と呼ばれ、大きさの順に番号が振られているにすぎないのに対し、XとYは「性染色体」と

呼ばれる。このように分類名によってその機能が限定的に指し示されている染色体は、これら二つを除いて他にない。そして、X とY ほど、その機能の一つが広く一般に知らされている染色体も他にはない。性染色体が発生学的な性分化の機構を担っていることは、たとえば、胎児の性別に関心のある妊婦に向けた情報の中で一般的に解説されている 3 。あるいはトイレの入り口に、よくある男女のピクトグラムの代わりに、X とY を取り入れたデザインを利用している施設もある 4 。X とY という馴染み深いデザインと社会規範の最も原初的な基盤である「性別」の組み合わせは、これら二つの染色体に、他にはない親しみ易さをもたらしていると言える。

しかしリチャードソンは、本書を通して、この「性染色体」にある親しみ易さには注意するよう読者に促す。なぜなら、この親しみ易さは、科学者をさえ時に惑わせるからだ。たとえば、第五章「男らしさの染色体」では、Y染色体が一本多い遺伝子型「XYY」を持つ人が「超雄的」であると結論付けた、1960年代後半から70年代にかけて行われた研究を紹介している。刑務所の収監者を対象とした調査に端を発する研究において、「超雄的」とは「より攻撃的である」ことと同義である。ここには、当時の社会生物学の性役割に関する理論の中心にあった「男性は生来女性よりも攻撃的だ」という主張が前提として明らかに織り込まれている。しかし、XYY 超雄理論は、その前提であるはずの「男性(中略)の攻撃性は普通であり自然である」という主張の「強力な証拠」(131頁)として扱われた。Yには、「攻撃性」に代表される本質的「男らしさ」を司る物質としての地位が付与されていた。つまりジェンダー化されていたのだ。結局、XYY 仮説は、1976年に心理学者たちが行った研究によって反証され終焉したが、Yを「男性の本質」を司る染色体とする言説は残り続けた。

そして続く六章で示されるように、Xもまた、「女性の本質」を司る染色体としてジェンダー化された。たとえば、X染色体が一本少ない「XO型」の染色体を持つターナー症候群の女性は、「男性的な認知形質を持ち、また非女性的な体形をしているとすら主張」(151頁)された。一方、X染色体を一本多く持つ「XXY型」の染色体を持つ男性は「女性的」と表現されて

きた。「女性的」の内容には、「筋肉質ではないこと」や「体毛が少ないこと」だけではなく、「受動的攻撃性」や「内向的」という行動の特性も含まれていた。さらに、1960年代初頭、X染色体を二本持つ女性でのみ、細胞によって発現するX染色体が異なる「Xモザイク性」と呼ばれる現象が起こることが明らかにされると、これを「おかしな、混乱した、キメラのような、ミステリアスな、矛盾した、変わりやすい、複雑な、一貫しない、頼りにならない、怪物的で(中略)、感情的で、控えめ」(157頁)といった、女性についての伝統的な文化的表象の科学的証左とする主張がなされ、批判されることがなかった。

リチャードソンは、このような染色体の「ジェンダー化」の源泉は、「人は2に弱い」(288頁)という人間の持つ認知の癖だけでなく、「性染色体」という分類名にあると主張している。彼女は、本書の序盤で、命名をめぐる生物学者たちの躊躇いを周到に描き出した上で、XとYのジェンダー化のもたらした混乱を描き、終盤では、当初の躊躇いの中で切り捨てられた「他の可能性」に再び言及し、分類名を再考すべきだとはっきりと述べている。ここに象徴的に示されているように、本書における著者の目的は、単に性染色体の歴史を描くことではなく、そのことを通して、生物学的性差研究を批判的に考察し、性差研究に貢献することにある。歴史学的研究を通して、分子生物学に直接貢献しようとするリチャードソンの姿勢は、分類名の批判にだけではなく、過去、そして現在の性差研究の方法にある課題を簡潔にまとめたリストにも表れている。本書は、リチャードソンが「ジェンダー批判的なゲノム科学」と呼ぶ、ポストゲノム時代に目指すべき性差研究の実践の重要な一区画を示す成果なのである。

3. ジェンダー分析的イノベーション

はじめに述べたように、「ジェンダー批判的ゲノム科学」の実践である本書は、「ジェンダー分析的イノベーション」というシービンガーの概念を発展させるものだ。シービンガーによれば、「ジェンダー分析的イノベーショ

ン」とは、これまでフェミニスト科学論において「ジェンダー・バイアス」として批判されてきた「性差への注目」を、より肯定的に科学・技術の発展に生かしていくことを目指す学術的実践である⁵。たとえば、簡単な例で言えば、「女性の心臓病」に注目することで、これまで男性をモデルとして蓄積されてきた「心臓病」に関する知識に、新たな知見を付け加えることができる。リチャードソンが最も影響を受けたとするアン・ファウスト・スターリングが『ジェンダーの神話』⁶で表したような、社会生物学的な性差の主張への批判を主軸の一つとしてきたフェミニスト科学論にとって、「性差への関心を科学・技術の発展のために積極的に利用していこう」というシービンガーの主張は、新たな時代のはじまりを告げるものだ。

新たな挑戦であれば当然、そこには危うさも伴う。ハートソックやハーディング等、社会構築主義の立場に立つフェミニスト科学論者たちは、男性優位の社会において構築されてきた科学の客観性に疑問を提起し、女性をはじめとする「周辺」からの視座が、より「強い」客観性を提供すると主張してきた7。その主張は、「周辺」を価値づける一方で、女性を再帰的に「周辺的地位」に固定化する可能性も持つ。同様に、「性差への関心の積極的利用」は、シービンガーの意図する範囲を超えて、性差を所与の生物学的条件として固定化する危険がある。ジェンダーの多様性が認識され、性差を二項対立的に捉えない規範が醸成されつつある現代において、それは研究分野への信頼に関わる危険でもある。したがって、いかにしてこの危険を回避しながら、科学・技術の発展に「性差」への視座をよりよく利用していく方法を見出せるかが、「ジェンダー分析的イノベーション」という分野の発展の要だろう。

4. 「ジェンダー分析的イノベーション」の基礎としての「ジェンダー批判的科学」

リチャードソンの提案する「ジェンダー批判的科学」という実践は、その方法になり得ると、私は考える。リチャードソンは、「ジェンダーの概念

――フェミニスト、男性中心主義、反フェミニスト、そしてその他――は、 性の科学にとって不可避の道具であり、それらは、批判に晒される時に科学 において建設的な役割を演じることができる」(250頁)と述べている。そ して、ポスト・フェミニズムの社会背景の中で、イノベーションの実践の中 に「ジェンダー批判」が「ノーマライズ」されてきた近年の傾向を歓迎して いる。しかしXとYを「性染色体」と名付けたことを源泉とする性差のゲノ ム学の中には、この傾向に逆行し、「性差の関係性を誤解し、性の間の差異 の大きさを誇張し、遺伝子型と表現型の関係を誤って解釈」(前出)してい るものもある。リチャードソンは、それらの研究にある問題は「批判性の欠 如」であると論じる。そして、「性とジェンダーの違いについての前提につ いて批判性を欠くことは、研究の偏りに貢献し、社会的に有害な帰結をもた らす。」(284頁)と警鐘を鳴らし、「科学コミュニティーの中で、そうした 批判性を育て発展させる」ことを推奨する。彼女の提唱する「ジェンダー批 判的科学」は、まさにその実践であり、本書は、前出スターリングの他に、 生物学による観察対象のジェンダー化を分析したエミリー・マーチンやエ ヴリン・フォックス・ケラーによる分析的視座を受け継ぎながら、「ジェン ダー批判的科学」の実践の基礎を提供するものである。

5. おわりに

性の多様性に基づいた社会制度の改正や、#MeToo 運動とも呼応して、シービンガーの提唱する「ジェンダー分析に基づく技術革新」の重要性は今後益々高まっていくだろう。性差への関心は、学術研究やイノベーションの分野に新たなフロンティアを提供し、これまでそれらの枠外に置かれがちであった女性に利する成果をもたらす可能性も大いに持っている。しかし、本書が示すように、その関心を成り立たせる前提に対する批判性を欠けば、同じ関心が人と社会に有害な研究を導く可能性もある。リチャードソンの主張する「ジェンダー批判的科学の実践」を基盤に据えることは、本書のフィールドであるゲノム科学のみならず、様々な科学・技術の分野をジェンダー分

サラ・S・リチャードソン著/渡部麻衣子訳『性そのもの―ヒトゲノムの中の男性と女性の探求』

析に基づいて発展させていくために不可欠ではないだろうか。「科学とジェンダー」に関心のある皆様に、是非本書を手に取って頂き、性とジェンダーに対する感度の高い現代の科学の行く末を考えるための一助として頂ければと願っている。

注

- 1 シービンガーの用語 Gendered Innovation には、いくつかの異なる訳語があてられてきた。2016年にシービンガーを招聘して東京で開催されたシンポジウムでは、「性差に基づく新しいイノベーション」が採用された。訳書中では、科学の実践にジェンダー分析を取り入れることの重要性を訴えるリチャードソンの主張を踏まえ、「ジェンダー分析に基づくイノベーション」を採用した。しかしこれは「分析」の重要性を含み損ねており、隠岐(2018)の「ジェンダー分析的視点を取り入れたイノベーション」の方が適訳と思われる。一方、小川(2018)は「性差研究に基づく技術革新」を採用している。ここでは選定過程の一案として、「ジェンダー分析に基づく技術革新」を訳語として用いることとする。
- 2 Schiebinger, Londa「自然科学・医学・工学におけるジェンダード・イノベーション」 『学術の動向』(小川眞里子訳) 2017年11月号:12-17頁。Schiebinger, Londa, "Gendered Innovations in Medicine, Machine Learning, and Robotics" (小川眞里子訳「医学、機械学 習、ロボット工学分野における「性差研究に基づく技術革新」」)『学術の動向』2018 年12月号:8-19頁。隠岐さや香『文系と理系はなぜ分かれたのか』星海社新書、 2018年:187頁。
- 3 https://www.babys-room.net/1482.html (参照: 2018/11/25)
- 4 『大隈典子 仙台通信』(2018/8/3) [https://nosumi.exblog.jp/27023718/] (参照:2018/11/25)
- 5 Schiebinger, Londa (ed.) 2008. Gendered Innovations in Science and Engineering, Stanford University Press.
- 6 Fausto-Sterling, Anne. 1985. Myths of Gender: Biological Theories about Women and Men, Basic Books. (池上千寿子、根岸悦子訳『ジェンダーの神話―「性差の科学」の偏見とトリック―』工作舎、1990年。)
- 7 Harding, Sandra, G. (ed.) 2004. The Feminist Standpoint Theory Reader, Routledge.

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

平成29年度 事業報告

2019年度 個人·団体研究助成 募集要項

2019年度 『ジェンダー研究』第22号原稿募集要項

年報審查·機関誌編集規程

平成29年度 事業報告書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(1) ジェンダー問題に関する研究・調査

第1期プロジェクト研究(平成24~28年度:成果として『資料集 名古屋における共同保育所運動1960年代~1970年代を中心に』を出版)に続く第2期のプロジェクト研究の準備をすすめ、準備会を2回開催し、研究テーマ等を決定した。

テーマ :「ジェンダー研究が拓く知の地平」

内 容 :人文・社会・自然にわたる多様な研究分野の研究者を集め、それぞれの専門分野における「ジェンダー問題とは何か」を議論する研究会を行うことをめざす。

すすめ方:「呼びかけ文」(趣意書) と「呼びかけ対象」を検討・決定し、若手 研究者(研究歴が短い)を中心に呼びかけることとした。

(2) ジェンダー問題に関する研究への助成

①個人研究助成

若手研究者を対象に、男女共同参画社会の形成に資する研究テーマを公募 し、選考の上助成した。

- ·募集期間 平成29年4月15日~5月31日
- ・応募総数 22名
- ・審査委員会 第1次選考 平成29年6月27日 14:00~17:30 当研究所にて選考会議

ヨ切九別にし医ち云哉

第2次選考 平成29年6月27日 17:30~18:00 当研究所にて選考会議

- ・受託者(6名)
 - *本山 央子 (モトヤマ ヒサコ)

(お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科 ジェンダー学際専攻博士課程)

〈テーマ〉在日米軍による性暴力の実態および刑事司法処理に関する調査

*加野 泉 (カノ イズミ)

(名古屋大学大学院人文学研究科 博士候補研究員)

〈テーマ〉子育てにおけるジェンダー役割の再構築

―アメリカ「ヘッドスタート」の家族規範の検討をもとに―

* Turmunkh Odontuva (トゥルムンフ・オドントヤ)

(独立研究者 モンゴル JICA 通訳・翻訳者)

〈テーマ〉ポスト社会主義モンゴルにおける「理想女性」のイメージ

―婦人誌「Mongoljingoo」誌に掲載された写真や記事を分析して―

*水澤 純人 (ミズサワ スミト)

(京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 特任研究員)

〈テーマ〉現代パキスタンの市民社会とジェンダー 一イスラーム団体の言説の検証を中心に一

*柴田 里彩 (シバタ リサ)

(九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻 教育法制論研究室 修 士課程2年)

- 〈テーマ〉戦後における公立女子高校の成立過程に関する考察 一地域の特性に応じた女子教育という視点から一
- *目黒 茜 (メグロ アカネ)

(筑波大学人文社会科学研究科 国際公共政策専攻 博士前期課程2年) 〈テーマ〉「産む身体」の歴史社会学考察

- 1920~1930年代の医療的啓蒙言説に注目して-
- ·助成金額 計1,700,000円 (30万円 * 5人、20万円 * 1人)
- ②団体研究助成

ジェンダー問題を研究している団体の研究計画を公募し、選考の上助成した。

- · 募集期間 平成29年4月15日~5月31日
- ・応募総数 2件
- ・審査委員会 平成29年6月27日 13:30~14:00 当研究所にて選考会議
- ・受託団体 1件
- *リプロダクティブ・ライツについて考える会

〈テーマ〉妊娠相談制度の法的整備に関する研究

一女性のリプロダクティブ・ライツの観点から-

・助成金額 20万円

(3) ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

ジェンダー問題に対する理解・意識の普及や啓発のため講演会・報告会等を 開催した。

①設立20周年記念国際講演会

平成9年の財団法人設立(平成24年公益財団法人移行)から20周年となるのを記念して、著名なフェミニズム研究者である外国人講師を招聘して開催した。

- ・テーマ 「アメリカにおける女性・フェミニズム・ジェンダー研究―40年 の研究生活をふりかえって―」
- ・講師 エステル・フリードマン教授(スタンフォード大学)
- · 日 時 平成29年10月21日(土) 14:30~17:00
- ・会 場 ANA クラウンプラザホテルグランコート名古屋 ローズルーム I
- ・参加費 無料
- ·参加者 108名 (定員80名)
 - *講演会終了後、「20周年記念の会」を17:30~18:45、ホテルグランコート 名古屋のローズルームIIにおいて講演会講師、20年間の関係者、賛助会 員など63名の参加で開催し、交流した。
- ②ランチセッション

国際講演会講師を囲んで講演会とは別のテーマで、少人数のセッションを開催し、参加者と意見交換した。

- ・テーマ「トランプ政権下でフェミニストとして生きる」
- ・講師 エステル・フリードマン教授(アメリカ・スタンフォード大学)
- · 日 時 平成29年10月23日(月) 11:00~14:30
- ・会 場 東海ジェンダー研究所 セミナー室
- ・参加費 無料
- ·参加者 28名 (定員24名)

*ランチセッションの内容は、年報『ジェンダー研究』20号(平成30年2月28日発行)に掲載した。

③個人助成受託者報告会

前年度の個人研究助成受託者が、研究成果を中間発表するための報告会を開催した。

- · 日 時 平成29年7月8日(土) 12:20~16:20
- ・会 場 東海ジェンダー研究所 セミナー室
- ・報告者 西山 真司さん (名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ 研究員)

「政治的な経験における「女性であること」の構成」

江口 佳子さん (常葉大学外国語学部グローバル・コミュニケー ション学科専任講師)

「ブラジル軍事政権下の女性作家による女性の自己表出」

久島 桃代さん (お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研 究所特別研究員)

「農村に移住する女性たちと地域社会―ジェンダーの視点から」 佐藤 美和さん(お茶の水女子大学基幹研究院研究員)

「日本における同性カップルに対する権利保障の法制化に向けた現状と課題:自治体による同性パートナーシップ施策の調査を通して」

- ・参加書 無料
- ·参加者 19名 (定員24名)

*終了後、報告者を交えて交流会(参加者14名)を開催した。

4)講座

ジェンダー問題に関する講座は実施しなかった。

⑤替助会員のつどい

賛助会員の交流を図り、幅広い分野におけるジェンダー問題への理解を深めるため、毎年公開して行っている。今年度は名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(GRL)の開館に伴い、女性図書館のあり方を考える機会とした。

- ・テーマ 「対話と議論をめざす女性図書館
 - Collection Connection Development —
- ・講師 青木 玲子さん(国立女性教育会館客員研究員)
- · 日 時 平成30年1月27日(土) 13:15~16:00

- ・会 場 GRL 2F レクチャールーム
- ・参加費 無料
- ·参加者 80名 (定員60名)
 - *替助会員数 186名(平成29年度末現在)
 - *この事業は、GRL の協賛で実施した。

(4) 年報及びニューズレター等の発行(広報・出版活動)

①20周年記念誌の発行

財団法人設立から20周年になるのを記念して、設立の経緯や20年間のあゆみ等をまとめ今後の指針とするため、「20周年記念誌」を発行した。

- 発行月 3月
- 発行部数 1.000部
- 掲載内容

20年のあゆみ(主な出来事、座談会、インタビュー) 20年のあしあと

これからの東海ジェンダー研究所へ

資料編

②年報『ジェンダー研究』第20号の発行

巻頭論文「著書を語る」、公募論文、特別寄稿のほか、当研究所の平成28年 度事業報告も掲載した。

〈公募論文〉

- · 応募期間 平成29年4月15日~9月30日
- · 応募総数 4件(一般 3件、個人研究助成受託者 1件)
- · 年報審查委員会 第 1 次選考 平成29年10月12日

当研究所にて選考会議

第2次選考 平成29年12月6日

当研究所にて選考会議

〈内 容〉

- 発行月 2月
- · 発行部数 700部
- 掲載内容

巻頭論文 公募論文 研究ノート

特別寄稿

1件2件

1 件

2件

③ニューズレター『LIBRA』第60・61・62号の発行

ジェンダー問題に関する識者の見解、当研究所の事業などを掲載した。

- ・発行月 7月 (60号)・11月 (61号)・3月 (62号)
- · 発行部数 各号 1,300部

(5) 他団体との連携(共催)

①名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ (GRL) 開館記念式典

当研究所が名古屋大学との連携事業として準備をすすめてきた GRL の開館 記念式典を共催で実施した。

- · 日 時 平成29年10月31日(火) 10:30~13:00
- ・内 容 式典、GRL 内覧会、レセプションパーティ
- ・会 場 GRL 2F レクチャールーム、GRL 1F ライブラリほか
- ·参加者 来賓、名古屋大学関係者、当研究所役員等 約70名
- ②GRL 開館記念国際講演会 * 通訳あり

GRL の開館を記念して、アメリカ女性史の第一人者であり、ハーヴァード 大学ラドクリフ研究所所属シュレジンガー図書館元館長であるナンシー・コット教授を招聘し、講演会を GRL と共催で開催した。

- ・テーマ 「女性史の過去と未来」
- ・講師 ナンシー・コット教授 (ハーヴァード大学)
- · 日 時 平成30年3月24日(土) 13:30~17:30
- ・会 場 GRL 2F レクチャールーム
- ・参加費 無料
- ·参加者 89名

※開館記念国際講演会に先立ち3月23日(金)12:30~15:00 GRL 2F 会議室で、講師を囲んで「シュレジンガー図書館」をテーマにセッションを開催した。参加者は、20名であった。

③公開セミナー1 *通訳あり

国際講演会とは別のテーマで、講師と小人数の参加者とが議論できる形の公開セミナーを GRL と共催して行った。

- ・テーマ 「図書館とジェンダー」
- ・講師 ナンシー・コット教授(ハーヴァード大学)
- · 日 時 平成30年3月27日(火) 13:30~16:00
- ・会 場 GRL 2F レクチャールーム
- ・参加費 無料
- · 参加者 27名
- ④公開セミナー2
- *通訳なし

公開セミナー1と同じ形で、テーマと日程を変えた公開セミナーを GRL と 共催で行った。

- ・テーマ 「結婚と家族制度」
- ・講師 ナンシー・コット教授(ハーヴァード大学)
- · 日 時 平成30年3月29日(木) 13:30~16:00
- ・会 場 GRL 2F レクチャールーム
- ・参加費 無料
- 参加者 45名

- (6) ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と提供
 - ①ジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料を収集した。また、図書・雑誌等の 整理を引き続き行った。
 - ・ジェンダー問題に関する図書・雑誌の購入・寄贈 図書68冊、雑誌4タイトル
 - ・関係諸機関からの研究情報ニュース、研究誌(年報など) 43タイトル
 - ②名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ (GRL) への寄贈のため研究者 等からジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料の寄贈を受けた。

また、寄贈を受けた図書・雑誌・資料の入力や整理を前年度に引き続き行った。

(7) その他当研究所の目的を達成するために必要な事業

- ①ジェンダー問題に関する研究会・研修等に用いるセミナー室の貸出 平成29年度利用登録 12件、年間利用件数 80件(平成28年度 111件)
- ②ジェンダー問題に関する会議等への出席
 - ・GRL 設立準備委員会及び運営委員会小委員会への参加 準備委員会 5月23日(火)、6月29日(木)、8月22日(火) 小委員会 11月24日(金)、12月20日(水)、2月21日(水)
 - ・「名古屋市男女平等参画推進会議 (イコールなごや)」への参加 平成29年6月7日(水)、平成30年1月22日(月)
 - ・公益財団法人 あいち男女共同参画財団理事会への出席 平成29年5月31日(水)、平成29年6月22日(木)
 - ・「あいち女性連携フォーラム」への参加 平成30年3月9日(金)

(8)「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ (GRL)」への支援

①図書・雑誌・アーカイブの寄贈

GRL の蔵書とするため、当研究所の蔵書に加え、水田珠枝顧問はじめ多くの研究者から寄贈を受けた図書、雑誌・資料(アーカイブ)を GRL に寄贈した。

図書 8月1日に11,268冊を寄贈、以後1ヶ月ごとに寄贈を行い、3月 31日現在16,666冊の図書を寄贈した。内訳は、和書11,604冊、洋書 5,062冊である。

雑誌 10月6日に161タイトルを寄贈した。内訳は、和雑誌128タイトル、 洋雑誌33タイトルである。

資料 (アーカイブ) 10月6日に359冊・BOXを寄贈した。内訳は、名古屋における共同保育所資料268冊、米国女性史・英国労働史関係資料および英国性差別禁止・雇用平等関係資料91BOXである。

②運営費等の寄附

ジェンダー問題に関する研究をすすめるため、当研究所と名古屋大学の連携事業として準備をすすめ、11月1日に開館したGRLに対し、「図書及び運営費の寄附に関する合意書」(平成29年3月3日締結)に基づき、平成29年度分の運営費寄附金16.999,000円を平成29年4月7日に名古屋大学へ寄附した。

③ GRL 開館記念式典・開館記念事業への参画 開館記念式典(共催)の費用の一部として、200,000円を11月24日に名古屋 大学へ寄附した。また、3月に開催した開館記念国際講演会、セミナー等(共 催)の開催までの準備及び役割を分担し、費用の一部154,280円を負担した。					

公益財団法人東海ジェンダー研究所 助成

2019年度(第23回) 個人研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「個人研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が若手の研究者によって推進されることを願い、期待できる研究計画について研究費の一部を助成するものである。

- 2 対象となる研究
 - ・個人研究 ・分野不問 ・未発表のもの
- 3 助成費
 - 1研究30万円以内
- 4 募集人数

若干名

- 5 研究期間
 - 1年間
- 6 申請資格

ジェンダー問題についての研究意欲と、具体的な研究計画を持つ者(国籍・性別 不問)

7 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAX または郵送での請求も可)

8 申請方法

 書式に従って記入し、下記の期間に研究所へ提出する。
 <u>※受付は郵送のみ</u>

 期間 2019年4月15日(月)~5月末日 消印有効

 〈請求・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル 6 F 公益財団法人 東海ジェンダー研究所

> FAX 052–324–6592 E-mail info@libra.or.jp URL http://www.libra.or.ip/

TEL 052-324-6591

9 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2019年8月までに通知する。 なお、応募者が多数の場合は、若手研究者を優先する。

10 報告会での報告及び報告書の提出

採用された方には、①翌年度の個人助成受託者報告会での研究報告 ②所定の期日までに研究報告書を提出

を義務づけるが、研究論文をもって研究報告書に代えることができる。 なお、研究論文は、年報『ジェンダー研究』に投稿することができる。

公益財団法人東海ジェンダー研究所 助成

2019年度(第23回) 団体研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「団体研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が推進されることを願い、期待できる団体の研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

団体研究(分野不問、継続的研究にかかわらず、助成は単年度ごとに行う)

3 助成費

1研究 10~30万円 (研究の規模に応じて決定する)

4 研究費助成期間

1年間(年度ごとに研究成果を報告する) 継続して3回まで応募することができる。

5 申請資格団体

ジェンダー問題について研究する団体及びグループ

6 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAX または郵送での請求も可)

7 申請方法

書式に従って記入し、団体の会員名簿、会則等を添付する。 <u>※受付は郵送のみ</u>期間 2019年4月15日(月)~5月末日 消印有効 〈請求・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル 6 F 公益財団法人 東海ジェンダー研究所

> TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp

URL http://www.libra.or.jp/

8 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2019年8月までに通知する。

9 報告書の提出

採用された団体は、2020年7月末日までに研究活動報告・収支決算実績報告書を提出する。ただし、継続申請を希望する団体は、2019年5月末を提出期限とする。

公益財団法人東海ジェンダー研究所 年報

『ジェンダー研究』第22号 原稿募集要項(2019年度)

1 原則としてジェンダー関係の研究論文等を掲載する。

本号は、前号に引き続き、「女性と労働」をメインテーマとするが、その他の テーマも可とする。

2 応募資格

性別、年齢、国籍を問わない。

3 応募書類の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAX または郵送の請求も可)

4 応募方法

原稿(ホームページ掲載の執筆要項を参照)に応募書類を添えて、原稿締切日までに提出する。提出は**郵送のみ**とする。

5 応募原稿

- (1) 未発表のものに限る。
- (2) 字数は、20,000字程度(註、参考文献、図表等を含む)とする。
- (3) 原稿は A4サイズに印刷して郵送する。(最終原稿確定後に USB・CD などでデータを提出)
- (4) 原稿締切日は、2019年9月末日。 消印有効とする。
- (5) 原稿は、日本語を原則とする。
- (6) 英語のタイトルと概要(55ワード以内)をつけ、日本語と英語のキーワード(各5語以内)をつける。
- 6 原稿採用の決定

編集委員会(委員以外の専門家も含む)の審議を経て、通知する。

7 刊行予定

2019年度内とする。

〈請求・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル 6 F 公益財団法人 東海ジェンダー研究所

> TEL 052–324–6591 FAX 052–324–6592 E-mail info@libra.or.jp

URL http://www.libra.or.jp/

提出後、原稿締切日より2週間を経ても事務局より受領の連絡がない場合は、お問い合わせください。

公益財団法人東海ジェンダー研究所 規定

年報審查規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所(以下「この法人」という。) が発行する年報に掲載する論文の審査について、必要な事項を定める。

(審查)

- 第2条 年報の審査は、年報審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。 (構成)
- 第3条 委員会は、審査委員長及び審査委員で構成する。
- 2 審査委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者の中から、理事会 の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
- 3 年報審査委員は、機関誌編集委員を兼務することができる。
- 4 年報審査委員長は、理事の中から理事の互選とする。

(任期)

第4条 年報審査委員長及び年報審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(査読委員の委嘱)

- 第5条 この法人が発行する年報に掲載する論文の審査のために、査読委員をおく。
- 2 査読委員は、年報編集のつど委員会の議を経て、年報審査委員長が委嘱し、論 文を審査する。
- 4 委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、論文の掲載の可否、修正指示等の 措置を決定する。
- 5 査読委員には、役員等報酬規程に準じて報酬等を支給する。また必要に応じて、役員及び職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

- 1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。
- 2 第3条及び第7条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

公益財団法人東海ジェンダー研究所 規定

機関誌編集規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所(以下「この法人」という。) が、男女共同参画社会の実現のため、男女平等意識の啓発と普及を目的として発行するこの法人の機関誌について、必要な事項を定める。 (名称)

第2条 この法人の発行する機関誌は、年報『ジェンダー研究』、ニューズレター 『LIBRA』と称する。

(発行)

- 第3条 年報の発行は、原則として年1回とする。
- 2 ニューズレターの発行は、原則として年3回とする。

(編集)

- 第4条 機関誌の編集は、機関誌編集委員会(以下「委員会」という。)が行う。 (委員会の役割)
- 第5条 委員会は、機関誌の発行につき、編集・刊行などの任務を行う。 (構成)
- 第6条 委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。
- 2 編集委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者等の中から、理事 会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
- 3 編集委員長は、理事の中から理事の互選とする。 (任期)
- 第7条 編集委員長及び編集委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は 妨げない。

(報酬)

第8条 編集委員には、役員等報酬規程・役員等及び職員旅費規程に準じた報酬・ 旅費を支給する。

(著作権)

第9条 機関誌に掲載された著作物の著作権は、財団法人東海ジェンダー研究所に 属する。ただし、著者の申し出により著者自身が使用する場合は、この限りではな い。

(原稿の募集)

- 第10条 年報に掲載する論文は、原稿応募要項に従い、公募する。
- 2 執筆要項は、編集委員会が決定する。

(改定)

第11条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

- 1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究 所と読み替える。
- 2 第6条及び第12条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

執筆者プロフィール(掲載順)

HAYDEN, Dolores (ドロレス・ハイデン (ヘイデン))

イェール大学名誉教授(建築・都市計画・アメリカ研究)。ハーヴァード大学大 学院デザイン研究科(Harvard Graduate School of Design)修了。マサチューセッ ツ工科大学 (MIT)、カリフォルニア大学バークレー校及びロスアンジェルス校 教授をへて、1991年からはイェール大学教授。主な著書として、Seven American Utopias: The Architecture of Communitarian Socialism, 1790–1975 (MIT Press, 1976). The Grand Domestic Revolution: A History of Feminist Designs for American Homes, Neighborhoods, and Cities (MIT Press, 1981), Redesigning the American Dream: Gender, Housing, and Family Life (W.W. Norton, 1984). The Power of Place: Urban Landscapes as Public History (MIT Press, 1995). Building Suburbia: Green Fields and Urban Growth, 1820-2000 (Pantheon, 2003). A Field Guide to Sprawl (W.W. Norton, 2004) など。多くの 著作が The New York Times, The Wall Street Journal, The Boston Globe, CNN 等で紹介・ 書評され、また以下のような賞 American Library Association Notable Book Award, Awards for Excellence in Design Research from the National Endowment for the Arts, The Paul Davidoff Award for an Outstanding Book in Urban Planning, The Donald Davidoff for Feminist Scholarship などを受賞している。また詩人としても活躍し、詩集とし 7. American Yard: Poems, David Robert Books, 2004, Nymph, Dun, and Spinner, David Robert Books, 2010. などがある。

安川 悦子(やすかわ えつこ)

東海ジェンダー研究所顧問、名古屋市立大学名誉教授。名古屋大学大学院経済学研究科博士課程修了、経済学博士、専門は社会思想史。主な著書、『イギリス労働運動と社会主義一「社会主義の復活」とその時代の思想史的研究』(御茶の水書房、1982年、日本労働協会・読売新聞社・労働関係図書優秀賞受賞)、『フェミニズムの社会思想史』(明石書店、2000年)、『「高齢者神話」の打破一現代エイジング研究の射程』(竹島伸生共著、御茶の水書房、2002年)など。訳書として、ホブズボーム『市民革命と産業革命』(水田洋共訳、岩波書店、1968年)、ビーチ『現代フェミニズムと労働』(高島道枝共訳、中央大学出版部、1993年)、フリードマン『フェミニズムの歴史と女性の未来一後戻りさせない』(西山惠美共訳、明石書店、2005年)。

小川 裕子(おがわ ゆうこ)

大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科人間社会学専攻(社会福祉学分野)博士後期課程。元救護施設ホーリーホーム(社会福祉法人大阪婦人ホーム)相談員。社会福祉士。寄稿に「『家族』を超えた『ホーム』を築く」(杉本喜代栄・須藤八千代・岡田朋子編著『ソーシャルワーカーの仕事と生活一福祉の現場で働くということ』学陽書房、2009年)。

目黒 茜 (めぐろ あかね)

筑波大学人文社会科学研究科国際公共政策専攻社会学分野博士後期課程。博士前期 課程在籍時より、近現代女医の社会学的研究を行っている。理系知識人や、医療専 門家、それらにおけるジェンダーをテーマに、近現代日本社会の社会学的考察を試 みている。

加野 泉(かのいずみ)

名古屋工業大学ダイバーシティ推進センター特任助教。名古屋大学大学院国際言語文化研究科博士課程単位取得満期退学。博士(学術)。専門は社会学、ジェンダー。論文に「承認される文化の境界線―アメリカ・ヘッドスタートの多文化主義―」(社会文化学会『社会文化研究』第19号,109-127頁、2017年)、共著に『男性問題から見る現代日本社会』(池谷壽夫・市川季夫と共編著、はるか書房、2016年)、『シリーズ共生社会の再構築 I シティズンシップをめぐる包摂と分断』(大賀哲・蓮見二郎・山中亜紀編、法律文化社、2019年)がある。

小野 仁美 (おの ひとみ)

神奈川大学非常勤講師。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学。博士(文学)。元在チュニジア日本国大使館専門調査員。専門はイスラーム法、地域研究(チュニジア)、ジェンダー。論文に、「現代チュニジアにおけるシャリーアと女性―ラーシド・ガンヌーシーのイスラーム的女性解放論」(2015年、『イスラム世界』83号、1-29頁)。著書に、柳橋博之編著『イスラーム 知の遺産』(2014年、東京大学出版会、共著)、三成美保ほか編『歴史を読み替える―ジェンダーから見た世界史』(2014年、大月書店、共著)等がある。

高橋 圭 (たかはし けい)

日本学術振興会特別研究員 RPD (上智大学)。上智大学外国語学研究科地域研究専攻博士後期課程満期退学。博士(地域研究)。専門はイスラーム史、中東近代史、スーフィズム研究。現在は西欧、特に北米のイスラームとスーフィズムの展開に焦点を当てて研究をおこなっている。著書・論文として、『スーフィー教団―民衆イスラームの伝統と再生』(山川出版社、2014年)、「現代アメリカのムスリム社会とスーフィー聖者―ムハンマド・ナーズィム・アーディル・ハッカーニーの聖者伝の分析から」(髙岡豊・白谷望・溝渕正季編著『中東・イスラーム世界の歴史・宗教・政治―多様なアプローチが織りなす地域研究の現在』明石書店、2018年、148-163頁)等。

澤井 真(さわい まこと)

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科・特任研究員。東北大学大学院文学研究科博士課程修了。博士(文学)。専門は、宗教学、イスラーム思想。スーフィーたちのアダム論の考察を通して、イスラームの人間論に関心を抱いている。主要論文: "Ibn 'Arabī on the Perfect Man (al-insān al-kāmil) as Spiritual Authority: Caliph, Imam, and Saint" (2017)、"Re-experiencing the Myth of Adam: the Primordial

Covenant on Junayd's Idea of Fanā' and Baqā" (2018) 等。

後藤 絵美(ごとう えみ)

東京大学日本・アジアに関する教育研究ネットワーク(ASNET)特任准教授、東京大学東洋文化研究所准教授(兼務)。東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得退学。博士(学術)。専門はイスラーム文化・思想、アジア地域文化研究、服飾文化史。カイロ・アメリカ大学女性・ジェンダー研究所研究員、日本学術振興会特別研究員(PD)、東京大学東洋文化研究所助教などを経て現職。著書として、『神のためにまとうヴェール―現代エジプトの女性とイスラーム』(2014年、中央公論新社)、『イスラームってなに? イスラームのおしえ』(2017年、かもがわ出版)、『不妊治療の時代の中東』(2018年、アジア経済研究所、共著)、『クルアーン入門』(2018年、作品社、共著)他。

渡部(森) 麻衣子(わたなべ(もり) まいこ)

ウォウィック大学大学院社会学部博士課程修了。博士(科学技術社会論)。東京大学大学院情報学環・客員研究員、北里大学医学部・客員研究員、法政大学現代福祉学科・非常勤講師。東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラム『多文化共生・統合人間学プログラム』特任助教、特任講師(2014~2015年)、ハーバード大学科学史研究科客員研究員(2016~2017年)を経て、現職。主な論文に「出生前検査を用いた専門知による人の「生」の支配に抵抗する」(『科学技術社会論研究』第33号、109-122頁、2015年)、主な寄稿に「近代科学と人のいのち」(松田良一編『科学の最前線を歩く』白水社、2017年)、「選ぶ技術・選ぶ人:出生前診断のもたらす問い」(玉井真理子・大谷いづみ編『はじめて出会う生命倫理』有斐閣書院アルマ、2011年)、編著に『出生前診断と私たち一「新型出生前検査(NIPT)」が問いかけるもの』(共編、生活書院、2014年)、『エンハンスメント論争一身体・精神の増強と先端科学技術』(共編、社会評論社、2008年)がある。サラ・S・リチャードソン著『性そのもの』(法政大学出版局、2018年)を翻訳。

『ジェンダー研究』第21号 編集委員会

編集委員長

小川眞里子 (三重大学名誉教授)

編集委員

大野 光子 (愛知淑徳大学名誉教授)

加藤 義信(愛知県立大学名誉教授)

武田 貴子(名古屋短期大学名誉教授)

田中真砂子(お茶の水女子大学名誉教授)

西山 惠美 (元愛知学泉大学教授)

日置 雅子(愛知県立大学名誉教授)

吉田 啓子(名古屋経済大学名誉教授)

編集後記 ===

本誌第21号を無事に皆様にお届けできる運びとなり大変うれしく思います。昨年の7月から本誌の編集委員長を引き継ぐことになりました。前編集委員長の安川悦子先生は前号の編集後記に、「これからの20年、『ジェンダー』視座で築きあげられた研究が大きく枝をひろげ、学問研究の大樹になっていることを願う」と書いておられました。今後は、時に下枝や枯れ枝を切り落とすことも必要であったり、根元への肥料の補給で精一杯であったりするかもしれませんが、お預かりした樹齢20年のこの名木をなんとか元気に次世代へと繋ぐために力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて本誌巻頭の《著書を語る》は、安川先生のご意向で英文を掲載し、先生が解説をお寄せくださっています。ドロレス・ハイデン(ヘイデン)さんにさらに興味を抱かれた方は、本誌第15号掲載の佐藤俊郎さんの論文もぜひお読みになってください(本研究所 HP から閲覧可能)。また、ハイデンさんの翻訳を手掛けてこられた同氏の TEDxFukuoka 2015の講演もお勧めです。ちなみに名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリは、佐藤さんの設計によるものです。

例年通りに投稿論文や研究ノートも掲載できました。さらに若手イスラム研究者 4人による《特集》は、今日まで本誌があまり扱ってこなかった新しい分野の斬新 な切り口をお楽しみいただけるものと確信します。そして、当号から芽吹いた《翻訳で読む…》は、今後の定番にと考えているものです。一般的書評と違って自分の 訳書の魅力を、訳者自らがアピールしようというものです。今後、様々な翻訳本をご紹介して伸びやかな枝に育てたいと考えています。最後に、編集についてご意見ご要望等あれば、遠慮なくお寄せくださいますようお願い申し上げます。

(小川道里子)

ジェンダー研究

GENDER STUDIES

『ジェンダー研究』第21号 2019年2月28日 発行

編集・発行

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目 9-19 ミズノビル 6 F

TEL: 052–324–6591 FAX: 052–324–6592 E-mail: info@libra.or.jp https://libra.or.jp

印刷 株式会社 ユニテ 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目33-8

GENDER STUDIES

ANNALS OF THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES February, 2019 [Number 21]

CONTENTS

Preface	
NISHIYAMA Emi	1
Author's Commentary	
Introduction to <i>The Grand Domestic Revolution:</i> A History of Feminist Designs for American Homes, Neighborhoods, and Cities (Cambridge: MIT Press, 1981) Dolores HAYDEN	3
Dolores Hayden and Material Feminism	2
YASUKAWA Etsuko	21
Articles	
Agency in Sexual Transactions and Social Work Practices for Women: A Study of the Discourse on Sex Work OGAWA Yuko	31
The Role of Modern Women Doctors in Sexual Enlightenment in Japan: An Analysis of Shigeyo Takeuchi's Articles in Women's Magazines in the 1920s to 1930s MEGURO Akane	55
Research Note	33
The "New" Father Image of a Father Portrayed in the U.S. Head Start Program KANO Izumi	81
Special Articles: "Tradition" and Gender in Contemporary Islam "Tradition" and Gender in Contemporary Islam: Introduction TAKAHASHI Kei, ONO Hitomi, GOTO Emi, SAWAI Makoto	109
The Concept of the Family and Gender Norms: The Works of Tunisian Islamic Scholar Ibn 'Āshūr ONO Hitomi	121
Between Tradition and Reality: The Gender Discourses of Neo-Traditionalist Muslims in the United States TAKAHASHI Kei	133
Disappearance between Man and Woman: Sufi View on Human Existence SAWAI Makoto	145
Unconscious Traditionalism: Reading Japanese Translations of the Qur'an from a Gender-Conscious Perspective GOTO Emi	157
A Translator Speaks: The Appeal of a Foreign-Language Gender Classic Richardson, Sarah, S.: Sex Itself: The Search for Male and Female in the Human Genome, University of Chicago Press, 2013	
WATANABE (MORI) Maiko	171
Reports and Information from the Tokai Foundation for Gender Studies	179

EDITED BY

THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

Mizuno Bldg. 6F, 1–9–19, Kanayama, Naka-ku, Nagoya, 460–0022, JAPAN